

学校危機管理 マニュアル

(令和6年度修正)

東京都教育委員会

目 次

第 1 編 危機管理総論第 1 編 危機管理総論

第 1 章 東京都の危機管理	3
第 1 非常時の組織体制	3
1 東京都災害対策本部	3
2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部	7
3 教育庁災害対策本部の構成	8
4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧	9
第 2 章 「学校危機管理マニュアル」	16
第 1 目的、基本方針等	16

第 2 編 東京都教育委員会の危機管理

第 1 章 緊急時の連絡体制	19
第 2 章 教職員の参集	22
1 非常配備態勢と特別非常配備態勢	22
2 非常配備態勢の発令基準	24
3 特別非常配備態勢のイメージ図	25
4 震度 5 弱以下の場合の職員参集態勢	26
第 3 章 指示系統	28
第 4 章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策	29
第 5 章 ヘリサインの設置	29

第 3 編 学校の危機管理

第 1 部 自然災害（震災編）

第 1 章 事前対策（震災への備え）	32
第 1 計画の作成	32
1 学校危機管理計画の作成	33
2 教育活動の継続	48
3 避難所支援に関する運営計画の作成	48
4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成	51
第 2 教育・研修・訓練	53
1 児童・生徒等の防災教育	53
2 学校教職員の危機管理研修	55
3 避難訓練と防災訓練	56
第 3 事前の準備	59
1 物資の備蓄	59
2 日常の点検	59
第 2 章 応急対策（震災発生後の対策）	64
第 1 発災時の対応	64
1 震災が発生した場合の対応	64
2 児童・生徒等の避難誘導	70
3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制	81
4 特別支援学校における対応	84
5 学校施設・設備の安全確認と応急対策	91
6 ガス、電気、上水道の安全確認等	93

第2	避難所等としての対応	101
1	概要	101
2	発災時別の対応	117
3	一時滞在施設としての対応	123
4	災害時帰宅支援ステーションとしての対応	125
5	応援態勢	127
6	ボランティアの活用等	127
第3章	事後対策（教育活動の再開に向けて）	130
第1	安否情報、被害状況の収集と把握	130
第2	学校教育施設の再建	131
第3	授業再開の準備	131
第4	応急教育計画の作成	133
第5	心のケアの充実	134
第6	転出入に伴う学籍変更等	138
第7	入学（就学）相談に関する対応	138
第8	授業料の免除等	138
第2部	自然災害＜風水害・津波・火山噴火等編＞	
第1	特徴	141
第2	都の取組	142
第3	学校における対応	142
第4	教育庁の配備態勢	143
第3部	事故・事件	
第1章	防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）	145
第1	児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針	145
第2	校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成	145
第3	防犯マニュアル（例）	151
第4	児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト	161
第5	事故情報等の収集	164
第2章	新興感染症編	164
第3章	事故編	168
第1	大規模な停電	168
第2	爆破予告等における対処事例	169
第3	交通事故への対応	171
第4章	テロ、NBCR災害編	173
第1	テロ行為	173
第2	NBCR災害(テロによる場合を含む)	174
第3	教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針	176
第5章	弾道ミサイル編	177
第1	弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動	177

第4編 資料

(補足資料)

- 資料 1-1 災害情報の収集《例》
資料 1-2 本庁及び所の職員参集マニュアル

(参考資料)

- 資料 2-1 ホームページリンク集
資料 2-2 災害時諸様式
① 災害時連絡用紙 ④ 庁舎施設点検簿
② 職員参集状況報告書 ⑤ 被災状況報告書
③ 参集職員受付簿 ⑥ 参集経路図
資料 2-3 学校施設・設備等の点検リスト
資料 2-4 児童・生徒等の心のケア
資料 2-5 災害時帰宅支援ステーション用物品の使用目的、使用方法
資料 2-6 緊急地震速報装置の取扱いマニュアル
資料 2-7 不審物等への対応マニュアル
資料 2-8 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針
資料 2-9 都立学校における休日の防犯対策について（通知）
資料 2-10 年末年始に向けた学校危機管理体制の徹底について（通知）
資料 2-11 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）
資料 2-12 震災対策ポケットメモ（学校教職員用）
資料 2-13-1 震災時の対応チェックリスト（標準 学校用）
資料 2-13-2 点検チェックリスト（非構造部材・学校用）
資料 2-14 災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割
資料 2-15 都立一時滞在施設配備品目
資料 2-16 一時滞在施設運営のフロー図

(規程等)

- 資料 3-1 東京都の危機管理～危機管理に係る規定の概要～
資料 3-2 大震災時における学校のあり方検討委員会報告書
資料 3-3-1 東京都教育委員会災害対策要綱
資料 3-3-2 東京都教育委員会災害対策要綱に基づく災害時の発信・受信事務の処理体制
資料 3-4-1 都立学校の避難所指定に関する要綱
資料 3-4-2 避難所施設利用に関する協定書（例）
資料 3-5-1 大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について
資料 3-5-2 大規模災害時における学校職員の業務従事等について（通知）
資料 3-6-1 災害時帰宅支援ステーション事務連絡（案）
資料 3-6-2 災害時帰宅支援ステーションチラシ（例）
資料 3-7 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定、実施要領
資料 3-8 都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定、実施細目
資料 3-9 事故発生報告等事務処理要綱
資料 3-10 避難所等の協定締結内容等の確認について
資料 3-11 東京都応急対策本部運営要綱

(防災関係連絡先)

- 資料 4-1 防災連絡先等一覧（教育庁、都各局、各区市町村及び他県市）
資料 4-2 東京都災害拠点病院一覧（令和6年8月1日時点）

第1編 危機管理総論

第1章 東京都の危機管理

第1 非常時の組織体制

- 1 東京都災害対策本部
- 2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部
- 3 教育庁災害対策本部の構成
- 4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

第1章 東京都の危機管理

東京都では、「帰宅困難者対策条例」を平成25年4月に施行し、災害時の一斉帰宅を抑制するため、企業等に従業員の3日分の食糧等の備蓄を努力義務とした。

さらに、東京都防災会議は、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年公表）」を令和4年5月に修正し、東京都における防災計画の基本となる「東京都地域防災計画（震災編）」を令和5年に修正している。

第1 非常時の組織体制

1 東京都災害対策本部

東京都は、都の地域に地震災害が発生した場合、災害対策基本法、東京都災害対策本部条例、同条例施行規則、東京都災害対策本部運営要綱及び東京都地域防災計画（震災編）の定めるところにより、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

(1) 都本部の設置

- ア 知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。
- イ 都本部を構成する局の局長（教育長を含む。以下同じ。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- ウ 危機管理監は、イによる要請があったとき、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

(2) 都本部設置の通知等

- ア 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。また、必要があると認めたときには、区市町村長、陸上自衛隊、厚生労働大臣、国土交通大臣、隣接県知事等にも通知する。
- イ 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- ウ 本部長からの通知を受けた局長等は、本部の設置について、所属職員に周知徹底する。

ア 東京都災害対策本部の組織図

根拠	災害対策基本法第 23 条第 8 項（昭 36 法律第 223 号） 東京都災害対策本部条例（昭 37 条例第 110 号）
目的	知事は都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るために必要があると認めるときは本部を設置する。
組織	<p style="text-align: center;">災 害 対 策 本 部 の 組 織</p>

イ 都本部における教育庁職員

都本部における本部員等の指定及び役割は次のとおりである。

- 本 部 員： 教育長
本部長（知事）の命を受け、局の事務を掌理する。
都災害対策本部会議の審議等に出席する。

- 本 部 連 絡 員： 総務部広報統計課長、福利厚生部福利厚生課長
発災後東京都防災センターに常駐し、本部と教育庁の連絡調整に当たる。
本部員を助け、都災害対策本部会議に出席し、教育庁との連絡のための通信要員を活用する。

- 本 部 員 代 理： 本部員（教育長）が参集するまでの間、本部員の代理として都災害対策本部会議等に出席する。本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど、本部員の職務を代理する。
教育庁においては、①課長級以上の本庁職員の中から②自宅から都庁本庁舎まで、おおむね2時間以内に徒歩で参集できる者を、あらかじめ本部員代理として指定している。

- 通 信 要 員： 総務部広報統計課の職員の中から、あらかじめ教育長が指定する4名をもって充てる。本部連絡員を助け、本部と教育庁総務部総務課間の連絡を担当する。

【 東京都災害対策本部における教育庁の役割 】（東京都災害対策本部条例施行規則第8条より）

- 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
- 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。
- 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。
- 5 災害時における他の局の応援に関すること

(3) 東京都応急対策本部について

大型の台風など、大規模風水害の発生のおそれがある場合、都内に最も影響を及ぼす概ね48時間から24時間前に応急対策本部を設置することとされている。

以下のいずれかに該当する場合において、知事が特に必要があると認めたときに設置される。

ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。

イ 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。

ウ 水防警報が発せられたとき。

エ 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。

オ 局地的災害が発生したとき。

その他「東京都応急対策本部」に関する詳細は、別添資料3-11「東京都応急対策本部運営要綱」のとおり。

2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部

東京都災害対策本部が設置されたタイミングで、教育長は教育庁災害対策本部を開設する。

(1) 教育庁災害対策本部

ア 教育庁災害対策本部の開設

- ① 教育庁災害対策本部の場所は、都庁第二本庁舎16階南側（総務部総務課）とする。
- ② 教育庁災害対策本部の開設準備及び開設に必要な事務は、総務部総務課が行う。

イ 本部の所掌事項

- ① 教育庁の職員態勢に関すること。
- ② 児童・生徒等の救護、安全確保に関すること。
- ③ 被害状況に関すること。
- ④ 応急復旧対策に関すること。
- ⑤ その他災害対策に関すること。

ウ 本部長及び副本部長

- ① 教育長を教育庁災害対策本部本部長とし、次長を教育庁災害対策本部副本部長とする。
- ② 教育長は教育庁災害対策本部を総括し、次長はそれを補佐する。
- ③ 教育長が不在のときは、次長、総務部長の順位で職務を代理する。

エ 本部の構成

- ・ 教育長（本部長）
- ・ 次長（副本部長）
- ・ 教育庁の各部長
- ・ 総務部総務課長
- ・ 教育庁の各部長が指名する職員
- ・ 通信要員（あらかじめ指定された総務部所属の課長代理級職員）

オ 本部の運営

- ① 本部長は、イの所掌事項について審議する必要があるときは、本部会議を招集する。
- ② 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- ③ 会議の庶務は、総務課が行う。

カ 危機管理主管部課長等の参集

震度5強を観測した場合、災害即応態勢を取る必要があり、危機管理部課長等は本庁に参集する。

(2) 教育事務所・教育庁出張所・学校経営支援センター・所（以下「所」という。）及び都立学校の災害対策本部

ア 所及び都立学校の災害対策本部の開設

教育長は、教育庁災害対策本部の開設と同時に、所及び都立学校の長に「(所名を冠した) 災害対策本部」の開設を指示する。

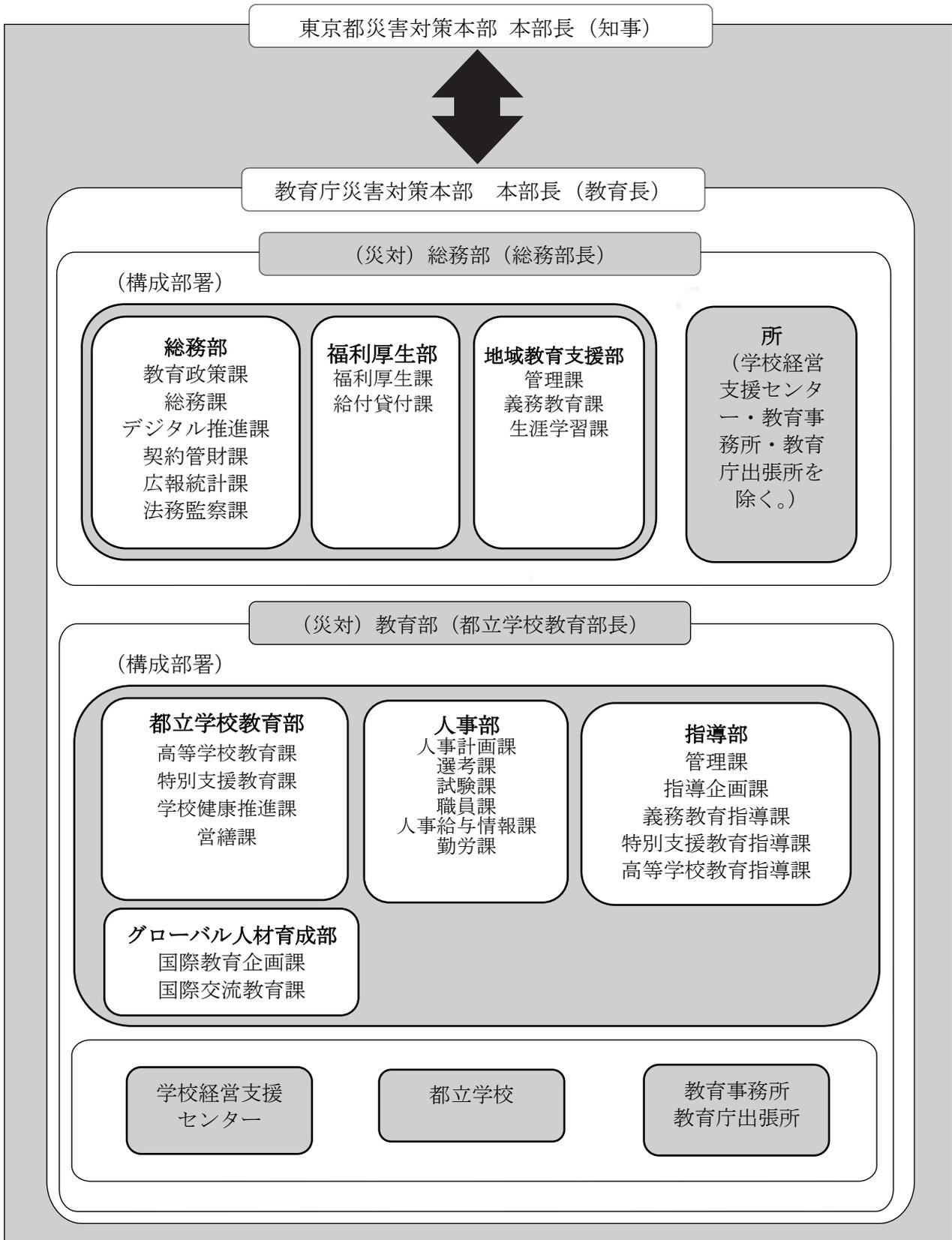
イ 組織

所長・都立学校の校長を「(所名又は校名を冠した) 災害対策本部長」とする。

所長・都立学校の校長が不在の場合は、所においてあらかじめ定められている職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が、同本部長の職務を代理する。

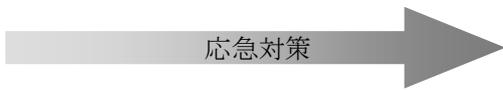
3 教育庁災害対策本部の構成

東京都災害対策本部が設置されたときの教育庁における各部・課、学校及び事業所等の構成は以下のようになる。



4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

教育庁災害対策本部の分掌事務を円滑かつ迅速に遂行できるように、教育庁各部各課等が発災時にどのような役割を担うのか、その概要を示した。

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降	
		 応急対策	 学校再開準備・学校再開	
総務部	教育政策課		授業の再開に向けての復興計画の策定	
	① 東京都教育委員との連絡調整		① 同 左	
	② 緊急の予算措置・会計		② 同 左	
	③ 総務課連絡体制の支援		③ 同 左	
	・文部科学省との連絡		・同 左	
	・都議会議員との連絡		・同 左	
	総務課	① 教育庁及び総務部の非常時対応総括		① 同 左
	② 教育庁災害対策本部の運営		② 同 左	
	③ 所災害対策本部設置の指示		③ 同 左	
	④ 都立学校との災害時等緊急連絡システムを活用した連絡		④ 同 左	
	⑤ 都災害対策本部との連絡調整		⑤ 同 左	
	・都災害対策本部の指示授受及び情報収集		・同 左	
	・被災状況等の報告		・同 左	
	⑥ 各局との連絡		⑥ 同 左	
	・児童・生徒等の救援・救護に係る要請等		・同 左	
	・ライフライン情報収集、確保要請等		・同 左	
	・緊急車両等の出動要請等		・同 左	
	⑦ 事務局職員の支援要員調整等		⑦ 同 左	
	⑧ 局内他の部課に属しない事項		⑧ 同 左	
			⑨ 局の文書及び予算事務	
			⑩ 物資の調達	
	デジタル推進課	① 基盤システムの維持		① 同 左
	② 情報の収集		② 同 左	
	③ 総務課連絡体制の支援		③ 同 左	
			④ オンライン学習の実施に向けた支援	
	広報統計課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。		① 同 左
	② 広報及び広聴		② 同 左	
	・局内の連絡調整		・同 左	
	・情報の収集及び報道対応		・同 左	
	法務監察課	① 教育庁事業所に対する連絡及び調整 図書館・社会教育会館・研修センター・相談センターとの連絡調整・情報収集		① 同 左
	契約管財課	① 物品購入、工事及びその他の契約		① 同 左
	② 非常時の教育財産の取得、管理及び処分に		② 同 左	

		係る連絡調整	
		③ 非常時の校地等の設定、変更、管理保全	③ 同 左

部	課	発災後 3 日間	発災後 4 日以降
		 応急対策	 学校再開準備・学校再開
福 利 厚 生 部	福利厚生課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。	①同 左
		② 福利厚生部の非常時対応総括	②同 左
		③ 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	③ 職員の健康管理 教職員住宅の修繕等応急復旧対処
	給付貸付課	① 共済業務の確保（本部等関係機関との連絡調整、組合員資格確認業務、短期電算復旧業務） ② 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	① 同 左 ② 同 左

地 域 教 育 支 援 部	管理課	① 地域教育支援部の非常時対応総括	① 同 左
		② 社会教育関連機関との連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化スポーツ局）	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置準備	④ 同 左
	義務教育課	① 児童・生徒等の被災状況などの区市町村教育委員会との連絡及び被害情報把握（これに係る教育事務所、教育庁出張所等との連絡を含む。なお、他部の所管に係るものを除く。）	① 同 左
		② 国庫補助金に関する国との連絡調整	② 同 左
	生涯学習課	① 社会教育施設の被害状況等情報収集	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整	② 同 左
		③ 応急救援事項の検討及び措置準備	③ 同 左

都 立 学 校 教 育 部	高等学校教育課	① 都立学校教育部の非常時対応総括	① 同 左
		② 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校及び学校経営支援センターとの連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校の生徒の安全確認並びに施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等措置状況の把握	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置の準備	④ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等
			⑤ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力
			⑥ 授業料等の減免、
	特別支援教育課	① 都立特別支援学校及び学校経営支援センターとの連絡・調整	① 同 左
		② 都立特別支援学校の児童・生徒等の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休業等の措置状況の把握	② 同 左
		③ 都立特別支援学校に対する応急救援事項の検討及び措置の準備	③ 応急救援の措置 ・ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等 ・ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力

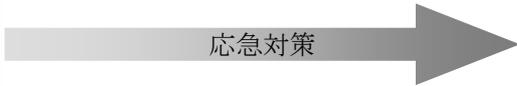
			・授業料等の減免、
--	--	--	-----------

部	課	発災後 3 日間		発災後 4 日以降	
		応急対策		学校再開準備・学校再開	
都立学校教育部	学校健康推進課	① 児童・生徒等の心身の健康被害の状況把握	① 同 左	① 同 左	① 同 左
		② 救急医療の対応状況把握と支援要請	② 学校衛生環境の復旧・保持	② 学校衛生環境の復旧・保持	② 学校衛生環境の復旧・保持
			③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止	③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止	③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止
			④ 学校給食再開準備・運営指導	④ 学校給食再開準備・運営指導	④ 学校給食再開準備・運営指導
			⑤ 心のケア対処	⑤ 心のケア対処	⑤ 心のケア対処
	営繕課	① 施設設備の被害状況調査	① 同 左	① 同 左	① 同 左
		② 応急危険度判定への対応	② 同 左	② 同 左	② 同 左
③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整		③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整	③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整	③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整	

人事部	人事計画課	① 人事部の非常時対応総括	① 同 左	① 同 左
	選考課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左	①② 同 左
	試験課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左	①② 同 左
	職員課	① 学校勤務職員の安否確認（総務課業務を補完）	①②③ 同 左	①②③ 同 左
		② 都立学校及び区市町村立学校教職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	①②③ 同 左	①②③ 同 左
		③ 学校勤務職員の支援要員調整等	①②③ 同 左	①②③ 同 左
人事給与情報課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左	①② 同 左	
勤労課	① 災害対応の勤務時間及び時間外勤務従事の状況把握とサービスに関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等	

指導部	管理課	① 指導部の非常時対応総括	① 同 左	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化スポーツ局）	② 教育相談センターの応急業務調整準備	② 教育相談センターの応急業務調整準備
			③ 学用品等の給与	③ 学用品等の給与
	指導企画課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整	② 心のケア指導の企画及び調整
	義務教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整	② 心のケア指導の企画及び調整
	特別支援教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整	② 心のケア指導の企画及び調整
	高等学校教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左	① 同 左
② 高校生の災害復旧活動や救命救急活動への参加・支援		② 同 左	② 同 左	
		③ 心のケア指導の企画及び調整	③ 心のケア指導の企画及び調整	

人材育成部	国際教育企画課	① グローバル人材育成部の非常時対応総括	① 同 左	① 同 左
	国際交流教育課	① 応急教育の準備	① 応急教育の準備	① 応急教育の実施支援

部	課	発災後3日間	発災後4日以降
		 応急対策	 学校再開準備・学校再開
教育 事務 所 ・ 教育 庁 出 張 所	教育事務所	① 市町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
			⑥ 教科書その他の学用品の給与
	教育庁 出張所	① 町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
		⑥ 文化財保護施設の被害状況確認	⑥ 教科書その他の学用品の給与

所	教職員研修 センター、 図書館、 教育相談 センター	① 施設利用者の安全指導及び応急救護	① 同 左
		② 施設整備の安全点検、応急対処	② 同 左
		③ 関係所及び教育庁所管部との連携	③ 同 左
		④ 広域ボランティア活動拠点開設の協 力	④ 同 左
	学校経営支援 センター	① 学校支援体制確保	① 同 左
		② 災害情報収集、本庁各部との連絡調整	② 同 左
		③ 被災児童・生徒等の保護及び安全確保	③ 同 左
		④ 都立学校職員の災害対応勤務の状況把握 とサービス指導等	④ 同 左
		⑤ 学校経営支援センターにおける施設設 備の安全点検、応急対処	⑤ 同 左
		⑥ 管轄校における施設設備に係る罹災状 況把握	⑥ 同 左
		⑦ 応急教育準備支援	⑦ 応急教育計画の作成と実施支援
		⑧ 区市町村による避難所開設への協力支 援災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導等	⑧ 同 左
		⑨ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事 の状況把握とサービス指導及び手当対処	

学 校	各都立学校	① 危機管理計画に基づく体制確保	① 同 左
		② 被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否確 認）	② 同 左
		③ 災害情報収集、教育庁本庁各部及び学 校経営支援センターとの連携	③ 同 左
		④ 施設設備の安全点検	④ 施設設備応急復旧
		⑤ 食料給与	⑤ 応急教育実施場所の確保
		⑥ 応急教育の準備	⑥ 応急教育計画の作成と実施

	⑦ 区市町村による避難所開設への協力	⑦ 避難所開設への協力
	⑧ 一時滞在施設の開設	⑧ 教科書その他の学用品の給与
		⑨ 災害時帰宅支援ステーションの開設

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）を中心に都民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、主として都立学校を対象に東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにするものである。

2 基本方針

- (1) 児童・生徒等の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害、弾道ミサイル等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒等や都民を守る。
- (2) 主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げた。はじめに、重点と考える震災対策を記述し、次にその他の危機事象について示すという構成としている。
危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の記述等を柔軟に応用して全ての危機事象に対処するものとして位置付けている。
- (3) 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を深め、体制を強化するものとする。

第2編 東京都教育委員会の 危機管理

第1章 緊急時の連絡体制

第2章 教職員の参集

- 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢
- 2 非常配備態勢の発令基準
- 3 特別非常配備態勢のイメージ図
- 4 震度5弱以下の場合の職員参集態勢

第3章 指示系統

第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

第5章 ヘリサインの設置

第1章 緊急時の連絡体制

災害時の連絡

災害時においては、的確・迅速な応急対策を講ずるため、緊密な連絡が重要である。そのため、本庁、事業所及び都立学校における職員の迅速な連絡手段を確立するために「災害時等緊急連絡システム」を運用している。その他、TAIMSによる連絡、固定電話による連絡、SNS等のソーシャルメディア、統合型学習支援サービスの利用等による連絡を重層的に活用することとする。

連絡手段・方法

1 TAIMSの活用

TAIMSは、①一般のプロバイダーとは違い都庁関係者だけなので、災害時に一斉にメールが集中してサーバーがダウンする可能性が低い、②エクセル、ワード、写真などを添付することができるため、電話不通時であっても、詳しい状況を連絡・報告することができる。停電時には、外部との連絡用及び情報収集用端末の運用のため、非常用発電機を活用する。

2 災害時等緊急連絡システムの活用

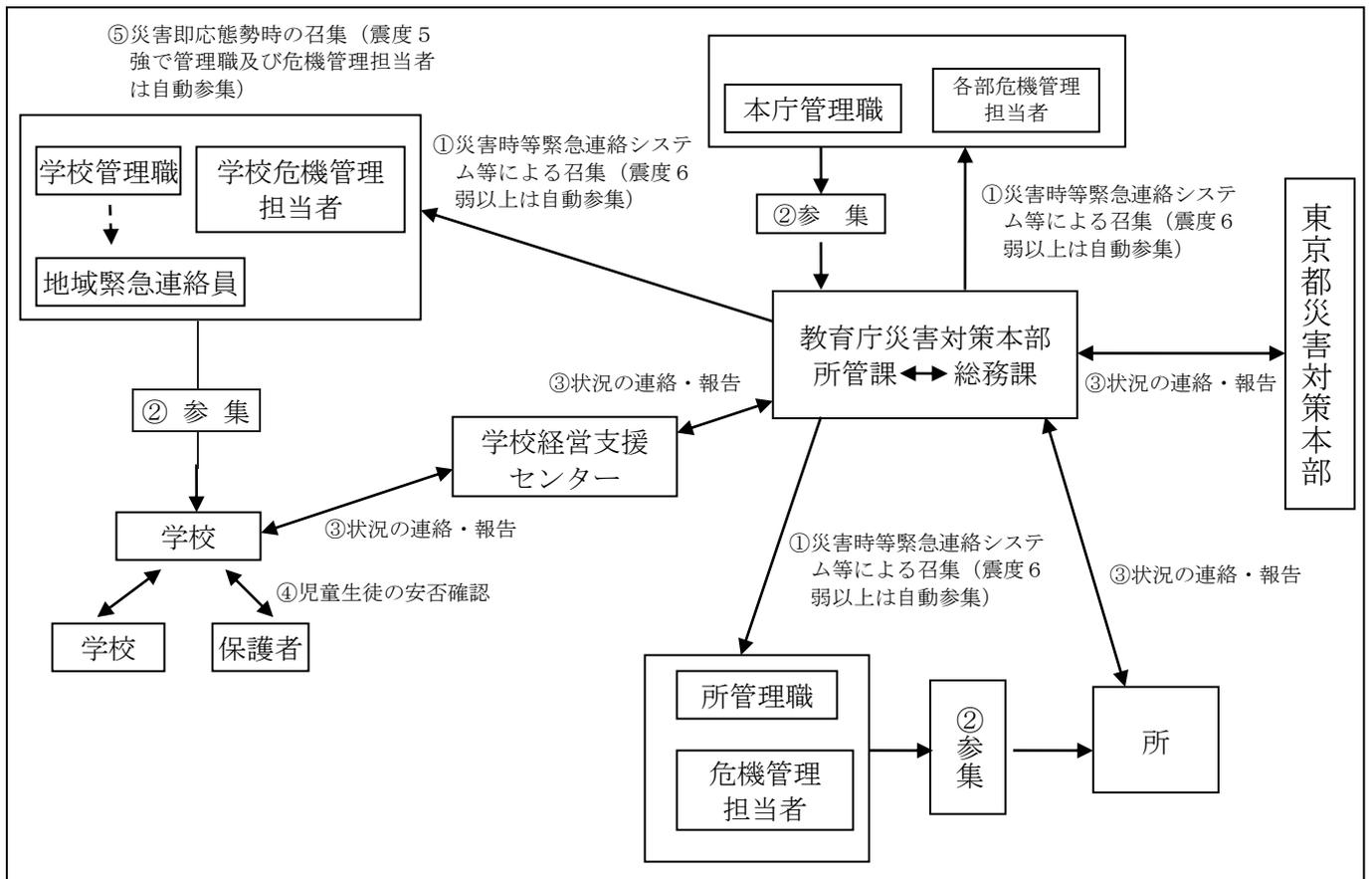
災害時等緊急連絡システムの特徴として、①本庁から一斉に連絡することができる、②携帯メールを使用することができるので、自宅や外出先で受信できることなどが挙げられる。また、被害状況を収集することができる。

※ 災害時等緊急連絡システムの概要

ア 各都立学校の管理職及び学校危機管理担当者の携帯電話のメールアドレス並びにTAIMS組織端末、本庁及び所の管理職と学校危機管理担当者の携帯電話のメールアドレスをあらかじめ登録しておき、その携帯電話及びTAIMS組織端末に対して本庁からメールによる連絡を発信する。

イ 対象は、各都立学校の管理職及び学校危機管理担当者の5名程度及び本庁、学校経営支援センターなどの所の管理職と危機管理担当者を合わせて約1,900名である。

「都立学校の緊急時」の対応



- ① 災害発生時には、本庁から災害時緊急連絡システム等により、都立学校教職員等へ参集の指示を行う(震度6弱以上のときは全員が自動参集)。なお、学校本部長(校長)が必要と認めたときには、同システムにより職員を参集させることができる。
- ② 各都立学校において定める学校危機管理計画に基づき、それぞれ学校に参集する。
- ③ 参集後、本庁から学校経営支援センター、所に対して児童・生徒等の安否、教職員等の安否、教職員等の参集状況及び施設の被災状況を確認し、報告するように指示する。学校経営支援センターは学校から状況を報告させ所管課に対して報告する。所にあつては施設の被災状況等について所管課に報告する。学校経営支援センターは学校に対して情報の提供を行うとともに指示を行う。
- ④ 学校は携帯電話、災害伝言ダイヤル等複数の連絡手段を活用して保護者に児童・生徒等の安否について確認を行う。
- ⑤ 夜間・休日等の勤務時間外において震度5強を観測した場合、管理職及び危機管理担当者は自動参集する必要がある。

【学校危機管理担当者】（教職員）

夜間・休日の発災に備えて、学校から5 km以内又は学校の近辺に居住する教職員の中から複数名を指定する。学校危機管理担当者は、夜間・休日等の災害発生時には自宅及び家族の安全を確認した上、発災時には、いち早く学校に参集して、情報収集及び関係機関・保護者等との緊急連絡に当たる。

【地域緊急連絡員】（地域住民）

校長は、夜間・休日の発災に備えて、PTA・学校運営協議会、地域の防災市民組織又は自治会等と協議し、「地域緊急連絡員」を選出する。地域緊急連絡員は、発災時にはいち早く学校に駆けつけて、学校危機管理担当者と共に都立学校の初期危機管理活動を支援する。門扉が施錠してある場合には鍵を開け、避難住民を校庭に集合させる。また、学校教職員・区市町村職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

第2章 教職員の参集

東京都教育委員会災害対策要綱及び東京都地域防災計画（令和5年修正）に定めるとおり、教職員等は、非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集しなければならない。

1 非常配備態勢と特別非常配備態勢

災害が発生した場合、発災初期の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」、「災害即応態勢」及び「特別非常配備態勢」の3種類の配備態勢が発令される。

（次ページ参照）

(1) 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたときに発令する。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

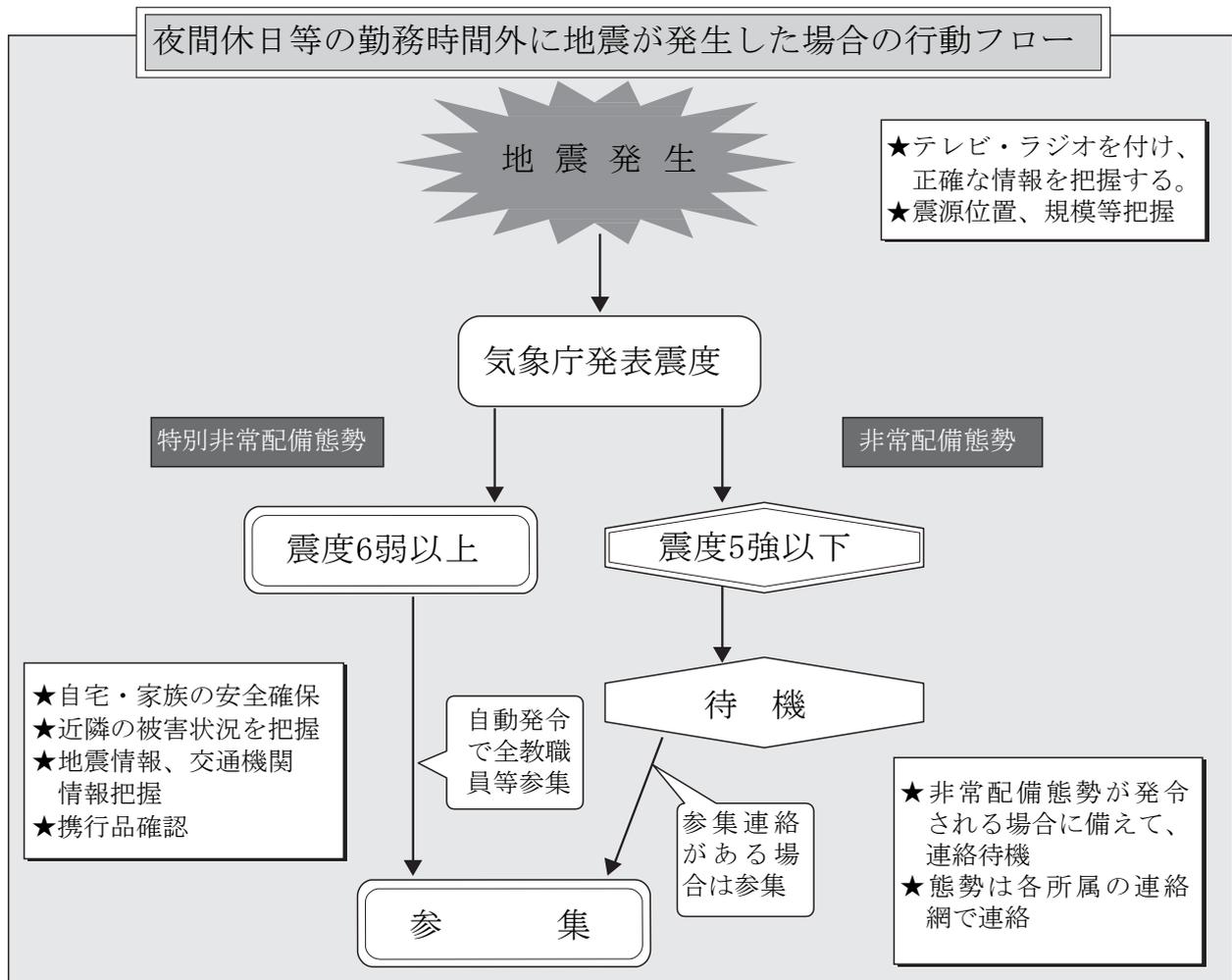
- ・ 勤務時間内に発生した地震
- ・ 勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・ 島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

(2) 災害即応態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、**震度5強の地震**（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。**危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。**

(3) 特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。発令形式は、自動発令とする。



※災害即応態勢

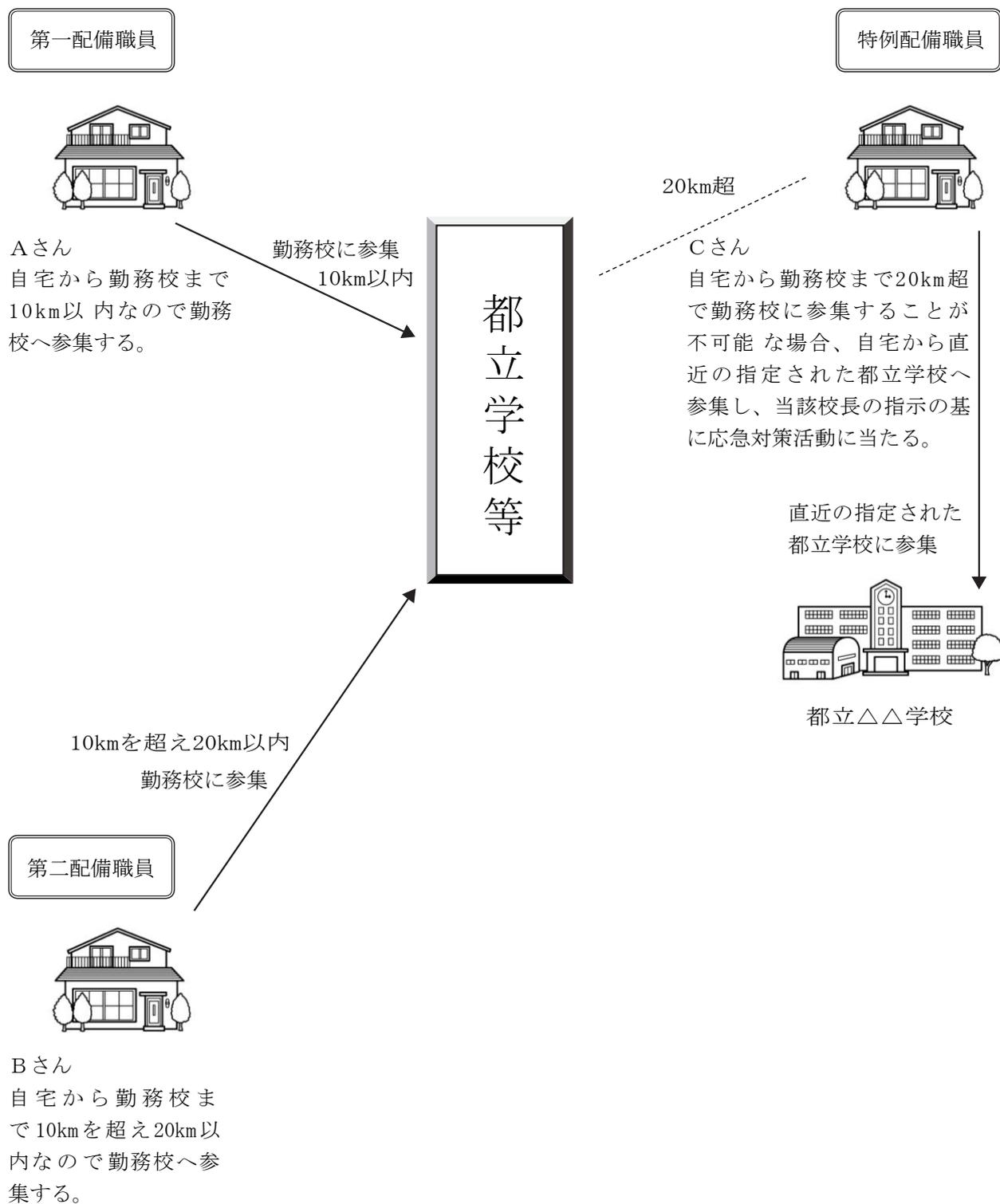
夜間・休日等の勤務時間外において、**震度5強の地震**（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。

2 非常配備態勢の発令基準

種類	発令要件	発令形式	態勢の内容																						
非常配備態勢	被害その他の状況により、校長が必要と認めたとき。 (適用する災害)。 ・勤務時間内に発生した地震 ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震 ・島しょ地域で発生した地震 ・風水害、火山災害 ・大規模事故、原子力災害 ・Jアラート ・テロ、新興感染症(SARS、新型インフルエンザ)、その他	個別発令 (注)	災害の種類に応じて、校長がその都度定める態勢 ※勤務時間内に震度6弱以上の地震(島しょ地区を除く。)が発生した場合は、全員が非常時優先業務に従事する。																						
災害即応態勢	夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	危機管理主管部課長等(本庁)、管理職及び危機管理担当者(学校)は参集する。																						
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間以外において、震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	<p>全職員の一斉参集による態勢 ～東京都災害対策要綱～ (配備職員の区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備職員</td> <td>発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備職員</td> <td>所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>特例配備職員</td> <td>勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(配備職員の指定基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該職員が所属の発災から72時間までの役割</th> <th>居住地から勤務地までの距離</th> <th>配備職員の指定区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。</td> <td>10km以内</td> <td>第一配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>10km超 20km以内</td> <td>第二配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>20km超</td> <td>特例配備職員</td> <td>あらかじめ指定された都立学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例配備職員については、勤務地への参集が不可能な場合は、あらかじめ定める都立学校に参集して非常時優先業務に当たる。 ※また、第一配備職員及び第二配備職員であっても、道路の被害状況等によって所属への参集が困難となった場合は、その地点から直近の都立学校等に参集して当該校長の指示の基に非常時優先業務に当たる。なお、その際には自らの所属にその旨を連絡する。</p>	区分	役割	第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。	第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。	特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。	当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所	全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校
区分	役割																								
第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。																								
第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。																								
特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。																								
当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所																						
全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属																						
	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属																						
	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校																						

(注) 個別発令とは、災害の種類や被害の状況等に応じて、その都度、校長が態勢の内容を具体的に定めて行う発令をいう。また、夜間・休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生した場合は、災害対策本部が自動的に設置されるものとし、非常配備態勢についても本部の自動設置に連動して発令されるものとする(自動発令)。

3 特別非常配備態勢のイメージ図



4 震度5弱以下の場合の教職員等参集態勢

震度6弱、震度5弱、震度4以下の三つの場合に分けて示す。

(1) 震度6弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき。

	状 況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地 盤
被害の程度	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い建物等では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い建物等でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物等は、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物等でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度5弱に同じ。震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い範囲で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。
実例	<p>平成23年3月の東日本大震災では、東京都で震度5強を記録した。人的被害は、九段会館での天井落下や町田市のスーパー駐車場壁崩落等で7人の死亡、物的被害は都では前記のほか32件の火災の発生であったが、浦安市では液状化による道路陥没及び地盤沈下による建物の傾き被害があった。</p> <p>学校では人的被害はなく、施設等で①窓ガラス破損、②体育館照明の不具合、③渡り廊下接合部の破損等があったが、被害は軽微であった。</p> <p>また、島しょを除く全ての都立学校で災害時帰宅支援ステーションを開設し、約6,000人の帰宅困難者と約8,500人の児童・生徒等を保護した。</p> <p>令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とする地震では、足立区で震度5強、大田区・町田市で震度5弱を記録した。人的被害は、重症1名、軽傷4名であったが、死者は発生しなかった。電力の停電はなかったが、一部地域において、水道管の破損による漏水が発生し、ガス、通信関係の被害はなかった。また、都内3か所において、一時滞在施設を開設し、53名を受入れた。</p>						
対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ所属で定められた参集態勢に基づき、自宅・家族の安否を確認後、なんらの連絡を待たず勤務する学校に参集する。 2 参集者は、人的被害、物的被害の有無を点検し、緊急の対応とその報告に当たる。 3 管理職は、必要と思われる教職員に応援を求める。 						

(2) 震度5弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

	状 況	屋 内	屋 外	木造建築	鉄筋コンクリート 建造物	ライフライン	地 盤
被害の程度	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い建物等では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水・停電が発生することがある。電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。
対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 物的被害発生の可能性はあるが、人的被害の発生の可能性は低い。 2 震度5弱を観測した区市町村区域内にある学校の管理職・危機管理担当者は被害情報の収集に当たり、人的被害、物的被害の有無を点検し、緊急の対応とその報告に当たる。 3 管理職は、必要と思われる職員に応援を求める。 						

(3) 震度4が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4以下では、人的・物的被害の発生の可能性は少ない。 2 学校は参集態勢の対象外とする。 ただし、児童・生徒等の安全確保は、参集の有無とは別であり、始業前の施設・設備の安全点検を必ず実施し、緊急の対応とその報告に当たる。
----	--

<注意事項> あらかじめ参集の要否を心得ておくことが大切であり、基準を示した。
必要最小限の参集態勢であり、決して十分な参集態勢を示したものではない。

第3章 指示系統

災害時には通信手段が制限されるとともに情報が錯そうして混乱する中、迅速かつ適切な対応が求められる。このことから、災害時には、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に応じて速やかに判断し、対応する必要がある。

校長が判断すべき事項、学校経営支援センターが判断すべき事項、本庁が判断すべき事項をそれぞれ次のとおり例示した。例示事項のほか、本庁及び学校経営支援センターが特に必要と認める事項については、校長はその指示に従う。

本庁から学校への指示は、原則として学校経営支援センターを経由して行うが、迅速な指示や情報提供などが必要な場合には本庁から学校に直接指示することも考えられる。また、対応に急を要する場合には、学校から直接本庁に連絡するなど、迅速かつ柔軟に対応しなければならない。

なお、本庁や学校経営支援センター等と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が予想される場合には、通信等が回復するまでの間、下記区分に関わらず校長が判断することとなる。校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等が職務を代理する。

学校、学校経営支援センター及び本庁は、指示や連絡等にあたり、その内容について相互に情報共有を図ることとする。

【校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項】

- 校内での児童・生徒等の避難場所等を決定し、教職員に指示すること。
- 学校災害対策本部の設置（教育庁災害対策本部が設置された場合には自動設置）
- 教職員の参集・配備態勢（震度6弱以上は自動参集）
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否。（本庁からの判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、児童・生徒等の家族構成及び自宅までの道路状況等を確認し、判断する）
- 児童・生徒等の保護や帰宅困難者受け入れにかかる施設利用の可否
- 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖（なお、閉鎖に当たっては、本庁・学校経営支援センターと連携・調整する。）
- 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの管理・運営
- 備蓄物資の配布（一時滞在施設用、災害時帰宅支援ステーション用、児童・生徒等・教職員保護用の物資を備蓄しているが、発災時の状況を鑑みて、それぞれの備蓄物資を計画的に配布する。なお、避難所用備蓄物資の配布については事前に区市町村と調整しておく。）
- 児童・生徒等のボランティア参加の可否（避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの管理運営に参加させるかについて、避難住民、帰宅困難者の受け入れ状況と、児童・生徒等の状況を考慮し、判断する。）
- 感染症等にかかった児童・生徒等、帰宅困難者等への対応（感染症にかかっているか明確に判断できない児童・生徒等及び帰宅困難者等の場合でも、他の児童・生徒等又は帰宅困難者等から隔離した場所に避難させるなどして、大量感染を回避する。）
- 所属に参集することが困難なために参集してきた他校教職員等の配置（各教職員の参集状況等を確認し、配属する。）

【学校経営支援センターが判断すべき事項】

- 学校への応援職員の派遣・調整
（本庁への派遣要請、学校経営支援センター職員の派遣割振り、学校間の派遣調整等）

【本庁が判断すべき事項】

- 校長の判断に関する基準（一斉帰宅抑制の際の児童・生徒等保護・帰宅にかかる考え方等）
- 教職員の職場待機・解除の指示（震度6弱未満で総務局人事部から全教職員へのTAIMS送信を含む。）

第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

東京都は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の一部改正（平成18年1月26日施行）に基づき、地震により想定される被害の半減を目指して、都内の住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強い東京を実現することを目的とする東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）を平成19年3月に策定した。都計画では、消防署・警察署、学校、病院等の防災上重要な公共建築物については重点的に耐震化を促進するとし、令和元年度末時点で98.5%が耐震性を満たしている。都教育委員会は、都立学校を都計画の対象外の建築物であっても、児童・生徒等が常時利用する棟については、安全確保のため耐震化を図ることとし、平成22年度末までに全都立学校の耐震化を完了した。

また、都教育委員会では国庫補助金に加え、平成20年度から独自の財政支援及び人的支援を区市町村教育委員会に行っており、公立小中学校施設における耐震化率は、平成24年4月現在、96.7%となっている。

さらに児童・生徒等のほか、地域の避難所機能として都民の命を守る学校施設の更なる安全を確保するため、東日本大震災の被害状況を踏まえ、天井高が高く照明器具等の取付けや落下防止の措置に不具合があると、地震の時に重大事故につながるおそれがある体育館、武道場等及び昇降口等の非構造部材^{※1}について、都立学校全校で耐震化を図っている。

公立小中学校施設における非構造部材の耐震化については、都立学校において実施した専門家による点検の取組を紹介するなどして、区市町村の取組を支援している。今後も、国の動向を踏まえつつ、非構造部材の耐震化に係る財政支援等を行い、区市町村の取組を支援していく。

また、学校は、施設を日常的に使用している立場から、日々活動する中で施設・設備の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にある。このため、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」^{※2}（平成27年3月改訂版、平成31年3月追補版）に掲載されている「点検チェックリスト」により、日常・定期的に点検を行い、異常が認められた場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に相談する。

※ 1「非構造部材」・・・天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等

※ 2「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

第5章 ヘリサインの整備

東日本大震災では、津波被害や道路寸断などにより、地上からの災害活動が困難を極める中、機動性のあるヘリコプターでの上空からの災害活動が効果を発揮した。

震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

ヘリサインの整備に当たっては、平成22年4月に決定された「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

都立学校は、帰宅困難者の一時滞在施設や区市町村との協定による避難所等となっているため、ヘリコプターでの救急搬送や救援物資搬送などが行われることが十分に想定される。こうしたことから、原則、校舎屋上等にヘリサインを設置している。

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

第1 計画の作成

- 1 学校危機管理計画の作成
- 2 教育活動の継続
- 3 避難所支援に関する運営計画の作成
- 4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

第2 教育・研修・訓練

- 1 児童・生徒等の防災教育
- 2 学校教職員の危機管理研修
- 3 避難訓練と防災訓練

第3 事前の準備

- 1 物資の備蓄
- 2 日常の点検

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

はじめに

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%以上といわれ、また、政府の発表(令和6年1月1日を算定基準日とした「長期評価による地震発生確率値の更新」(地震調査研究推進本部・地震調査委員会)によれば、今後30年以内に南海トラフを震源域とした地震が発生する確率は70～80%としている。日本は世界的に見ると地震活動が活発で、どの場所においても地震による強い揺れに見舞われるおそれがある。また、地震は突然発生し、甚大な被害を及ぼす可能性があるため、日頃から耐震補強や家具等の固定などの対策を講じておくことが重要である。

都立学校では、平成20年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上の場合は予知情報を校内放送により知らせることができるようになり、机の下に身を隠すなどの対応を取ることができるようになった。

しかし、首都直下地震の場合は、震源地が近いこと、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

都立学校は全て耐震補強を完了し、校舎の躯体が崩壊する危険性はなくなっているが、震災による被害を減少させるためには、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を促進するとともに日頃から、児童・生徒等の活動する場所には、什器等の転倒、落下の防止に心がけておくことと避難訓練などの事前の備えが重要である。(壁にL型金具でネジ止め、ポール式器具(突っ張り棒)の使用、つり下げ式照明器具などをチェーンやワイヤーなどで結ぶ等)

また、学校保健安全法は、設置者は児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める(26条)。学校においては、施設及び設備の安全点検・通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導・職員の研修その他学校における安全に関する事項について、計画を策定し、実施すること(27条)。また、学校の実情に応じて危険等発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(「危険等発生時対処要領」)を作成する(29条)と規定している。

こうしたことを踏まえ都立学校においては、平成24年度から地域自治体・自治会代表・警察・消防及び学校職員で構成する「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携した防災教育を実施することとした。「防災教育推進委員会」の設置については、令和5年に各都立学校に通知している。

第1 計画の作成

各学校では、災害時に児童・生徒等の生命及び身体の安全確保に万全を期すため、学校の防災に関する危機管理計画の作成、避難(防災)訓練、防災教育、防災研修の実施などを充実するとともに、学校が避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとなる場合の運営計画を作成し、事前の備えを十分に行うことが必要である。

なお、大震災時には、地震による被害が広範囲にわたり、災害応急対策も広域にわたって行われるため、「防災教育推進委員会」を活用する等、日頃から区市町村教育委員会、防災主管部局、消防署等の防災機関及び地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努める。

作成にあたっては、以下の内容と共に、令和3年6月文部科学省発行の「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を参考とする。

1 学校危機管理計画の作成

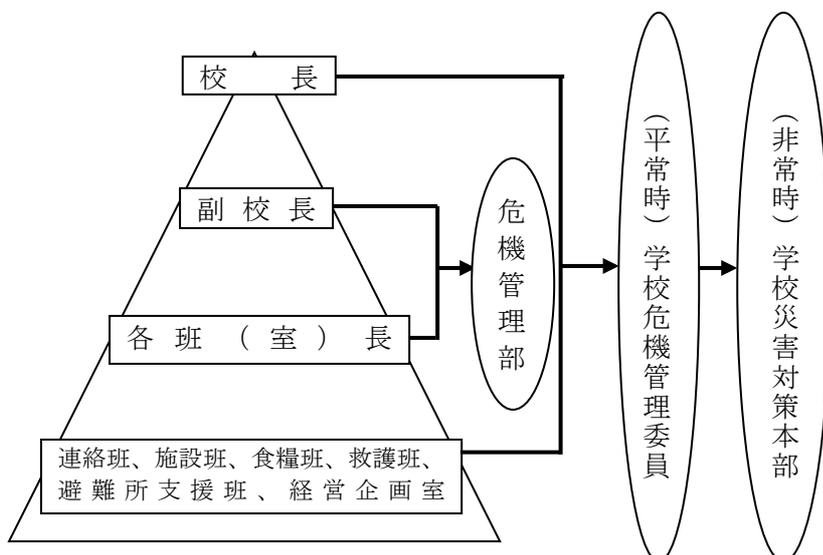
校長は、地域の実情や特別支援学校の障害種別等学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底する。

(1) 学校危機管理委員会等の設置

校長、副校長、経営企画室（課）長等を構成メンバーとする「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理計画を作成するとともに、危機管理体制の整備に努める。

また、災害時には、教育庁災害対策本部が設置されると同時に、教育長より所及び都立学校の長に「（所名を冠した）災害対策本部」の開設が指示される。開設後、災害時の指揮を執り、対応にあたることとなる。

○防災組織図



「学校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

※ 【危機管理部の役割】

- 防火・防災管理者である副校長が責任者となり、「連絡班」「施設班」「食糧班」「救護班」「避難所支援班」「経営企画室」を置く。各班の班長が危機管理部の部員となる。
- 児童・生徒等に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員の危機管理研修計画の作成と実施
- 防災物品等の管理点検、各教室等の防火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、施設設備の安全、火災予防等に関する計画の作成と実施
- 学校危機管理担当者を設置し、担当者は災害時にいち早く学校に駆けつけ情報の収集と緊急連絡に当たる。

◎ 学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]

校長を委員長として副校長等の管理職、各主幹教諭、養護教諭、危機管理部で構成する。委員長が必要と認めた時に招集する。

[役割]

- 1) 学校危機管理計画の作成
- 2) 危機管理対策指針の決定
- 3) 避難所運営の支援計画の作成
- 4) 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- 5) 地域緊急連絡員の招集、連絡等
- 6) 防災市民組織との連絡調整

(2) 学校危機管理計画の項目

学校危機管理計画の主な項目としては、次のようなものが挙げられる。

ア 学校危機管理計画の目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対処要領（学校危機管理計画）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられている。学校危機管理計画の目的と位置付けを明確化するため、当該計画がこの法律に基づくものであることを明記しておく。

また、学校では、学校保健安全法以外にも、消防法、水防法、などの様々な法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められている。こうした他の法令に基づく計画である旨も、明記しておくが良い。

イ 学校危機管理計画の基本方針

学校危機管理計画に記載のない想定を超えた事態が発生した場合に備え、「基本方針」「基本理念」などと呼ばれるような基本的な価値観・考え方を記載する。また、こうした基本方針は、平時から教職員等が共通の認識とするとともに、保護者や関係機関などと共有しておくことも重要である。

ウ 事前・発生時・事後の危機管理

なお、具体的な記載内容は、以降に記載する各項目を参照するとともに、文部科学省より示されている「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和6年3月）も参考とする。

○事前対策(予防を含む。)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ①地域・学校、学区の現状 | ⑧保護者・教職員・関係機関への緊急連絡・通信手段 |
| ②危機管理の前提となる危機事象等 | ⑨通信・情報収集手段 |
| ③平常時の危機管理体制 | ⑩緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 |
| ④点検 | ⑪備品・備蓄品 |
| ⑤未然防止策 | ⑫保護者・地域・関係機関等との連携 |
| ⑥緊急時の非常参集体制 | ⑬避難計画・避難訓練・教職員研修・安全教育 |
| ⑦学校災害対策本部体制 | ⑭各種様式 |

※ 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応の事前準備

（教職員の参集態勢、被害情報の収集・把握、情報収集・連絡体制、避難所等への支援活動、児童・生徒等の安否情報の収集・把握）

○災害発生時の対応

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ①学校災害対策本部の設置 | ⑥学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策 |
| ②情報収集、連絡活動 | ⑦登下校中の児童・生徒等の安全確認と誘導 |
| ③児童・生徒等の避難誘導 | ⑧校外学習・宿泊行事中の児童・生徒等の安全確認と誘導 |
| ④児童・生徒等の保護体制 | |
| ⑤救護・搬出活動 | |

○事後(復旧)対策

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①安否情報、被害状況の収集・把握 | ③保護者等・報道機関対応 |
| ②集団下校・引渡しと待機 | ④学校施設の点検、整備及び復旧 |

- ⑤教育活動の継続・授業再開の準備
- ⑥応急教育計画の作成
- ⑦被災児童・生徒等の学用品の給与等

- ⑧避難所運営への協力
- ⑨児童・生徒等、教職員の心のケア
- ⑩評価・検証

(3) 教職員の参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童・生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害時等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する必要がある。

そのため、災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち、誰がどの段階で参集するかについて、学校危機管理計画に記載する。

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。

作成に当たっては、緊急時教職員名簿を作成し、人員や参集方法などを把握する。

<東京都教育委員会における非常配備態勢>

東京都災害対策本部が設置された場合には、教育庁災害対策本部を開設し、同時に都立学校災害対策本部の設置を指示する。

都立学校長は、災害の程度や状況に応じて、個々の職員に指定された非常配備態勢、特別非常配備態勢の計画を教職員に周知徹底する。

※非常配備態勢及び特別非常配備態勢については、第2編第2章「教職員の参集」を参照のこと

<家族の安否確認>

教職員は、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先し、その上で教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、必ず災害時緊急連絡システムを活用し、連絡するように定める。また、学校としては、災害時緊急連絡システムにより情報を集約し、連絡が取れない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要である。

また、大規模災害発生時には、むやみに移動せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に留まるようにする。安心して職場等に留まれるよう、あらかじめ家族等と話し合っ、複数の連絡手段の確保に努めておく。

なお、家族の安否確認方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板が有効である。地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTT東日本や各携帯電話会社により提供が開始される声及びインターネットを利用した伝言板である。毎月1日と15日や防災週間、お正月の三が日はこれらのサービスを体験できるので、家族間で習熟しておくことが重要である。使用方法の詳細は、東京都防災ホームページを参照すると良い。

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

※詳しい安否確認方法は、下記「(6) 家庭との安否確認方法」を参照すること

(緊急時教職員名簿の例)

職	氏名	TEL	通常出勤手段 ・時間	非常時出勤手段 ・時間	参集指定校	備考

(時間の目安：徒歩2km/h)

(4) 情報連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、学校危機管理計画に記載する。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておく。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性があるため、その影響も考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへ一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効である。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡には、災害時緊急連絡システムによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）を用いるなど、複数の手段を確保しておく。

災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして学校危機管理計画に記載する。このうち、主要な連絡先については、校長室・職員室・経営企画室等に掲示しておく。

イ 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要である。特に、大規模地震など災害発生初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、学校危機管理計画に記載しておく。

ラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFMに対応している機器を準備すると効果的である。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできることから、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しておく。

災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントを各学校に設置している。保管場所及び使用方法について、日頃から確認しておく。

情報を入手する手段だけでなく、校内の児童・生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して、学校危機管理計画に記載しておく。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておく。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携

災害が発生した際に、円滑に対応を進めるためには、家庭との事前の連携が重要となってくる。

災害発生時などにおける学校からの情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における安全確保の措置等について、保護者と共通認識を持つことが必要であることから、その共有・伝達すべき内容やその方法、タイミングなどについて、学校危機管理計画に明確に定め、これを確実に実行する。基本的な事項の共有・伝達は、少なくとも毎年度の初めに行うなど、定例的に実施する必要がある。加えて、校外活動時など特別な状況下での留意事項等は、その都度、共有することも学校危機管理計画に記載する。

特に、引渡しを確実に実施するために、その運用方法などを周知徹底することも大切である。引渡しに関する事前の確認を行い、引取りとして登録した者以外には引渡さないことを確認するな

ど引渡しに関して共有する事項を整理して学校危機管理計画に記載しておく。

イ 地域・関係機関との連携

児童・生徒等の安全確保のためには、地域、関係機関等との連携を密にし、日常的に危機等の未然防止に関する協力・連携を図ることが重要である。こうした連携は、児童・生徒等の安全確保に寄与することにとどまらず、各種活動を通して地域の防災力・防犯力が向上し、最終的には安全・安心なまちづくりにもつながっていく。また、いざ災害が発生したときにも、地域・関係機関等との連携が欠かせない。

各学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既存の組織をベースに、地域・関係機関等と協議・調整を行う。学校危機管理計画には、連携する関係機関（相手先）と、事前・発生時・事後のそれぞれの段階における協力・連携の内容やその事前協議の方法などについて記載しておく。

特に、災害時の避難所等として指定されている学校にとっては、避難所の開設の段取りや運営方法、教職員の関わり方に関する事前の協議・調整は非常に重要である。災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり。避難所開設・運営は区市町村や地域の自主防災組織が主体となることが前提である。しかし、災害規模が大きな場合には、区市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も考えられる。被災後に早期の学校再開を目指すためには、区市町村の防災担当部局や地域住民等関係者・団体とあらかじめ十分に協議し、学校側の役割等を明確化しておくことが必要である。

(6) 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、学校危機管理計画に記載する。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておく。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性があるため、その影響も考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへ一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効である。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡には、災害時緊急連絡システムによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）を用いるなど、複数の手段を確保しておく。

災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして学校危機管理計画に記載する。このうち、主要な連絡先については、校長室・職員室・経営企画室等に掲示しておく。

次に、保護者家族間での安否確認方法について、東京都防災ホームページに災害用伝言ダイヤルの取扱方法がまとめられているので、参照するよう保護者に周知しておく。

なお、児童・生徒等が親戚の家など自宅以外に避難する場合は、保護者に対し、早めに学校に連絡させることも併せて周知しておく。

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」

地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTT東日本により提供される声の伝言板の使用方法

- 利用できる電話： 固定電話、携帯電話、公衆電話、避難所等に設置する特設公衆電話。

- 提供開始：地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合にこのサービスが提供される。
- 伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積
 伝言録音時間：1伝言当たり30秒以内
 伝言保存期間：災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで
 伝言蓄積：一つの電話番号当たり1～20伝言可能

イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」

携帯電話会社各社は、インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧ができる「災害用伝言ダイヤルサービス」を提供している。

ウ 災害用伝言板（web171） 「インターネットの伝言板」

パソコン及びスマートフォンからテキストの登録・閲覧ができる。

- サービス概要
 このサービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できる。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能。登録したメッセージを通知することもできる。また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録されたメッセージを確認することができる。
- 提供開始
 災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかに利用が可能となる。
- 動作環境
 - ・ OSはMicrosoft Windows、macOS、Android OS、iOS
 - ・ ブラウザソフトはMicrosoft Internet Explorer、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari
- 伝言蓄積数・伝言保存期間
 - ・ 伝言蓄積数 最大20件
 - ・ 伝言保存期間 最大6か月
- 伝言の入力文字数
 1 伝言あたり100文字以下
- 伝言の消去
 伝言を預かってから保存期間を経過した時点及び運用終了時に自動的に消去される。

【利用方法】

- ① <https://www.web171.jp/> へアクセスする。
- ② メッセージの閲覧と登録
 メッセージを閲覧又は登録したい電話番号を入力する。
- ③ 画面の指示に従ってメッセージを閲覧・登録する。

エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、平常時の利用だけでなく、災害時には安否確認手段としても活用できる。

代表的なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、下記のとおりである。

- X（旧twitter）
- facebook

(7) 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要である。特に、大規模地震など災害発生の初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、学校危機管理計画に記載しておく。

ラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFMに対応している機器を準備すると効果的である。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできることから、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しておく。災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントを各学校に設置している。保管場所及び使用方法について、日頃から確認しておく。情報を入手する手段だけでなく、校内の児童・生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して、学校危機管理計画に記載しておく。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておく。

(8) 避難計画

児童・生徒等や教職員の安全を確保するためには、災害等の状況等に応じて、適切に避難することが必要である。これを実現するためには、様々な事態を想定して、あらかじめ避難計画を策定しておく。

地震のほか、火災、火山災害は突発的に発生し、避難に時間的余裕がないこと、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴がある。避難計画を検討するうえでは、その特徴に応じて、一時避難（その場で身を守る行動）、二次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）、三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方を考えなければならない。例えば、地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守るなど、現象に応じて取るべき対応は異なることから、あらかじめしっかりと整理しておくことが重要である。

校庭や校舎の上階へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路を策定する。さらには、避難方法も具体的に想定し、学校危機管理計画に定めておく。

(9) 現状及びリスクの把握 通学路等の安全確認

学校にどのような災害時等のリスクがあるのかについて、その学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境が大きく関わる。このため、学校安全を推進するうえでは、その概略を基礎知識として押さえておくことが必要である。

学校が立地している地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境の概略について、総合的に学校危機管理計画にまとめるとともに、教職員間の共通認識としておくことも大切である。区市町村が策定している「地域防災計画」にまとめて記載されているので参考にするとうい。

地域の状況の中でも、特に学校周辺（学区内等）の状況や、学校の立地環境その他の現況については、より詳細に整理して把握しておくことも重要である。例えば、地理院地図などを用いて学校周辺や学区の地形的特徴を把握することで、その地形がもたらす可能性のある自然災害を理解することもできる。教職員は、地域・学校に関する基本的な情報も、自然に身に付くことを期待するのではなく、学校危機管理計画の中で整理して、定期的に確認し、共有認識としておくことが大切である。

学校や学区の状況を総合的に把握するために、各校で学校概況として取りまとめている事項を中心として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項をまとめて記載しておくことも重要である。

(10) 未然防止のための体制

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本である。そのため、平常時から学校の実情に応じて安全な環境を整備し、災害等の発生を未然に防ぐための対策を取ることが必要である。校長のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができる組織づくりを進め、全教職員の役割分担について学校危機管理計画に記載する。

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取り組みがある。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担についても記載しておくが良い。

こうした取組は、教職員の危機管理意識が高くなければ機能しない。管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持高揚を図るということも、学校危機管理計画に明記しておくが良い。

(11) 対策本部体制の整備

災害等が発生した際は、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要がある。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係者との連絡調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として災害時に行うべき対応は多岐にわたる。このため、学校として災害等に対応するための組織（学校災害対策本部）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ学校危機管理計画に定めておく。

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理系統の確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示系統の整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化处理 ●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。） （ここまでの上記4点は同時進行） ●情報の一元化处理
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時 (地震時・火災時)	
		連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> ●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備
施 設 班	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検など日常的な安全性確保とそのマ 	<ul style="list-style-type: none"> ●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。 	

	<p>ニュアルの作成と記録簿の作成)。 ●初期消火活動体制の整備</p>	<p>●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定</p>
食糧班	<p>●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理</p>	<p>●学校で保護する児童・生徒等への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布</p>
救護班	<p>●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携</p>	<p>●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）</p>
避難所支援班	<p>●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災市民組織との連携） ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理</p>	<p>●施設班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 ●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）</p>

※各班には、責任者を置く。また、責任者の代理者を定めておく。
担当班の事務分掌を終了した場合は、他の班の応援に当たる。

(職務分担の例)

連絡班	<p>責任者（氏名 ） 本部長、区市町村 災害対策本部等への報告</p>	<p>情報の収集：担当者（氏名 ） 被害の状況、交通機関の運行状況、ライフラインの状況等の情報収集 情報の提供：担当者（氏名 ） 地震災害情報（災害地域等）、被害の状況、交通機関の運行状況、ライフラインの情報提供等</p>
-----	---	---

(12) 校外活動や校内行事に際しての対策

校外活動では、未然防止対策が十分になされ、訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められる。そのため、校外活動先での危機管理には、特に用意周到な準備が必要となる。事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査することが、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや児童・生徒等に対して地域リスクや被害想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底する等について、学校危機管理計画に記載して、明確に実施できるようにする。特に、修学旅行や移動教室などでは、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動場面と様々なリスクの組合せを考慮することが大切である。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難所方法等に関する事前検討や対策、危機管理のための校外活動時に傾向すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、学校危機管理計画に定めておく。

また、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれる。災害が発生した場合には、児童・生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となる。こうした通常と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して、

学校危機管理計画に記載し、教職員間の共通認識としていくことが重要である。

なお、多数の来訪者に関する危機管理をすべての教職員のみで対応することは容易ではない。必要に応じて、保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議した上で、学校危機管理計画に明記しておくが良い。

(13) 児童・生徒等の帰宅方法・保護体制

災害が発生した後、児童・生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童・生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。

学校危機管理計画には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどを情報収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておく。

東日本大震災では、児童・生徒等を集団下校及び単独下校させた学校において、保護者が帰宅困難となったため、児童・生徒等だけで自宅で長時間過ごした事例があったことから、地震発生後、学校所在地の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合においては、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り帰宅させることができる。

平成25年4月から東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要性が生じる。なお、都立学校においては帰宅困難な児童・生徒等及び教職員用に、全児童・生徒等及び教職員の3日分の食糧・飲料水と毛布を既に備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い児童・生徒等を保護する場合にもこれを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知しておく。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線が繋がりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等の安全確保に万全を期すこと。

(14) 安全教育及び避難訓練等

ア 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められる。学校危機管理計画、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、災害安全などの各領域の教育内容などを記載する。

イ 避難訓練

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性がある。同じ授業中であっても、普段使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられる。

このような中でも、児童・生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難訓練を行うことが必要である。避難訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童・生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面を持っていることに留意する。

詳細については、「第2 教育・研修・訓練」を参照のこと。

(15) 緊急時持ち出し品・文書等の整理

火災の延焼や津波・高潮等により、学校以外のところに避難する場合に備え、非常持出品、搬出担当者、搬出方法、搬出場所について計画する。

災害発生直後に必要となる、教職員、児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品などは、緊急時に持ち出し品として管理する。なお、この緊急時持ち出し品は必要最低限のものとし、すぐに持ち出せるようパッケージ化しておく。名簿情報は児童・生徒等のプライバシーに関わる書類であるため、取扱いは厳重にしなければならない。緊急時持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者をあらかじめ決めるほか、持ち出し担当者が不在の場合の代理者についても必ず決めておき、危機管理マニュアルに記載しておく。なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けとともにラベルを貼付するなどの表示をしておく。また、災害の状況によっては、散逸を防止するため、耐火金庫等校内で保管することも想定しておく。備蓄品等の物資については、「第3 事前の準備」「1 物資の備蓄」に詳しく掲載しているので、参照のこと。

(災害用品等の点検リストの例)

係 名	必要な物(例示)	保管場所
学 級 担 任	<ul style="list-style-type: none"> ・出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード ・ホイッスル、メガホン(ハンドマイク)、学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯など 	職員室
連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> ・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ、乾電池など ・携帯テレビ ・防災行政無線移動系端末(衛生携帯電話) ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi 	経営企画室
施 設 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具(マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」)、設備機器等応急工具類、) 、校内地図、マンホールトイレ用の便器・テント等の備品など ・消火器 ・防犯カメラ ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 	備蓄倉庫
食 糧 班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器など 	備蓄倉庫
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など ・AED ・担架 	保健室
避 難 所 支 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機など 	備蓄倉庫
経 営 企 画 室	<ul style="list-style-type: none"> ・公印、通帳(印鑑)、耐火金庫等の鍵、重要書類等の非常持出用ザックなど 	経営企画室

※ 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所を開設した場合には、それぞれ連絡班から救護班までの役割を担当する。

(16) 火災予防対策及び点検

ア 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で、火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、例えば、次のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理・放火防止・避難施設等の維持管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防訓練
- ・ 消防機関への連絡等

学校危機管理計画とは別に消防計画と策定して、これらを規定している場合には、学校危機管理計画上は消防計画を参照する形とする。学校危機管理計画に消防計画を盛り込んで一体化させる場合には、学校危機管理計画に具体的な内容を記載する。

イ 点検

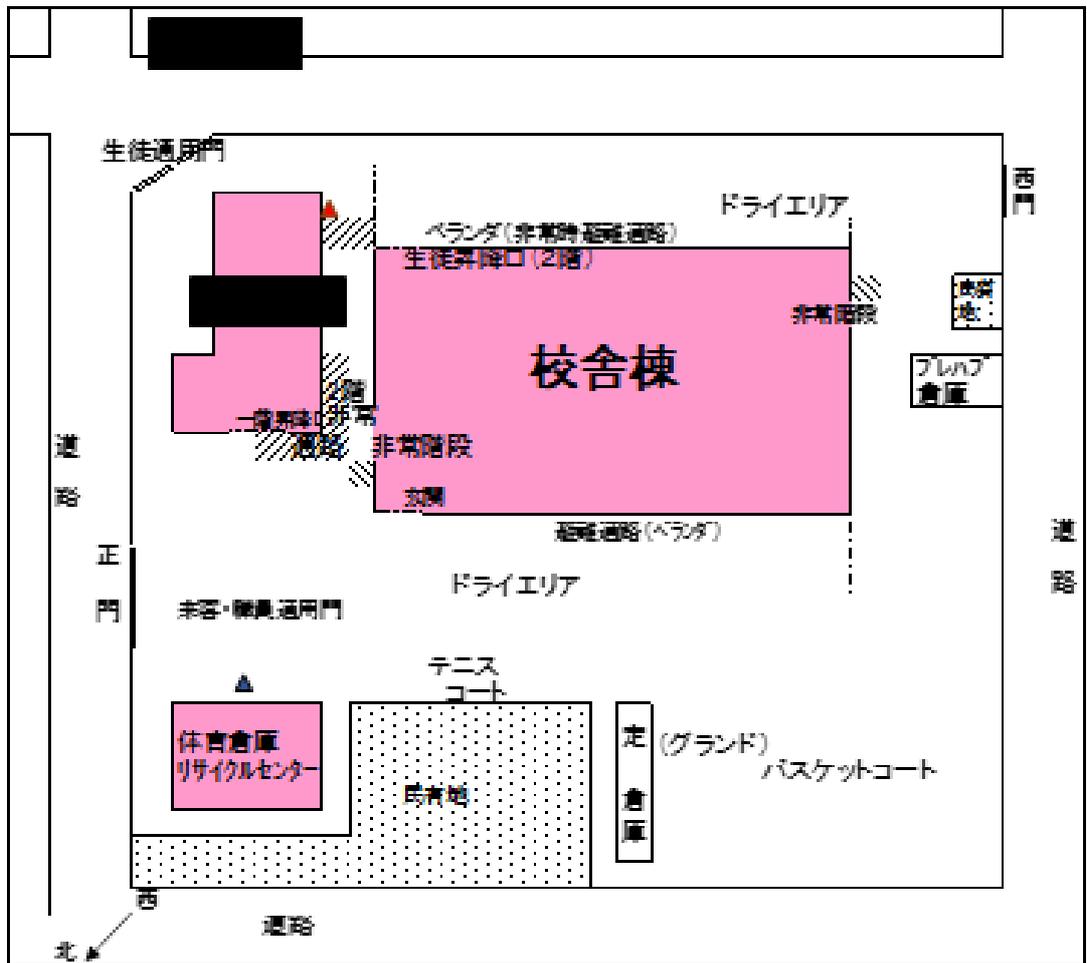
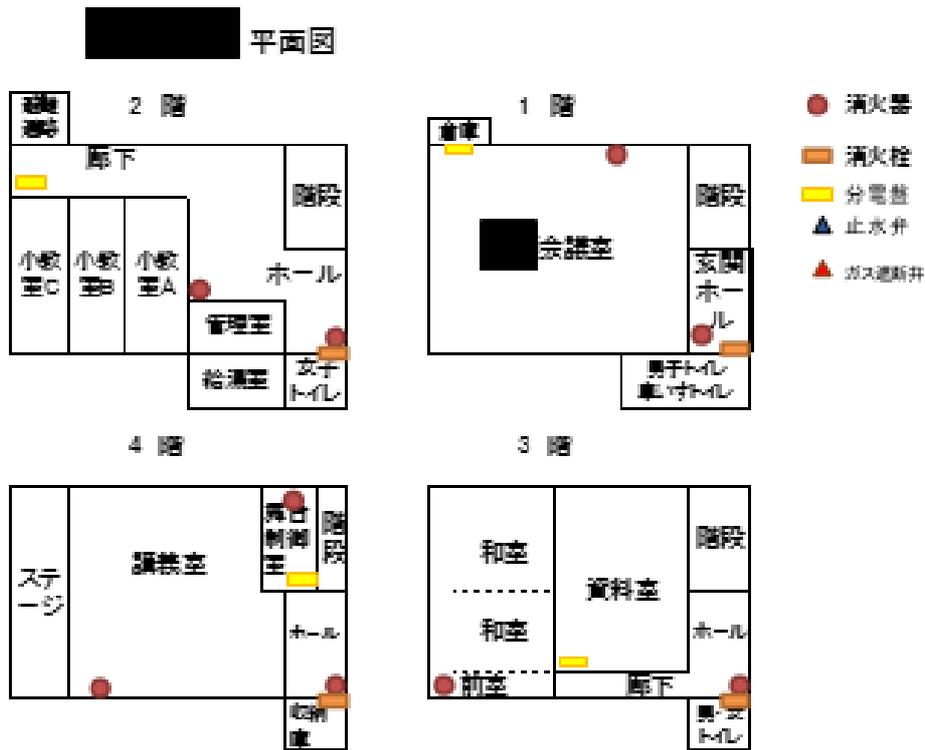
学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければならない。このため、学校危機管理計画には、安全点検などについて定めておくことが必要である。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあるが、その場合は、学校危機管理計画の中で明確に位置付けて活用するようにする。

学校施設・設備等の点検については、避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物が放置されていないかなど、日頃から安全点検に努め、保安状況を把握する。

また、発災時に速やかに点検を行うためには、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図（次ページ参照）をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し、職員室や経営企画室等に掲示する。

詳しくは、「第3 事前の準備」を参照のこと。

校舎平面図（消火栓等の配置図の例）



校舎棟配置図

(学校施設・設備等の点検リスト(抄))

I 倒壊危険物の点検			
1 門・囲障(防球網・パンザマストを含む)・擁壁の倒壊、崩壊防止点検			
1-① 門の点検(鉄筋コンクリート構造)			
ア	亀裂の有無	有	無
イ	傾き具合の有無	有	無
ウ	ぐらつきの有無	有	無

(災害時緊急連絡先一覧の例)

	連絡先名	T E L	F A X
ガス	△△ガス〇〇営業所		
L Pガス	A販売会社		
	代用 B緊急点検会社		
電気	(財) 関東電気保安協会		
	東京電力△△営業所		
	C会社		
水道	水道局◇◇営業所		
	D水道工事会社		
エレベータ			
施設維持管理業務委託(JKK)			

2 教育活動の継続

災害等の発生後、学校は教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められる。そのためには、まず、児童・生徒等・教職員の被災状況や学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについては把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成することが必要である。学校危機管理計画には、被害状況等を把握して必要な応急措置等を実施することや、応急教育計画を作成するうえで検討すべき事項（教育の場の確保、教育課程等の再編成など）について、具体的に記載しておく。応急教育について検討する上では、一人1台端末等を活用したオンライン学習の実施など、最近の学校を取り巻くICT環境の進展なども考慮すると良い。

また、被災した児童・生徒等の教科書・学用品や就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割である。支援を要する状況であるかどうかについて把握し、適切な支援につなげるため、実施すべき事項については、学校危機管理計画に記載しておく。災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童・生徒等への配慮事項について、事前に検討して学校危機管理計画に記載し、教職員間の共通認識としておくことも望まれる。

応急教育計画記載の視点

- 臨時休業等の措置
 - ・臨時休業の判断基準
 - ・保護者への連絡手段（予備連絡手段の確保）
- 学校の教育災害に向けた対応
 - ・児童・生徒等、教職員の被害調査
 - ・校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置
 - ・通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置
 - ・臨時登校実施の判断方法、留意点等
- 応急教育に係る計画の作成
 - ・教育の場の確保方策
 - ・教育課程等の再編成等の対応
 - ・避難所運営との調整
 - ・教育活動再開時期の決定・連絡
- 被災児童生徒等への支援
 - ・教科書・学用品等の確保
 - ・就学の機会確保
 - ・避難・移動又は転出する児童・生徒等への対応
 - ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も、オンライン学習を取り入れるなど可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
 - ・登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
 - ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を実施する。
 - ・保護者等へ授業再開の連絡を行う。

3 避難所の支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は区市町村であり、管理運営は区市町村が行うが、教職員は避難所の開設・運営に協力・支援することとしている。ただし、発災直後は児童・生徒等の安全を確保しながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、区市町村から避難所指定を受けている学校は、学校危機管理計画の中に避難所の支援に関する運営計画を作成しておく。

なお、東京都の状況を踏まえれば、避難所には指定されていない学校であっても、発災後の避難所開設が区市町村から要請される可能性もあり、同様の検討が必要である。

また、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。鍵の管理についても、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、区市町村と解錠方法の取決めを行っておく必要がある。取決めに関し

ては、令和2年9月2日付2教総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

(1) 避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、区市町村から避難所指定について要請を受けた場合、原則的に承認する。なお、承認に当たっては、学校施設利用計画を作成し、東京都教育委員会（教育庁都立学校教育部）に協議する。また、既に避難所に指定されており、避難所利用スペースを変更するなどの理由により、改めて避難所利用に関する協定書を締結する場合も同様に協議が必要である。

校長は、①児童・生徒等の安全確保のスペース、②教育機能・管理機能のスペース、③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）、女性並びにペット飼養者に割当てスペース、④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース、⑤一般避難者の避難所スペース、⑥一時滞在施設としてのスペースを定めた学校施設利用計画を作成する。その際、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置や外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

また、校庭については、物流拠点等に利用されることが予想されるため、自動車の乗り入れは禁止する。校庭は、発災当初の避難スペースであるので、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒等の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ定め、災害時に避難所となった場合、校長は区市町村に対して地域住民に周知を依頼する。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して区市町村と連携を図るとともに、区市町村が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理や配布方法について、区市町村とあらかじめ協議する。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やそのため準備が必要であるため、おおむね発災後1週間程度を目途とする。したがって、それ以前から、段階的に区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織等に避難所運営事務を移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

校長は、防災訓練などを通して防災市民組織等と連携を図るとともに、発災後の避難所運営の役割分担、協力体制を整備することに努める。

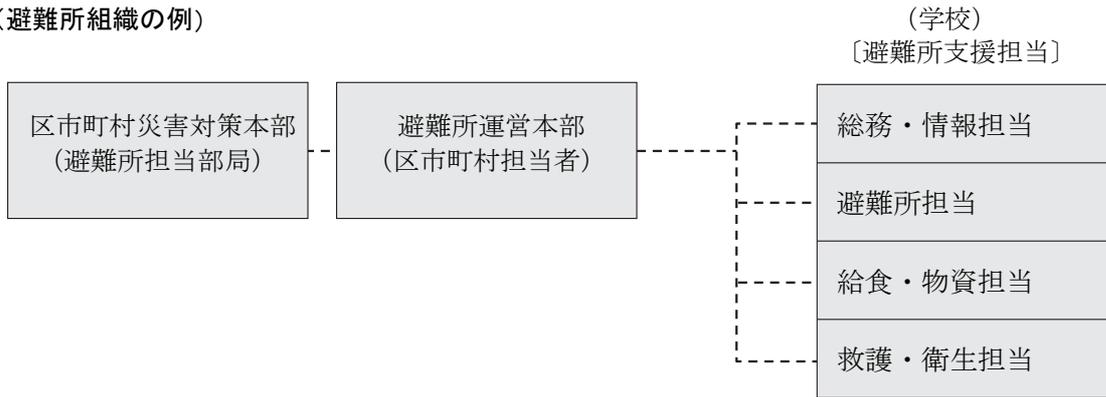
エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は、学校災害対策本部組織を整備するに当たっては、避難所支援担当についても定める。避難所支援担当は、災害当初における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援などを行う。

なお、校長は、教職員の避難所業務の従事について、災害時の人員確保の困難性を考慮した体制とし、当日の職員の出勤状況により、各班（「1学校危機管理計画の作成（11）対策本部体制の整備」参照）の中から避難所支援担当者を指名する。指名に当たっては、女性や災害時要援護者にも配慮する。

また、所属先に参集できなかった職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況に応じて、避難所の運営に協力するよう指示する。

(避難所組織の例)



(避難所支援担当の事務分掌の例)

担当係	業務	業務内容(例示)	担当者
総務・情報担当 (連絡班・避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援の調整に関すること。 情報の収集、提供に関すること。 災害対策本部等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部設置場所の決定 情報の収集、整理、確認、提供 避難所内の情報提供場所の設置 避難者名簿の整理、管理 外国語案内板の作成 区市町村災害対策本部(避難所担当部局)との連絡調整 避難所運営会議への支援 本庁との連絡調整(非常時緊急連絡システムの活用) 	総務
避難所担当 (避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活への支援に関すること。 防災市民組織、ボランティア等との連携に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定 避難者の誘導 避難所生活ルールの策定 防災市民組織、ボランティア等との連携 	生徒
給食・物資担当 (食糧班)	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の管理・配給等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所専用の備蓄物資の管理、配給 救援物資の受入れ、整理、管理、配給 飲料水の配給、確保 炊き出しへの支援 	進路 教務
救護・衛生担当 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> 救護に関すること。 医療救護所への協力に関すること。 清掃・衛生管理への支援に関すること。 感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所設置場所の事前確認 医療救護所への協力(医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施) 仮設トイレの確保、設置 トイレ、ごみ集積場等の清掃・衛生管理への支援 	保健

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合に学校を避難所として開設する手順

早朝・夜間・休日等に発災した場合、校長をはじめ大部分の教職員や区市町村職員は学校への到着が遅れ、校長不在の場合や少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合が想定される。このため、区市町村防災主管部及び防災市民組織等との協力関係を図っておくことが必要である。

ア 鍵の保管について

校長は、避難所の円滑な開設のために区市町村防災担当部局と事前に協議する。鍵の管理については、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、区市町村と解錠方法の取決めを行っておく必要がある。区市町村と施設の解錠に関する協議を行う際には、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

イ 校庭で待機することの周知

発災直後、二次災害を防止するため教職員等（応急危険度判定員）又は区市町村職員等が校舎等の安全確認をするまでの間、避難してきた住民等を校庭で待機させる。

なお、区市町村及び校長は、このことを事前に地域住民等に十分周知しておく必要がある。

これは、避難してきた住民等を建物倒壊等による二次災害から守るためであり、厳冬期等であっても同じである。

(3) 避難所に必要な物資の確認

避難所となる学校では、多数の避難者を保護するために必要なものを確保することが望まれる。避難所用に校内に備蓄してある場合は、区市町村防災担当部局と協力しながら、備蓄品を確認する。なお、区市町村備蓄倉庫に備蓄している場合は、配送・配給計画、手順を確認する。

(4) 避難者名簿用紙の保管

避難所となる学校では、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を保管する。

4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

(1) 運営計画の作成

島しょを除く都立学校は災害時帰宅支援ステーションとして指定されており、さらに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、島しょを除く都立高校は一時滞在施設として指定されている。

これらの学校は、それぞれの保護スペースを確保するとともに、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画を作成しておく。

なお、都立特別支援学校は、大震災時には、区市町村からの要請に基づき、福祉避難所として利用されることがある。避難所の設置主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、避難所の開設・運営に協力・支援し、防災市民組織、ボランティア等との連携を密にして円滑な運営に努めることとなっている。

(2) 運営体制の整備

あらかじめ、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの開設に係る掲示板及び収容人員の超過等によって受け入れが困難となった旨を掲示するための掲示板を作成し、保管場所を確認しておくこと（受け入れが困難な場合に備え、近隣の学校名や住所等も掲示する。）

また、各都立学校においては、LED矢印版を配備しているため、使用方法、保管場所及び設置場所等を確認しておく必要がある。

さらに、学校を中心に近隣の一時滞在施設や駅等を記載した周辺マップを用意しておき、帰宅困難者等に配布できるように準備しておく。

そのほか、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の施設利用等に関しては、「3 避難所支援に関する運営計画の作成」に準じて備えること。

ア 教職員・関係者等への周知徹底

学校危機管理計画の内容は、あらかじめ教職員（臨時的任用、非常勤の教職員を含む。）等に周知徹底することが不可欠である。特に、発災直後の緊急対応手順については、学校危機管理計画に頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要がある。毎年度当初に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で学校危機管理計画の内容と役割を理解するための研修機会を設けるなど、学校の実情に合わせ、具体的な方策を定め、実践することとする。

加えて、児童・生徒等、保護者、その他地域住民や関係機関などにも、学校危機管理計画に定める事項のうち、特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。対象者により、周知する内容は異なるため、学校危機管理計画には、周知の対象者別に、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定めておく。その際、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報は、学外関係者への開示範囲を限定することにも留意する。

イ 学校危機管理計画の保管方法

災害等発生時の対応手順を記載している学校危機管理計画は、いざというときに確実に使えるようにしておかなければならない。そのため、保管形態や保管場所などについても配慮が必要である。

例えば、大規模地震等の発生時には、停電することが想定されるので、パソコン内の電子データという形式だけでなく、必ず出力した冊子の形でも保管しておく。また、避難の際に持ち出すことを想定して、あらかじめ緊急時持ち出し品の中に入れておくなど、学校の実情に応じて、十分に検討したうえで、学校危機管理計画に記載し、確実に実践しておくことが重要である。

ウ 学校危機管理計画の評価・見直しと改善

学校危機管理計画は、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改訂していくことが重要である。具体的な見直し・改善の視点としては、人事異動による分担の見直しや避難訓練等での問題点や課題の発見などの事項がある。

学校危機管理計画の見直しを確実に実行するために、常に見直し・改善を図る旨を明記するとともに、見直し・改善の時期、その手順などを具体的に記載しておく。

また、学校危機管理計画が最新版であることが明確となるよう、計画の表紙には必ず改訂時期を記載しておく。

第2 教育・研修・訓練

1 児童・生徒等の防災教育

(1) 防災教育の意義

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童・生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童・生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童・生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO 等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

(2) 防災教育の内容

防災教育は児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。東京都教育委員会では、防災教育も含めた安全教育の教員向け指導資料「安全教育プログラム」を作成・配信している。一般に防災教育の内容は、次のとおりである。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

(3) 発達の段階に応じた安全指導のねらい

ア 幼稚園

安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。災害時などの行動の仕方について、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ 小学校

安全に行動することの大切さや、「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に

行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

エ 高等学校

地震や火災発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において危険を予測し回避する能力を育て、災害が発生した際には、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに避難所運営補助等の行動がとれる能力を身に付けさせる。特に、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練等を通じて学校全体で防災に関する社会貢献意識を高めるとともに、初期消火法等の技術や上級救命資格を取得するなど防災に関する実践力を培う。

オ 特別支援学校

特別支援学校における安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同じであるが、児童・生徒等の障害の種別、程度及び発達の段階に即して具体的、個別的な指導を積み重ねる必要がある。スクールバスで通学している児童・生徒等も多数いることから、スクールバス事業者との緊急時の対応等も平常時に十分確認しておく必要がある。また、一人通学を行っている児童・生徒等に対しては、保護者等とも安全指導等について事前に共有した上で、一人通学時に発災した場合は、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや区市町村が作成する「ヘルプカード」を用いて、周囲の人に助けを求めたりできるように、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫が必要である。

(4) 防災ノート ～災害と安全～

防災ノートは、地震や火災、大雨などの災害に備えて、日ごろからとるべき行動や、災害が起こった時にその場でとるべき行動である防災アクション（行動）を起こすための学習教材である。

本教材は小学生・中学生・高校生向けに作成されており、自分の置かれた状況を的確に判断し、率先して自他の身の安全を図るための具体的な防災対策や行動方法が記載されており、災害時に役立つ情報を提供している。

【主な内容】

- ・災害の特徴から考えよう：火災、地震、大雨・台風、火山、竜巻・大雪、その他
- ・備えよう：日頃の備え、避難所、応急手当等
- ・学びを深めよう：これまでの災害に学ぶ、わが家の防災アクション等

(5) 地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練（都立高等学校）

令和3年度から、全ての全日制課程の都立高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに一部の定時制課程の都立高等学校において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けさせている。

また、都立特別支援学校では、平成29年度から毎年度実施してきた一泊二日宿泊防災訓練による成果を踏まえ、災害時においても落ち着いて安全な生活を送ることができるよう、地域と連携した防災訓練等を実施する。

(6) 防災教育を進める上での留意点

ア 学校安全計画（年間指導計画）の作成

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。その際、学校安全計画や「安全教育プログラム」を参考とすること。

なお、作成にあたっては、「防災ノート ～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」の活用についても明記すること。

イ 指導體制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導體制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や防災市民組織等との連携を図る。

ウ 特別支援学校

特別支援学校においては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うことを踏まえ、学校段階における学習内容を参考に、児童・生徒等一人ひとりの障害の状況や程度等に応じた適切な指導を行う。

また、非常時の対応について、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒等が被災時にとるべき行動が分かるように工夫しておくことも大切である。

エ 東京消防庁の防災館の活用

東京消防庁では防災館を都内3箇所を設置している。団体での利用も可能なので活用したい。

池袋防災館	豊島区西池袋二丁目37番8号	Tel 03-3590-6565
	池袋駅下車徒歩5分	
本所防災館	墨田区横川四丁目6番6号	Tel 03-3621-0119
	錦糸町駅又は押上駅下車徒歩10分	
立川防災館	立川市泉町1156番1号	Tel 042-521-1119
	立川駅北口1番バス乗り場から立川バス「立川消防署前」下車	

オ ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやるという心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に中学校、高等学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校している場合、避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては避難移動中の救済活動や避難場所での運営補助などが考えられる。

このことについては、日頃から非常時に地域において児童・生徒等がどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署、区市町村防災担当部局や地域の防災市民組織との緊密な連携を図る必要がある。

(7) 防災教育改善のための評価

学校安全計画の全体計画及び、年間指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、課題のあった避難訓練については、年度内に再度同じ設定で実施するなど、計画に柔軟性をもたせることも必要である。

2 学校教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の危機管理に関する研修を充実する。

(1) 校内研修の実施

校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付けて実施する。主題としては、学校の危機管理組織、教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動、学校が避難所となることを想定した実地訓練、中学生や高校生のボランティア活動への参加、地域の防災市民組織との連携などが考えられる。特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行き何をするかなどの具体的な対応を出退勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施しておく必要がある。

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会

安全教育に関する担当者等は危機管理についての研修に参加し、研さんに努める。以下に都における具体的な研修例を示す。

ア 学校安全教室指導者講習会

指導部指導企画課では、全公立学校を対象に、安全教育の指導者を養成する講習を実施している。

イ 東京都教職員研修センターでは学校教育相談の研修会で災害時等の心のケアについての研修を行うことがある。

ウ 応急処置の技能を習得する研修

都立学校教育部学校健康推進課では、教職員を対象にAEDを使用した心肺蘇生法講習を開催している。児童・生徒等の教育活動中の応急処置にとどまらず、避難者の救護など災害発生時の対応能力を向上させる機会ともなる。

エ 都庁各局で職員等を対象に危機管理関係のシンポジウムやパネルディスカッションを開催することがある。

3 避難訓練と防災訓練

東京都教育委員会は、平成24年11月の「東京都地域防災計画」の修正を踏まえ、各学校の防災教育推進委員会を活用するとともに、想定場面の見直しを図ることや実践的な訓練となるよう避難訓練等を改善し、防災教育の一層の充実を図るため、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」を発出した。（別添資料2-11）

(1) 避難訓練と防災訓練の目的

「避難訓練」は、児童・生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

「防災訓練」は、地域との連携・協力を通して児童・生徒等、教職員が避難所運営に対する協力の仕方など災害時の対応の在り方を身に付けるために、事前に訓練や演習を行う活動のことを指す。

防災に関わる指導は、状況に応じて安全な行動ができるような態度を児童・生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。一方、教職員は避難（防災）訓練を通して、的確に状況を把握し、かつ、沉着、機敏な態度で、時や場に応じた臨機応変な行動をとれるような能力を習得することが必要である。

また、自らの命を守ると同時に、児童・生徒等がその発達段階に即して、災害時に被災者に対する支援活動に参加することは、他人への思いやりや社会に奉仕する態度を培う上で極めて教育効果が高い。避難（防災）訓練の際には、児童・生徒等の一次避難が終了したのちに、支援活動に協力していく仕方などの内容を加味して指導していくことが必要である。

(2) 避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童・生徒等が体験的に理解できるよう計画的に実施する。実施に当たっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際の訓練を行う必要がある。

特に地震は突発的で予測できないため、避難（防災）訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

避難（防災）訓練の実施に当たっては、次のような留意点が考えられる。

ア 時期や回数は、学校種別や、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。

イ 事前にその意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。

また、児童・生徒等に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養うよう指導する。

ウ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施するようにする。

- ・地震や火災、風水害等の規模
- ・設定日時 of 工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）
- ・設定日時又は時刻を予告しない方法

- ・全教職員による参集・初動態勢などの訓練
 - ・児童・生徒等を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
 - ・備蓄品、災害用品等の点検
 - ・教職員による避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役や帰宅困難者役も設定）
 - ・児童・生徒等によるボランティア活動
- エ 消火器、屋内消火栓、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。
- オ 教職員一人ひとりが役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助、発電機・ろ水器等防災機器の使用等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- カ 実施後は必ずその評価を行い、次の訓練に反省点や改善点等を反映させる。
- キ 消防署等の防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、防災市民組織との合同訓練等も実施するように努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検項目

都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

- ア 小・中学校の学級活動、高等学校のホームルーム活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。
- イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。
- ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。
- エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。
- オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。
- カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。
- キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。
- ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。
- ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。
- コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。
- サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。
- シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

ア 家庭、地域との連携

学校は平素から避難訓練・防災訓練の方針や計画について、保護者、PTA、町内会、自治会、防災市民組織等に連絡し、理解を求めていく必要がある。また、小学校、特別支援学校の児童・生徒等については、防災訓練などを通して保護者との連携を密にする。

なお、家庭でも防災に関する話合いの場を設けるよう働きかける。さらに、児童・生徒等のボランティア活動への参加に関して、地域との日常的な連携を進めるとともに、保護者に対しては災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容などを周知し、教育活動の一環として実施することの意義について理解を深めておく必要がある。

イ 消防署、警察署等との連携

学校は、消防署、警察署等の関係機関に対して災害が起こった時に連絡すべき事項や協力を要請す

る事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。また、避難（防災）訓練の際、実地の指導や講評等について関係機関の協力を得る。

ウ 区市町村等との連携

区市町村にはそれぞれの地域の特性を生かした「地域防災計画」があり、地域防災体制の組織を設け災害から住民を保護することとしている。

その一つに避難所があり、避難所に指定されている学校は、区市町村、教育委員会や防災市民組織等と連携を密にし、日頃から物資の備蓄や避難者の受け入れに当たるための体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが大切である。

また、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練、避難所設営を含む訓練等に教職員及び児童・生徒等は積極的に参加、協力するとともに、災害時に適切な連携が図れるよう、日頃から地域住民との協力体制の整備に努めることが必要である。



第3 事前の準備

1 物資の備蓄

都立学校は、児童・生徒等のために学校種別に応じた食糧・飲料水・毛布を備蓄するとともに、児童・生徒等のみならず地域住民等の避難者にも提供できるものとして、セルフケアセットやろ水器を整備している。

また、一時滞在施設に指定された都立高校においては、帰宅困難者を最長で3日間受け入れるために、総務局総合防災部が、食糧、水、毛布（又はブランケット）、トイレ等を整備している。災害発生時には、これらの備蓄物資を現場の状況により相互に活用するなど、柔軟に対応する。

各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から各物資の納入場所等の確認を行い、教職員に、備蓄場所を周知徹底する。

なお、各物資の保管場所については、学校の立地条件（沿岸部等）を考慮し、各学校で検討すること。

（例：洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報等を確認の上、必要に応じて可能な限り高層階に保管場所を設ける等）

備蓄品目については、別添資料2-15「都立一時滞在施設配備品目」を参照のこと。

2 日常の点検

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければならない。このため、学校危機管理計画には、安全点検などについて定めておくことが必要である。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあるが、その場合は、学校危機管理計画の中でそれを明確に位置付けて活用する。

■死傷の原因となるような状態の発見、除去

● 転倒・落下・移動・飛散防止

1) 棚類の転倒防止

- ・取付け金物でロッカーなどを固定しているか。

2) ピアノの移動防止

- ・滑り・転倒防止策を講じているか。

3) 重量物、化学薬品類の落下防止

- ・普段、児童・生徒等が活動する場所の棚等の上に、重量物が置かれていないか。

振動で薬品棚の扉や引き出しが開かないよう、施錠又は開放防止器具（止め金具）等を取り付けているか。

4) ガラスの飛散防止

- ・窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。必要に応じてガラスを取り換えているか。

5) 建造物（校舎壁面、瓦、ブロック塀など）の倒壊防止

- ・ひび割れ、傾斜などが無いか。

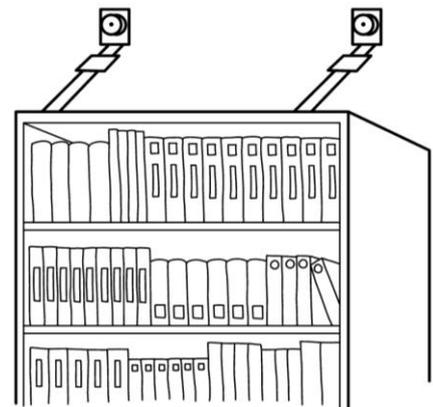
付属物（エアコン室外機、アンテナ等）の落下防止

- ・取付け金物などが外れていないか。

6) 高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計など）の落下防止

- ・落下防止措置を講じているか。

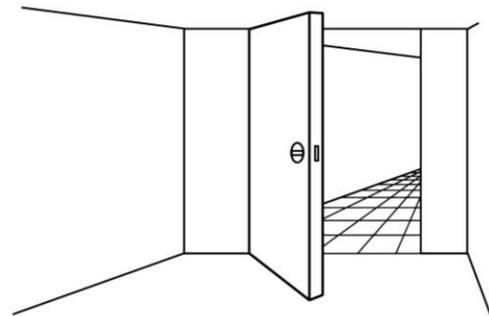
- ・本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等の異常は見当たらないか。



■ 「閉じ込められ」の危険排除

● 教室内、校舎内から外へ出られなくなる危険の排除

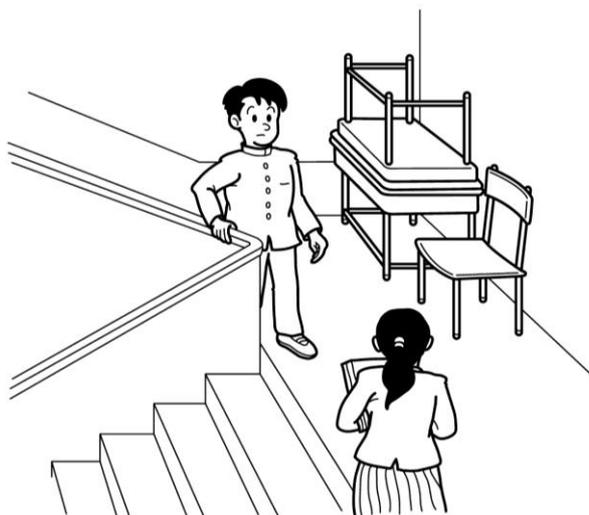
- 1) ドア（鉄扉）の開閉不能（専門家の点検と改善）
- 2) 重量物転倒等による引き戸、扉の開閉不能、出入口閉鎖
 - ・ ドアの近辺に転倒するような重量物を置いていないか。
- 3) 「防火シャッター」の作動定期点検や適正管理の実践
 - ・ 防火シャッターの近辺に物品を置いていないか。



■ 避難経路の確保とその安全化

● 校舎内

- 1) 避難経路がきちんと確保されているか、理解しているか（避難経路は2方向に設定されていなければならない。）。
- 2) 避難通路上に物品が置かれていないか。
- 3) 外付非常階段のドアは施錠されていないか。
- 4) 校舎内階段の壁面や天井に剥脱落下の危険はないか。
- 5) ガラス破片対策として生徒は上履きを着用しているか。
- 6) 校舎出入口のドアが開閉不能に陥る危険はないか。



■ 火気管理と初期消火活動態勢

● ガス、電気、消火器の安全管理

- 1) 身の安全を図ることを最優先とする。
- 2) プロパンガスはボンベの転倒止めを確実にしているか。
- 3) 電熱器具は、器具スイッチだけを切るのではなく必ずコンセントから差込プラグを抜いているか。

地震動で落下、衝撃でスイッチが入り過熱、発火した事例も生じている。

- 4) 消火器は適切に配置されていて、取り出しやすい状態にあるか。長期間放置された状態で置かれていないか。点検や薬剤入替えの記録は継続的に維持されているか。
- 5) 火災発生時又は出火発見時の行動を理解しているか（大声で周りに知らせながら初期消火にあたる。声を聞いた者は119番へ通報する。各所配置の消火器を持って、又は水を持って消火に駆けつける）。



■緊急時持ち出し品・文書等の状態確認

●第1の1(15)の緊急時持ち出し品・文書等について、使用できる状態か確認する。

- 1) 出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード、近隣マップ等が最新のものになっているか
- 2) トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ等の状態
- 3) 飲料水、食料等の期限 等

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

- 1 震災が発生した場合の対応
- 2 児童・生徒等の避難誘導
- 3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制
- 4 特別支援学校における対応
- 5 学校施設・設備の安全確認と対応
- 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

第2 避難所等としての対応

- 1 概要
- 2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応
- 3 一時滞在施設としての対応
- 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応
- 5 応援態勢
- 6 ボランティアの活用等

第3編

学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒等の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒等の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

(1) 災害発生時における学校危機管理体制

ア 学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生した際、教育庁災害対策本部が設置されると校長を本部長とする学校災害対策本部を設置することとなる。なお、校長が不在のときは、予め指定する代理の者を本部長とする。（代理の者は事前に複数指定の上、順位付けを行う。）

教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切である。年度の初めなど、全教職員による確認・周知を徹底する。

○在勤時…以下のイからキに従って従事する。

○出退勤時、出張・休暇時や夜間・休日

交通機関や道路の状況など被災の状況によるが、自宅・家族の安全を確認の上、可能な限り勤務先に出勤して、以下のイからキに従って従事する。

イ 情報連絡活動

① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒等、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、確実な情報であること及び通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。インターネットは災害時等に比較的強いとされているので、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNS、保護者コミュニケーションシステムや学校HPなどを活用した情報発信など、様々な手段を検討しておく。また、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

(必要とする情報内容及び収集・提供手段の例)

情報内容	収集手段	提供手段
災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ライフライン、交通機関等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育庁災害等緊急連絡システム ・災害対策本部からの情報、防災無線 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒等からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板等への表示。 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機、連絡用アプリケーションなど多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒等、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。

発災時に、「第1編第1章第1の非常時の組織体制」における東京都災害対策本部が設置された場合には、別添資料3-3-1「東京都教育委員会災害対策要綱」に基づき、区市町村教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、区教育委員会にあつては直接、市町村教育委員会にあつては教育事務所又は出張所長を經由して東京都災害対策本部教育長に報告するものと規定されている。

このため、東京都災害対策本部が設置された場合は、直ちに、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

東京都災害対策本部設置時以外で、災害等により、学校の施設及び児童・生徒等への被害が発生した場合は、別添資料3-9-1「事故発生報告等事務処理要綱」の規定に準じて、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会を通じて、同要綱別表に掲げる報告すべき事項に対応する連絡・報告先に報告する。

ウ 避難誘導

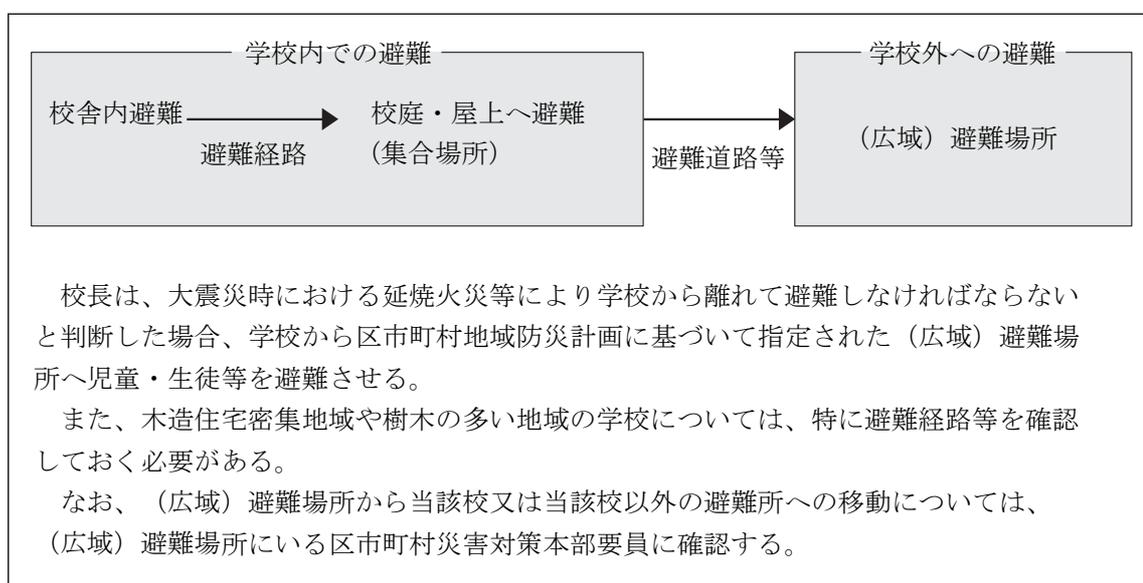
児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要である。

- ・地震感知（揺れを感知、緊急地震速報を受信）と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- ・その後、校内のより安全な場所（校庭等）へ避難する「二次避難」
- ・津波や延焼火災その他の二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童・生徒等がどこにいるか（普通教室、特別教室、校庭等）によって取るべき行動が異なる。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、複数の候補から選択することが必要な場合がある。

発災時にこうした対応を円滑に行うためには、教職員が実施すべき事項や児童・生徒等の対応、避難に関する判断などを簡潔・具体的にフロー図などの形で整理しておくことが望まれる。この地震発生直後のフロー図は、授業中に地震が発生した場合のほか、休み時間中、部活動中などいくつかのパターンを考えておくことも必要である。

児童・生徒等の避難誘導（指針）等については、「2 児童・生徒等の避難誘導」以降参照



エ 校内の消火・巡視

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取ることになるので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておく。

消防計画のうち、特に火災発生初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておくこと、より効果的である。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできるので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくこと良い。

万一、出火した場合は、自動火災報知機等の受信盤により火元を確認し、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視に当たっては、＜行方不明の児童・生徒等の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

ガスの匂いがする場合には、窓を開けるとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。

(巡視点検場所・項目の例)

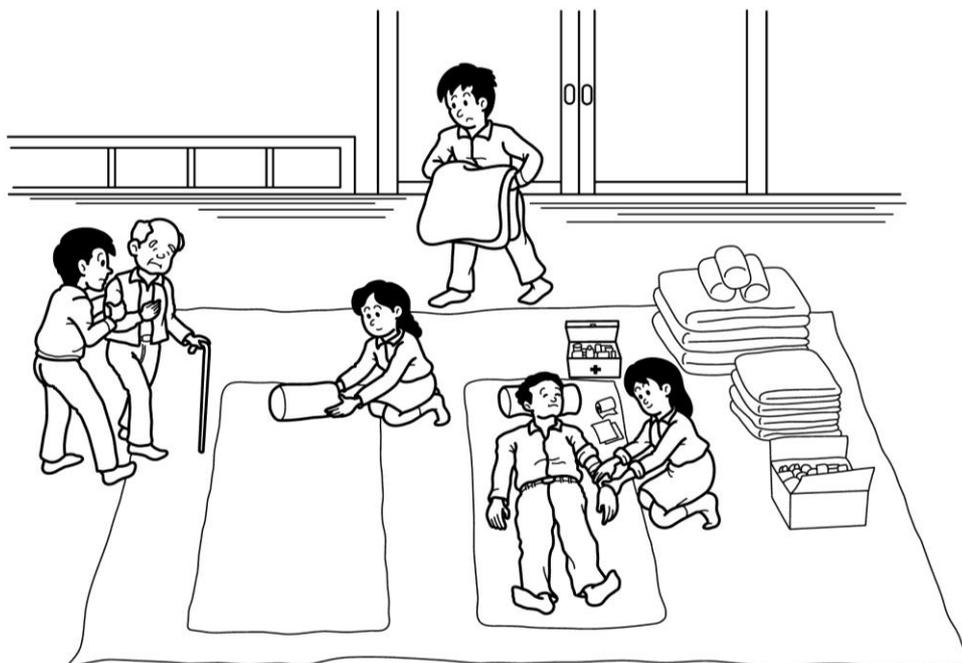
月 日 時 分 ~ 時 分		担当者氏名						特記事項
点検場所	異常の有無	点 検 項 目						
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況	
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
給食調理	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		

- 注 (1) 巡回して、危険場所には立ち入り禁止の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。
 (2) ガスの匂いがする場合、窓を開けるとともに、ガス供給会社へ連絡する。

オ 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出ることが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒等に対しては救護の補助を依頼する。

校庭・屋上等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。



カ 搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある緊急時持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

(非常持出品等の例示)

非常持出品	搬出担当者及び搬出方法	搬出場所
<ul style="list-style-type: none"> ・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等 ・教職員・児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む） ・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード ・ホイッスル、メガホン（ハンドマイク）、学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯 ・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ、乾電池 ・携帯テレビ ・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話） ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi ・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」）、設備機器等応急工具類）、校内地図、マンホールトイレ用の便器・テント等の備品 ・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器 ・消火器 ・防犯カメラ ・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など ・AED ・担架 ・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機 ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長、経営企画室職員等 ・持出用ザック等により搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・（広域）避難場所等

<ul style="list-style-type: none"> ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 ・学校沿革史 ・職員人事関係書類 ・卒業証書授与台帳 ・指導要録 ・救急用品 ・学校図面等（災害対応に必要な設備等の配置図、校地・校舎平面図、災害対応等記録用紙） ・TAIMS端末、モバイルバッテリー等（情報連絡手段に活用できるもの） <p>など</p>		
--	--	--

キ 避難所管理運営への支援

災害時における避難所の開設・運営は、区市町村の災害対策本部が防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則である。学校は、児童・生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、避難所の開設・運営に協力する。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、区市町村の防災担当者や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・態勢等について、学校危機管理計画に項目を設けて記載する、若しくは学校危機管理計画とは別に「避難所開設・運営マニュアル」などの形で整理しておく。

また、校長は、学校災害対策本部の組織のうち「他班への応援要員」を主として（例えば、校庭に避難した時点で）避難所支援班を設置する。避難所支援班は、学校が避難所となる場合の避難所開設、管理運営の協力・支援に当たる。

詳細については、「第2 避難所としての対応 2 発災特別児童・生徒誘導・避難住民への対応」を参照のこと。

2 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人一人を把握し、避難誘導に努める。

教 職 員 の 避 難 誘 導 の 指 針

児童・生徒等の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も(「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」)を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用(引渡し)カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。
なお、出席簿及び緊急連絡用(引渡し)カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

おさない



かけない



しゃべらない



もどらない



発災時別の避難誘導（例）

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

発災時の区分	児童・生徒等が在校中	校舎内での避難	→①
		校庭・屋上等への避難	→②
		(広域) 避難場所への避難	→③
	休日・夜間		→④
	登下校時		→⑤
	校外活動中		→⑥

① 校舎内での避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場	○児童・生徒等に安心させるような声をかける。 (授業中、給食中) ○教室・特別教室の場合	○身を守る。 ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁

<p>合がある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。 <p>○児童・生徒等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。 混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 恐怖のため、動けなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 <p>○体育館、校庭、屋上、共有部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。 <p>（休み時間、放課後）</p> <p>○教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒等を含む）。 <p>○教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 廊下、階段の場合 	<p>と反対側に向けて身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災頭巾、防災ヘルメット座布団等で頭を保護する。 <p>○その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。</p> <p>○授業中、給食中などの行動と同じ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。</p> <p>階段：その場で腹ばいになり又は手すりにつかまり転落を防止する。</p>
---	---	---

② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 	<p>（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、座布団、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 <p>○体育館、校庭、屋上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室の場合と同じ。 ・校庭の場合、液状化していない場所に集める。 <p>（休み時間、放課後）</p> <p>○教室に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の場合と同じ。 <p>なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保も図る。</p> <p>○教室に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任は、原則として受持ちの教室に行く。 <p>なお、担任している児童・生徒等だけでなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。</p> <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒等への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 <ul style="list-style-type: none"> ・上履きのまま、防災頭巾、防災ヘルメット、座布団、カバン等で頭を保護し、何も持たないで、校庭・屋上への避難に備える。 ・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。 <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室の行動と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の行動と同じ。 <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・授業中、給食中の行動と同じ。

続く ② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○大きな揺れの後で、児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p> <p>○本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では、崖崩れが発生する。</p>	<p>○校庭に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。 <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。 <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>○本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。</p> <p>[避難開始等]</p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ・津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。 ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 <p>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：おさない 「か」：かけない 「し」：しゃべらない 「も」：もどらない ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 ・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。 ・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。 ・体育館の場合：速やかに並び避難する。

続く ② 校庭・屋上等への避難

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○一時（いつとき）集合場所、避難所に指定されている場合、校庭は、避難して来る住民や幼・小・中学校の児童・生徒等を引き取りに来る保護者等により、混乱が予想される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒等の避難を優先させる。 ・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。 ・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。 ・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。 <p>○教職員は、トイレ等に児童・生徒等が残っていないかを確認する。</p> <p>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡班は行方不明者の捜索を行う。 ・救護班は負傷者の応急手当をする。 ・連絡班は児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。区市町村立学校は都立学校に準じて当該区市町村教育委員会に報告をする。 ・連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。 ・救護班は救助を必要とする児童・生徒等がいる場合は、消防署などへ救助要請するとともに、共助による救護活動を行う。 ・ラジオ等で情報を収集する。 <p>○避難者、保護者の対応に当たる。</p> <p>○児童・生徒等の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒等を保護者等へ引き渡す。 ・発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなってしまう児童・生徒等の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等を皆でかばい、助け合う。 <p>○校庭・屋上等に集合したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を降ろして低い姿勢で待機する。 <p>・保護者が引取り又は避難して来る。</p> <p>・それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。</p>

	<p>児童相談所に引き継ぐ。</p> <p>○中学校、中等教育学校、高等学校の生徒に対し、初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。</p>	
--	--	--

③ (広域) 避難場所への避難

時間の経過 (状況等)	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○二次災害等 (火災、崖崩れ等) で学校が危険にさらされる。</p> <p>○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。</p>	<p>○避難の際の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒等に対して 教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。 ・自力で避難できない児童・生徒等の実情にあわせて介添者を決め、級友の 助力により避難できるように指導する。 <p>○ (広域) 避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒等の人員を点呼する。 <p>○集団の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮 (校長)、学年指揮 (学年主任)、学級指揮 (学級担任) <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。 <p>・ (広域) 避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p>・ (広域) 避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒等がいる場合は、搜索する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 ・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。 ・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない人をみんな でかばい、助け合う。 ・防災頭巾、防災ヘルメット、かばん等で頭部を守りながら行動する。 ・避難途中に負傷した方などがいたら、みんなでかばい、助け合う。 <p>○ (広域) 避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。

④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。 <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p style="text-align: center;">〔都立学校教職員の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。 <p>○教職員は、学校や寄宿舎にいる児童・生徒等の安全確保を最優先する。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○寄宿舎で生活している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い行動する。 <p>○クラブ活動等で在校中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活担当者の指示に従い行動する。 <p>○家庭等にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。</p> <p>・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。</p>

⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 <p>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</p> <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭・屋上に避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 <p>それ以降については、在校中の場合と同じ。</p> <p>○津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手近なカバンや上着等で頭部を守る。 ・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。 ・運転手・駅員等の指示に従う。 <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。</p> <p>・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。 <p>・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。</p>

⑥ 校外活動中(日帰り・宿泊)に発災した場合の対応

校外活動中に災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければならない。また、災害の渦中では、学校に残る管理職と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もある。そのため、学校危機管理計画に定めた具体的な対応を確認し、教職員や児童・生徒等の共通認識としておくことが必要である。

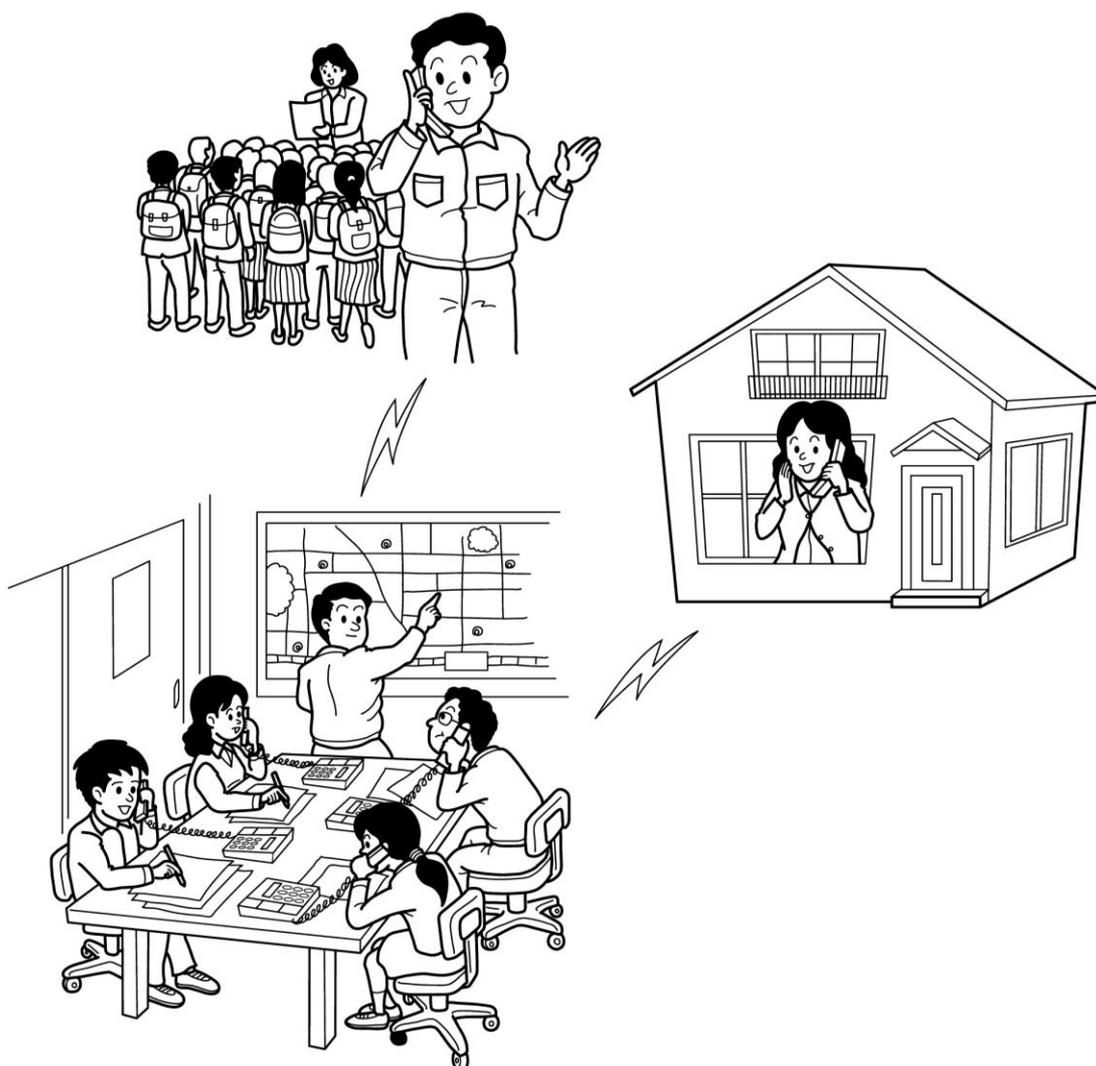
また、校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まったら、直ちに実地踏査で確認し、挙行届に記載している最寄りの一時(いっとき)集合場所、避難所に避難する。

なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う(避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。)

また、教職員は、児童・生徒等の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒等に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

交通機関の不通等が生じた場合は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒等の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。



3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制

(1) 通学路、通学経路の安全確認

学校（高等学校を除く。）は、登下校時に発災した場合に備え、区市町村教育委員会、警察署・道路管理者、地域の方々と連携の上、児童・生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板など、危険箇所の把握などを行う。

高等学校の生徒及び特別支援学校の一人通学生においては、生徒に保護者と相談の上、通学経路の安全性や災害時における登下校時の避難方法を検討させる。その際、通学経路の近くにある一時（いつとき）集合同場所、（広域）避難場所、避難所を確認させる。

なお、学校は、児童・生徒等が、登下校時に発災した場合の身の安全を図る方策や連絡手段について、家庭において十分話し合うよう保護者に理解を求める。



(2) 小学校の保護者への引渡し

校長は、あらかじめ定めてある保護者又は、緊急連絡用（引渡し）カード記載の引取人へ、あらかじめ定める引渡し方法により児童・生徒等を帰宅させる。引渡しの開始を周知する方法としては区市町村の防災行政無線（区市町村単位で引渡しを実施する場合）による放送を区市町村災害対策本部へ依頼する（学校単位による引渡しについては、原則として、防災行政無線による放送はできない。）。

小学校において、引渡しは原則として担任が当たるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

(3) 中学生の帰宅方法

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等の各種メディアを使用した、生徒の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、学区域地区担当の教職員に地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。ただし、保護者が在宅する場合に限る。

なお、状況によっては、小学生と同様、保護者への引渡しを行う。方法については、小学校に準ずる。

(4) 高校生の帰宅方法

校長は、正確な交通機関の運行状況、学校周辺の被災状況等の情報収集に努め、生徒が安全に帰

宅できるかを判断する。

ただし、保護者と連絡が付き生徒を帰宅させるに際しては、収集した情報を伝えるとともにあらかじめ定めてあるグループ下校、震災の状況によっては保護者への引渡しなどの方法に基づき帰宅させる。なお、生徒は帰宅後、自宅に着いた旨を、担任または教職員まで報告させる。

帰宅途中に交通事情等により、帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか又は帰宅途中の一時集合場所等へ緊急避難することを指導する。

なお、学校に戻った場合には、担任又は他の教職員まで報告させる。

(5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

児童・生徒等が在校中で震災が起き、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護する。保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなってしまう児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中などで、学校が児童・生徒等の安否確認を行う中で保護者等が亡くなったことが判明した場合は、担任等が早急に駆けつけ、同様に保護を欠くこととなった児童・生徒等を児童相談所に適切に引き継ぐとともに学用品等の補助を適切に行う。

(6) 登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。通学区地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等又は下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

特別支援学校では、スクールバスの情報が即時に学校に入るように連絡体制を整えておくとともに、運行状況により地域の情報を収集する。スクールバス運行中の発災の場合は、バスを停止させ、道路状況、災害状況等をカーラジオで情報収集し、学校と携帯電話等で連絡を取りながら、学校に戻るか否かを臨機応変に対応できるよう、委託業者と調整しておく。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所、避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。

(7) 児童・生徒等の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、**3日間程度、企業等に留め置かれる**こととなる。

このことから、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、**災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。**

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ等のほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等管理に万全を期しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、幼児、児童及び生徒を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒等の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒等を保護する場合

は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、保護者コミュニケーションシステム、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を適時活用する。

<教職員の主な役割>

- ・ 保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等に、今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・ 児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・ 状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法

災害発生時における生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、緊急連絡網のほか、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を活用するとともに、その連絡手段等について生徒及び保護者に、**入学時や年度初めなどにおいてあらかじめ周知する。**

なお、緊急連絡網における各家庭の緊急連絡先については、より確実に連絡がとれるよう、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握する。

1 学校から生徒や保護者向けの情報発信手段について

- (1) メール連絡網 「豊島高校マメール」「Classi」
- (2) 豊島高校ホームページ 「お知らせ」
- (3) 災害用伝言ダイヤル(171) 「声の伝言板」
- (4) 災害用ブロードバンド伝言板(web171) 「インターネットの伝言板」
- (5) 正門掲示板への掲示
- (6) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等

2 生徒から学校への情報発信手段

- (1) TAIMSメール 「豊島高校組織端末」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171) 「声の伝言板」
- (3) 災害用ブロードバンド伝言板(web171) 「インターネットの伝言板」
- (4) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等

4 特別支援学校における対応

基本的には、小学校・中学校・高等学校における指導内容に準じたものとする。

ただし、障害校種等の違いによって配慮を要するので以下にポイントを記す。

(1) 視覚障害特別支援学校

- ・ 視覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 教員は、幼児・児童・生徒等を安心させるために声をかけ続ける。
- ・ 避難の際は学級や学年単位でまとまり、声をかけ合ったり、手を引いたり、協力し合って避難する。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に声をかけて（視覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

(2) 聴覚障害特別支援学校

- ・ 聴覚情報の不足からくる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮が必要になる。
- ・ 聴覚障害からくる情報不足を視覚に訴えること（点滅灯、旗、視覚情報機器等）により補う。
- ・ 登下校時に発災の際には、周囲の人に合図をして（聴覚障害者であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

(3) 肢体不自由特別支援学校

- ・ 児童・生徒等の心理的な不安を取り除く配慮をするとともに医療的なケアを含め、障害の程度や発達段階に応じた安全を確保し、健康を保持する。
- ・ 車いすや移動補助装具への配慮をし、安全な避難経路を確保しておく。
- ・ 児童・生徒等の外出時には、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

(4) 知的障害特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 児童・生徒等を指示に従わせて落ち着いて行動させる。
- ・ 登下校時に発災においては、一人通学生の避難は、警察等の指示に従い一時避難をし、学校や家庭と連絡を取るように指導する。また、連絡先等を記したカードを常に携帯するように指導する。

(5) 病弱特別支援学校

- ・ 発災後、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。
- ・ 健康観察を直ちに行い、病状の変化があった場合には、校医、養護教諭と共に応急措置をとるとともに、病院との連携を迅速に行う。

(6) 寄宿舎

- ・ 寄宿舎指導員は、直ちに児童・生徒等の部屋を回り、人員の確認をする。揺れが収まった後、児童・生徒等を安全な場所へ誘導する。

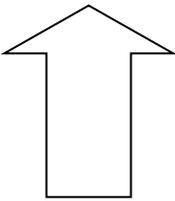
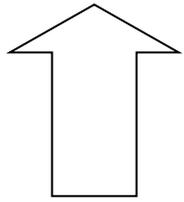
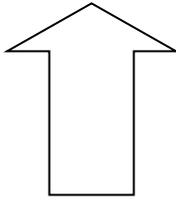
(7) 分教室

- ・ 病院等の職員と共に児童・生徒等の安全を確保するとともに、心理的な不安を取り除くように配慮する。

(8) 訪問教育の場合

- ・ 保護者と共に、児童・生徒等の安全を確保し、病状の変化があった場合には病院等との連携を迅速に行う。

学校危機管理計画に基づく、学校が保護者へ周知するため作成する状況別対応一覧（例）

パターン	生徒在校中	生徒登下校中	スクールバスによる登下校	校外活動時
<p>【状況①】 学区域または都内で大きな被害 バス・電車とも不通 電話・メールが不通</p>	<p>○大きな被害がでていますので、引き渡し体制をとります。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<p>○生徒は自宅か学校の近いほうに向かいます。電車・バスに乗車中はその指示に従います。帰宅してこない場合は通学経路を確かめながら、学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<p>○状況により、停止しているか、学校に戻るか、避難が可能な場所へ移動します。道路状況を判断してバス経路を確かめながら学校へ引取りに向かってください。 ○登下校時とも、発車前に地震が発生した場合は運行を中止します。</p>	<p>○遠い場所で地震・災害に遭遇した場合は、そこで避難します。配布された「行事のお知らせ」で目的地・避難場所等を確認し迎えの準備をしつつ、学校と連絡が取れるまで家庭で待機してください。 ○学校に近い場合は、安全を確認して学校に戻りますので、学校へ引取りに向かってください。</p>
<p>【状況②】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害 バス運行・電車不通 電話・メールが不通</p>	<p>○状況に応じ、学校での活動は継続しますが、帰宅困難等が予想されます。可能な方法で学校へ引取りに向かってください。 ※保護者又は代理の方の引取りがあるまで、学校で保護します。</p>	<p>○同上</p> 	<p>○道路状況に問題がなければ、そのまま運行するか、教員が同乗して運行します。バス停でお待ちください。 ○登校時の発車前に地震が発生した場合、運行を中止することがあります。 ○下校時はバス停に迎えがなければ学校に戻ります。学校へ引取りに向かってください。</p>	<p>○同上</p> 
<p>【状況③】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害 バス・電車とも運行 電話・メールが不通</p>	<p>○下校時刻を目処に学校へ引取りに向かってください。 ※生徒は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護します。</p>	<p>○生徒の帰宅を待ってください。 ○帰宅時間を過ぎても帰ってこない場合は学校へ引取りに向かってください。 ※学校に登校した（戻った）生徒は連絡手段が復旧するまで学校で保護します。</p>	<p>○同上</p> 	<p>○校外行事を取りやめ、状況を判断して学校に戻ります。周辺の状況を確認して学校へ迎えに向かってください。 ○地震発生時に解散場所へ迎えに向かっていた方は、解散場所を確認した後、学校へ向かってください。</p>
<p>【状況④】 下校時刻までに交通機関や通信網も復旧 バス・電車とも運行 電話・メールがつながる</p>	<p>○生徒は通常下校します。状況によって学校より連絡します。</p>	<p>○生徒は登下校を続けます。状況によって学校より連絡します。</p>	<p>○そのまま運行します。</p>	<p>○校外活動を取りやめ、学校に戻る可能性があります。状況によって学校より連絡します。</p>

※ なお企業等において一斉帰宅抑制に係る指示が出ている保護者の方は、その指示に従うものとします。

地震災害

視覚障害及び聴覚障害特別支援学校の対策概要

■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>(突然の大揺れ) 教室、特別教室、体育館(教職員が近くにいる場合)</p> <p>(緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いて行動するように言葉かけ(手話等を含む)をして安心させる。 ○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむように指示する。 ○体育館、校舎の側では頭、首を防災頭巾やヘルメット(ない場合は持ち物か両手)でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。 ○棚、ロッカーから離れるよう指示する ○勝手な行動をしないよう指示する。 ○人員の確認をし、手分けして残留児童・生徒等がいらないかを確認して歩き、児童・生徒等を安全な位置に誘導し、落ち着かせる。 ○負傷者の収容と手当。 ○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始する。 火の始末(都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ)／出火の確認(化学薬品など)／負傷者の確認／閉じ込められていないか確認／保健室のスタンバイ／危険箇所の発見と立入り規制設定(特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など)／鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検)特別教室の安全点検等／避難経路の安全確認 ○出火発見の場合…大声で周知消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、生徒の安全誘導 ○児童・生徒等を校庭へ避難集合させる(降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。) ○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施 ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(視覚障害特別支援学校では) 周囲の状況が平常時とどのように変化したのかを把握することは難しいので、簡潔に状況を説明しながら具体的な行動を指示していく。</p> <p>(聴覚障害特別支援学校では) 教員と児童・生徒等ができるだけ近くに集まり指示が伝わるようにする。揺れが収まったら状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに動くことを指導する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。 ○教室の外へ出て行かない。 ○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。 ○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。 ○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。 ○校舎外にいる児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。
<p>余震に備える。</p> <p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施 ○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施 ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>避難の際の注意事項 (視覚障害特別支援学校では)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童・生徒等が前の児童・生徒等の肩につかまるなどして、はぐれないようにする。 ②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練しておく。 <p>(聴覚障害特別支援学校では)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童・生徒等が光などの警報合図ですばやく行動できるようにする。 ②いざという時に適切な動きができるように日頃から訓練しておく。 </div>
<p>学校宿泊時の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連絡 ○教職員・児童・生徒等の寝食の準備 	

地震災害

知的障害特別支援学校の対策概要

■ 児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こる者、外へ飛び出そうとする者、動けなくなる者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館、校舎の側では頭、首を防災頭巾やヘルメット(ない場合は持ち物か両手)でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように指示する。</p> <p>○棚、ロッカーから離れるよう指示</p> <p>○パニックを起こしやすい子、不安定な児童・生徒等はしっかりと手をつなぐなどして安心させる。</p> <p>○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒等がないかを確認して歩く。</p> <p>○負傷者の収容と手当</p> <p>○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末(都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ) / 出火の確認(化学薬品など) / 負傷者の確認 / 閉じ込められていないか確認 / 保健室のスタンバイ / 危険箇所の発見と立入り規制設定(特に校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など〕 / 鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検) 特別教室の安全点検等 / 避難経路の安全確認</p> <p>○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒等の安全誘導</p> <p>○校庭への避難集合指示(降雨、降雪、強風の気象下では別途指示を与える。)</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかむ窓と反対側に向く。</p> <p>○教室の外へ出て行かない。</p> <p>○頭、首を持ち物か両手でかばって壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。</p> <p>○棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎外にいる児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p>
<p>余震に備える。</p>		<div data-bbox="1053 1254 1436 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難の際の注意事項</p> <p>①パニックを引き起こしやすい児童・生徒等は、まずは座らせて落ち着かせることが大切</p> <p>②安全な場所まで移動するまでは教員は児童・生徒等の手を握って一緒に歩くようにする。</p> <p>③いざという時に迷わないように日頃からの訓練を継続する。</p> </div>
<p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p>	<p>○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施</p>	
<p>学校宿泊時の対策</p>	<p>○保護者との連絡</p> <p>○教職員・児童・生徒等の寝食の準備</p>	

地震災害

肢体不自由及び病弱特別支援学校の対策概要

■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>(突然の大揺れ) 恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応が起こったり、発作を起こしたり、体調が急変したりする者がいる。 (緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。)</p> <p>大揺れが終息する。</p> <p>余震に備える。</p> <p>火災拡大、余震による崩壊危機→避難</p> <p>学校宿泊時の対策</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけをして安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒等を教室の中央に集める。</p> <p>○体育館、校舎の側では壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむように移動させる。</p> <p>○棚、ロッカーから離れるよう移動させる。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人員の確認をし、校内放送やハンドマイクで、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒等がいないかを確認して歩く。</p> <p>○負傷者の収容と手当</p> <p>○教職員は分担に従って所定の部署につき、点検表を持って任務の行動を開始 火の始末(都市ガスメーターコックのオフ、電熱器具は電源をオフ) / 出火の確認(化学薬品など) / 負傷者の確認 / 閉じ込められていないか確認 / 保健室のスタンバイ / 危険箇所の発見と立入規制設定(特に校舎外の建造物 [ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面など] / 鉄扉、防火シャッター等の安全確認と機能点検) 特別教室の安全点検等 / 避難経路の安全確認</p> <p>○出火発見の場合…大声で周知、消火器の集中、初期消火活動展開、消防への通報、児童・生徒等の安全誘導</p> <p>○児童・生徒等を校庭へ避難集合させる(降雨、降雪、強風の気象下では別途行動を考える。)</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合、移動開始の実施</p> <p>○保護者との連絡</p> <p>○教職員・児童・生徒等の寝食の準備</p>	<p>○自力で移動可能な児童・生徒等も教室の外へ出て行かない。</p> <p>○車いすを使用している児童・生徒等のうち、上肢が動かせる者は頭部等の保護をする。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は壁や校舎等建造物から離れて中央部方向に避難してしゃがむ。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は棚、ロッカーから離れ、机、テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○校舎外にいる自力で移動可能な児童・生徒等は校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>避難の際の注意事項</p> <p>①生徒を移動させる際は、ストレッチャー、車いす、教員が背負うなど一人一人に合った対応をとる。</p> <p>②移動の際は酸素マスク、チューブなどの状態を常に点検し、慎重に移動させる。</p> <p>③児童・生徒等の健康観察を常に行い、容態の急変に気を付ける。</p> <p>④医師、看護師等と連携をとり、児童・生徒等の健康状態に気を付ける。</p> <p>⑤いざという時に迷わないように日頃からの訓練を継続する。</p>

(9) 特別支援学校における一人通学登下校中の対応

校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭に避難するよう指示する。</p> <p>ただし、津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 ↓ ・所在不明な児童・生徒等については連絡班に状況を確認する。 ↓ ・（なお不明な場合）保護者に連絡・確認する。 ↓ ・（なお不明な場合）登下校コース付近の避難所等に連絡・確認する。 <p>○児童・生徒等の所在確認は、あらゆる手段を用いて行い、所在が判明した場合は直ちに現場に出向き、救護と状況確認を行う。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</p> <p>○大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車・バス車中は、運転手・駅員等の指示に従う。 ・徒歩の際は、垂れ下がった電線に近づかない。 ・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。 <p>○身動きが取れない場合、周囲に対して援助を求め、安全な場所への誘導をお願いするなど、自らの身を守るための行動を起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先等を記したヘルプカードを、周囲に提示する。 ・周囲に合図、声がけをして、自分の障害の状態等を知らせる。 ・負傷した場合、大きな声を出すなどして、近くの人に助けを求める。 <p>○在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。</p>

(10) スクールバスでの登下校に係る対応

■児童・生徒等在校中に大地震発生の場合

○運行不可能の場合

学校災害対策本部設置→家庭と連絡をとる→引渡し場所、時間等について確認する。

■登下校途中で大地震発生の場合

1 運行の可否を見極める

○運行可能の場合

[登校中] スクールバス添乗員等は安全を確認しながら、学校と携帯電話等で連絡をとり、そのまま学校へ進むことについての指示を受ける。安全を確認しながら、また、学校から指示を受けながら移動する。警察や消防など公的防災機関の指示に従う。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ進む。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

[下校中] 学校と携帯電話等で連絡をとりながら進行する。

連絡が取れない場合は、原則として学校へ戻る。または、運行可能な範囲で、あらかじめコース近辺に設置された避難所に向かう。

○運行不可能の場合（「立ち往生」状態）

一般道路の車両通行は、地震の大揺れを感じたときは、静かに左端に寄せて停車し、カーラジオで情報を聞きながら待機することになっている。運転、進行は警察や防災関係機関に制止される。

スクールバス（以下「SB」という。）も例外ではない。同乗責任者又は運転者は本校と携帯電話等で連絡をとり、指示に従う。警察や防災関係機関の指示があるときは、その内容を学校に連絡し、居場所や車内の状態を伝達する。

2 学校災害対策本部の役割

- (1) SBの停車位置を確認する。その付近の避難場所を照会、認識する。
- (2) 地図を用意し、災害時連絡用通話機などを活用し、停車位置をマーク、移動があれば印を落として記録する。運行表と照合し、追跡する。
- (3) 児童・生徒等の欠席の届出等を確認し、乗車している児童・生徒等と照合する。

3 家庭への電話連絡

児童・生徒等を保護している場所（学校又は避難所）について、保護者に連絡する。

4 自転車若しくは徒歩による現場への支援

各コースのSB係が、停車地点へ赴き、状況を把握し、学校災害対策本部に連絡する。

5 学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

(1) 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を持って、校内を巡視する。

ア 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科調理室・給食調理室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。

イ 都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行い、都立学校教育部に危険度判定を要請する。

ウ 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊のおそれがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。被害の状況判断が難しいようであれば、学校経営支援センターに相談する。さらに、破損箇所の修繕を都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に依頼する。

エ 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る（図1参照）。

オ 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。

カ エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする（連絡先を災害時緊急連絡先一覧に整理しておく）。

キ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。

ク 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。

なお、復旧させる必要があり、かつ、危険ではない箇所は復旧させる（図2参照）。

ケ 都教育委員会は、平成21年3月に「震災時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」を、平成22年6月に「震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」を其々の協会及び協同組合と締結している。必要に応じて所管の東京電業協会又は東京都塗装工業協同組合に要請する。

(2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、避難所等として使用する際、応急的に応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合には、総務部総務課に判定実施の支援を要請する。

ア 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。

イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

図1

窓ガラスにシールをはる。

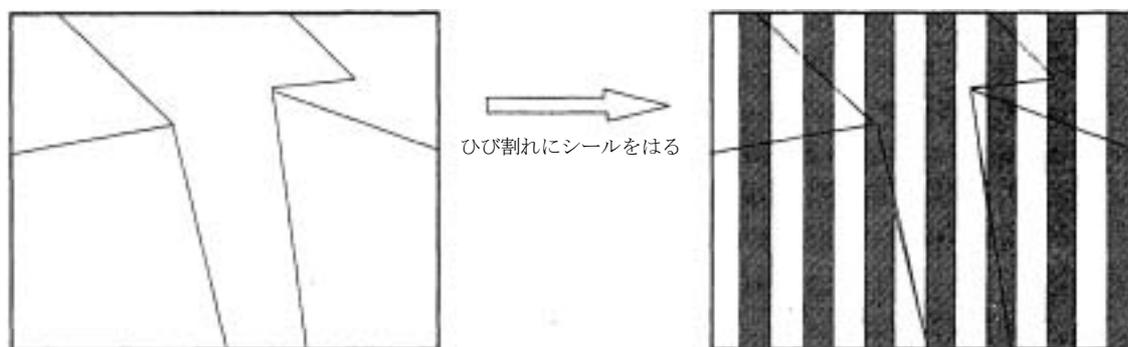
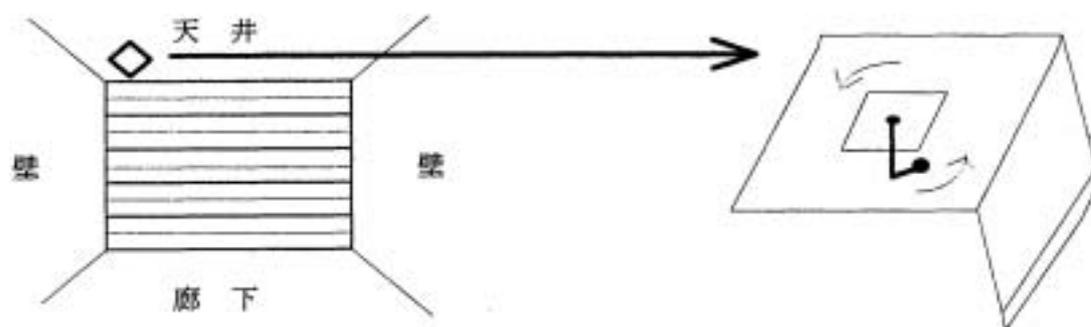


図2

防火シャッターそばの天井又は壁にあるふたを開け、ハンドルを回して（又はチェーンを引き出して）シャッターを巻き上げる。



6 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校では、ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。

なお、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会及び区市町村防災主管部局の定めるところによる。

(1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスにはガスメーター付近に地震を感知し遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

ア 地震発生時の対応

<ガス遮断機能が無い場合>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

<ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

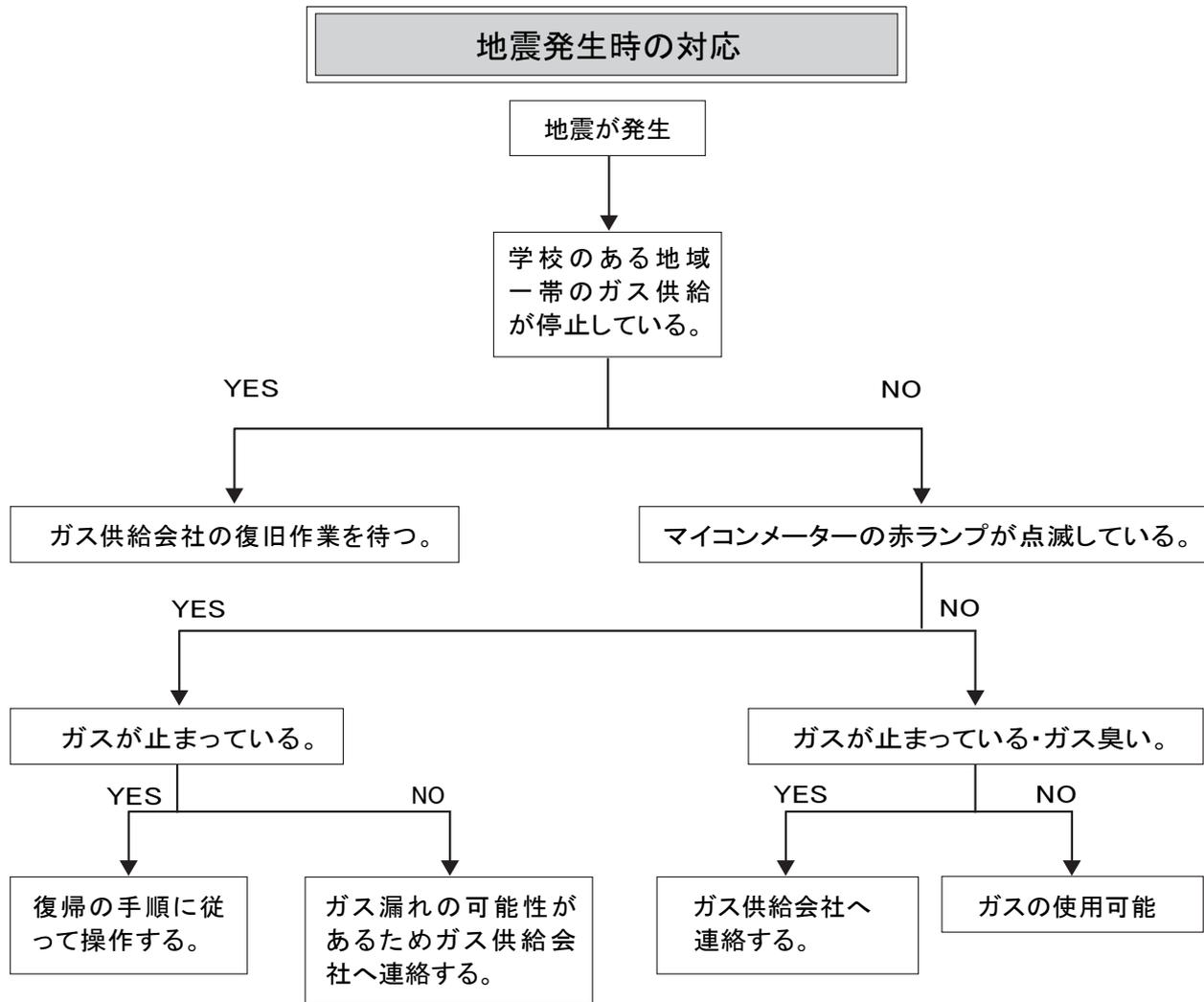
「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

- ④ マイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

- 注意 赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。



2 参 考

<都市ガスの安全装置>

原則として、120号※1以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。マイコンメーターは震度5強相当以上※2の揺れを感知したときにガスを遮断する※3。マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、次の場合には遮断を行わない。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合

ただし、平成10年1月以降に製造された1～6号メーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず震度5強相当以上で遮断する。

※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（ m^3 ）のことを示し、120号=120 m^3 /hとなる。一度に使用するガスの量が増えると号数も大きくなる。号数はメーターの刻印若しくはガス供給会社に問い合わせること確認できる。

※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するので、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。

※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

(2) LPガスの安全確認等

ア 火の始末

使用中のガス器具の器具栓、元栓の閉止 → 出火した場合は直ちに消火

イ ガス管理

メータガス栓・容器収納庫等に設置しているLPガス容器バルブの閉止

- 地震感知器内蔵マイコンメーターや対震自動ガス遮断機が別途設けられていても、容器周りのガス漏れ対策上から容器バルブは閉止する必要がある。

容器転倒防止装置の確認

- 容器収納庫の鍵の管理に注意する。

ウ 校舎内外の点検及び復旧

ガス漏等の点検実施 → LPガス販売業者へ緊急点検の要請 → 使用可能の認定 → 使用再開

- 地域によっては、区市町村からLPガス使用禁止の要請がされることもあり、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意する。
- LPガス販売業者への非常時連絡先はあらかじめ調べておく。また、当該販売業者も被害に遭うなど、緊急点検等に応じられないことも予想される。当該業者に代わり、緊急点検を行える者の連絡先も併せて調べておく。

(3) 電気の安全確認等

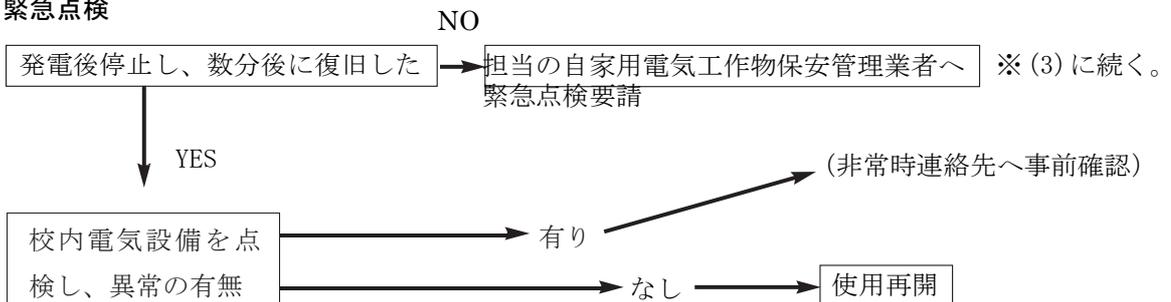
漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

ア 安全確保

校内受変電設備には絶対にさわらない。このことは遵守する。

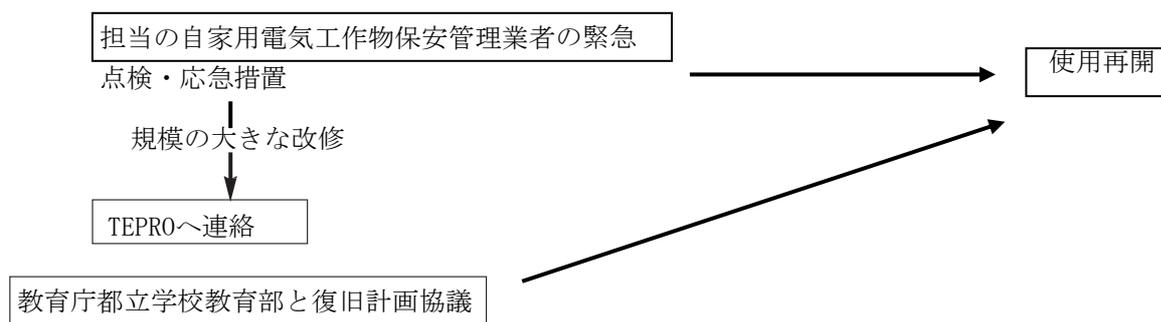
水に浸かった電気器具の使用禁止
切れた電線には絶対にさわらない。
コンセントからプラグを抜く。 → 二次災害防止のため、児童・生徒等
や避難者に対し指導、周知する。

イ 緊急点検



- 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

ウ 復 旧



- 緊急点検の要請を受け、出勤してきた自家用電気工作物保安管理業者は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。
- 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を自家用電気工作物保安管理業者に提供する。
- 自家用電気工作物保安管理業者の点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、TEPROに連絡し、（社）東京電業協会等により修理を行う。
- 天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧についてTEPROに連絡し、東京都塗装工業協同組合により修理を行う。

エ 学校が避難所となった場合

- ① 避難者への要請
 - 電気器具の勝手な使用は停電のおそれがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員（自家用電気工作物保安管理業者を含む。）の指示に従う。
 - 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。
- ② 東京電力（株）への連絡
 - 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

（東京電力（株）では、どの学校が避難所となっているか把握していない場合がある。）

※東京電力ホールディングス(株)では、「東京都地域防災計画」との整合性をとりながら「防災業務計画」(令和5年4月修正)を策定しており、これに基づき防災体制の確立、災害予防、災害応急対策、災害復旧業務等に当たるとしている。

① 電力供給体制と電力設備の耐震性

(a) 電力を供給する送電系統は複数の送電線からなっているため、片方のルートに故障が発生しても、連携している別のルートからの送電が可能となっている。

また、他の電力供給会社の電力系統と連携しているため、緊急時には供給応援を受けることもできる。

(b) 発電設備・変電設備・配電設備等の耐震性は、大規模な地震に耐えられるよう造られている。しかし、火災や建物倒壊などが生じた場合は、その影響により供給設備にある程度の被害が生じることも考えられる。

② 復旧業務について

平常時から準備している復旧用資機材等を活用し、災害状況や設備の被害状況を把握した上で、電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施するが、病院等の医療施設や官公庁等の公共機関に対しては、優先的に復旧を行う。

③ 送電について

(a) 停電直後数分間のうちに、試送電を行い、電力供給設備及び需要家の受変電設備共に安全が確認できれば、送電を開始する。

(b) 電力供給設備又は需要家の受変電設備のいずれかに支障があれば、送電しない。そして、受変電設備に支障がある場合、引込開閉器により供給設備側と切り離し、受変電設備復旧工事完了まで送電しない。

(c) 需要家の受変電設備復旧工事が完了したときには、電気主任技術者(自家用電気工作物保安管理者)の要請に基づき、立会協議の上、送電する。

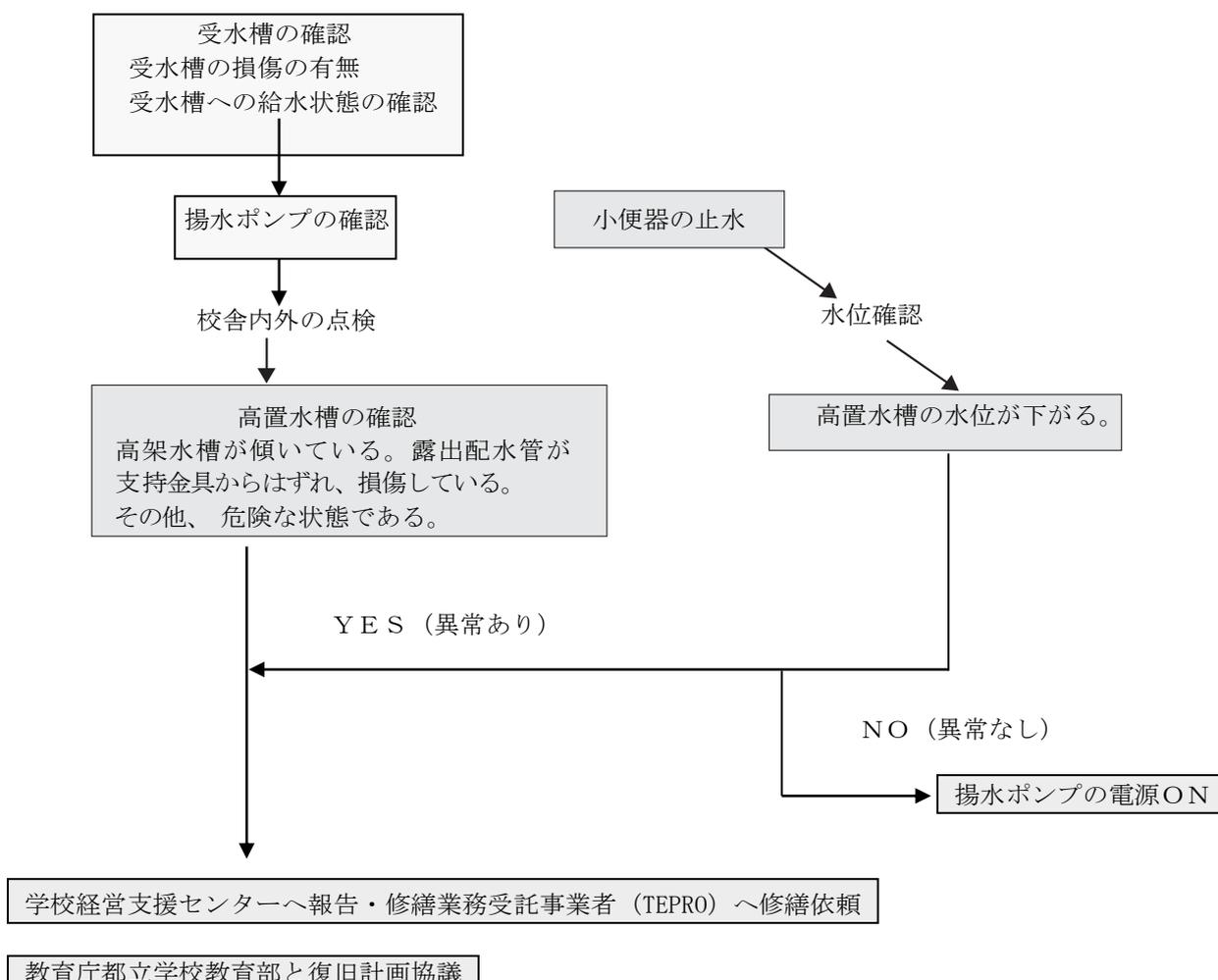
○ 特別支援学校全校への非常用発電設備の設置

- ・ 災害発生後、電力会社の送電線路が故障し停電した時に、この発電機からの電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための設備である。これらの要所には非常時に使用できるコンセントが設置してある。また、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてあるので、防災訓練等の機会に、点検をしておく。
- ・ 発電機は電力会社の電気が停電すると自動的に始動する（復旧すると自動的に停止する。）。
- ・ 発電機の運転可能時間は、学校によって異なることから事前に確認しておく。
- ・ 災害に備え、発電設備の定期点検整備、災害時用照明器具の点検及び使用訓練をしておく。
- ・ 医療的ケア児が在籍する学校では、災害時にも医療的ケアが実施できるよう別途、非常用電源の確保のため、発電機及び蓄電器を配備している。災害に備え、定期点検整備及び使用訓練をしておく。

(4) 上水道の点検等

ア 緊急対応

児童・生徒等・教職員に加えて、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。



イ 留意事項

- 受水槽や高置水槽内には相当量の水が貯留されており、この水は、諸般の状況により異なるが、発災時には、およそ2日間程度は飲料水として使用できる。
- 生徒・教職員用にペットボトルの水が3日分備蓄されている。また、災害時帰宅支援ステーション用にもペットボトルの水を備蓄している。その他、一時滞在施設に指定されている都立学校の中には一時滞在施設用としてペットボトルの水を備蓄しているところもある。
- 都立学校全校に配備しているろ水器は、プールの水をろ過して飲料水としても利用できる。
- プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- 水の利用方法については、避難所運営に当たる区市町村防災担当部局等の意向や給水車の配車計画等を考慮し、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- 受水槽以下給水管等の損傷に備え直接給水栓を設けている場合は、必要に合わせそれを活用する。
- 断水後給水が再開されたとき、赤水の発生が考えられるが、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場合は、水道局営業所、区市町村災害対策本部等に連絡し、指示を受け、対処する。
- 漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先（系統）を把握しておく。
- 受水槽に「緊急遮断弁装置」が取り付けられている場合は、地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧の操作が必要である。このため、教職員は定期的に操作訓練を実施する必要がある。
- 全都立学校に「プール排水管緊急遮断弁装置」が取り付けられている。受水槽と同様に地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要である。

ウ 東京都水道局による水道施設復旧活動

次の方針に留意して復旧計画や復旧方針を作成する。

- (ア) 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設（以下「首都中枢機関等」という。）への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- (イ) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- (ウ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- (エ) (ア)を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

別表 <優先復旧一覧>

順位	配水施設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管のうち骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関(首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。)、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路)

(注：以上の順位に入らない対象がある。)

第2 避難所等としての対応

避難所の設置及び管理運営主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ学校危機管理計画において定めてある避難所支援に関する運営計画に基づき、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にして、避難所の開設・運営に協力・支援に努める。(区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。)

大震災時には、区市町村からの要請に基づき都立学校250施設中217施設が避難所(特別支援学校は福祉避難所)として利用される。(令和6年4月現在)(別添資料3-4-1「都立学校の避難所指定に関する要綱」参照)。

なお、発災時刻や学校の状況によって、少人数で避難所運營業務に従事しなければならない場合も考えられるので、日頃から、地域、防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織、避難者(避難者自治組織)とともに、区市町村による避難所運営の協力を当てるようにする。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。都立学校は、そうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」の候補施設として指定を受けており、発災時には原則、最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。

あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合(原則として発災後4日目以降)には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、島しょを除く全都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民や帰宅困難者の受入れに当たっては、受入人数の限度を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握し、十分な連携を取ることも必要である。

避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の概要については別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」のとおり。

1 概要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた学校危機管理計画に基づき避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、基本的には、区市町村防災担当部局職員が担当する。しかし、発災初期の段階においては、区市町村首長部局職員による対応が困難な場合も想定されるため、教職員がリーダーシップをとることが期待される状況も想定される。

また、避難所の管理運営については、日頃から区市町村防災担当部局と十分な調整をし、区市町村防災担当部局、地域住民、学校それぞれの役割を明確にしておく。

なお、現在、避難所指定を受けていない学校においても、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下の項目に準じた対応が必要である。

(以下の項目については、避難所指定を受けていない学校を対象とした参考情報であるが、避難所指定を受けている学校においても、発災時に区市町村と連絡が取れず、学校による主体的な対応が必要な状況も想定される。そのような状況における対応について、区市町村と事前に協議していない場合には、参考にしてほしい。)

(1) 避難所の開設

区市町村から避難所開設の要請に基づき、避難所を開設する。避難者の生命を災害から守るためには、まず、避難所が安全な場所であることが最重要である。確認にあたっては、建物・設備・機械系の専門職の方がいる場合は協力を得るとよい。以下の項目等を確認し、区市町村の災害対策本部に連絡する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭など安全で広い場所で待機させる。

ア 建物周辺が安全か

- 地滑り、地割れ、液状化等
- イ 建物自体が安全か
 - ・ 傾斜
 - ・ 床や柱の破損
 - ・ 火事やガス漏れ
 - ・ 天井落下の危険性
- ウ 建物の内部が安全か
 - ・ ガラスや照明器具の落下
 - ・ 足元の安全性
- エ 避難者が集まれるだけのスペースがあるか
 - ・ 避難スペース、本部、掲示スペースが使用可能か

教職員又は区市町村防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。乳幼児や高齢者、外国人の方などもわかるよう、立入禁止区域には、トラロープやカラーコーンなどで、近づけない工夫をする。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

(2) 災害時要配慮者等への配慮

避難所担当者は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）等を把握する。災害時要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

なお、災害時要配慮者等については、区市町村災害対策本部と連絡をとり、災害時要配慮者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができるときは、移送させる。

(3) ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努める。

ア 飲料水・生活用水の確保

発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を飲料水・生活用水に使用する。また、地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。

※ろ水器は全都立学校に配備し、毎年点検委託しているので、あらかじめ配備場所及び取扱方法について確認しておく。

イ 電気・照明器具の確保

区市町村が情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認する。確保している場合は、発災当初において、配給するよう依頼する。

なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機を配備しているので活用する。校長は、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

太陽光発電設備のある都立学校では、停電時、自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電などの電源とすることが可能となる。また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。この機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、学校職員は、日頃から、その使用方法をマニュアル等で確認するなど

して、その操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

ウ 燃料（ガスなど）の確保

発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。

なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

エ 応急トイレの設置

水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を水中ポンプ等を利用して使用する。（手洗いには使用しない。）なお、学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。

仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する（女性用と男性用は離れた場所に設置する。昼夜問わず安心して使用できる場所へ設置する。）。トイレが不足する場合、区市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレも使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合は、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分に素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。

また、近年、新築・改築工事を行った都立学校では、学校敷地内にマンホールトイレを整備しており、断水時にも使用することができる。整備校においては、マンホールトイレの使用に当たって必要となる便器やテント等の備品を保管しておく。

なお、現在東京都では災害時のトイレ環境向上策の策定を予定している。応急トイレの設置等については、災害時のトイレ環境向上策の策定後は、そちらの計画も確認すること。

(4) 備蓄物資、救援物資等の配給

ア 備蓄物資の配給

避難所専用物資を備蓄してある学校では、区市町村と協議した上で、避難者に配給する。学校に食糧等が備蓄されていない場合は、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

イ 救援物資の受入れ

救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

ウ 配給方法の工夫

物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い理解を得て高齢者等の災害時要配慮者を優先するなど、配給方法を工夫する。

エ 備蓄物資の充実

校長は、発災時に混乱を生じることがないように都立学校に避難所としての備蓄物資を配備することなど、避難所の運営主体である区市町村に対して避難所用の備蓄物資の充実を要請する。

※土砂災害や水害の被害が想定される地域では、保管場所を高層階にする等注意が必要

(5) 避難所医療救護所の設置

災害時には、多数の負傷者が発生することが予想されるため、東京都地域防災計画において、区市町村長は、避難所医療救護所を設置することになっている。避難所医療救護所では、医療救護班（医師、看護婦等で編成）により医療救護活動が実施される。原則として、急性期から慢性期まで開設する。

なお、状況に応じて、歯科医療救護班や薬剤師班が派遣される。

学校では、避難所となる場合に備え、事前に避難所医療救護所の設置される場所の情報を、区市町村から入手しておく。

ア 避難所医療救護所の設置場所 原則として、次の場所に避難所医療救護所を設置する。

- ・ 原則として500人以上の避難所
- ・ 二次避難所

イ 避難所医療救護所における医療救護班の業務内容

【おおむね超急性期まで】

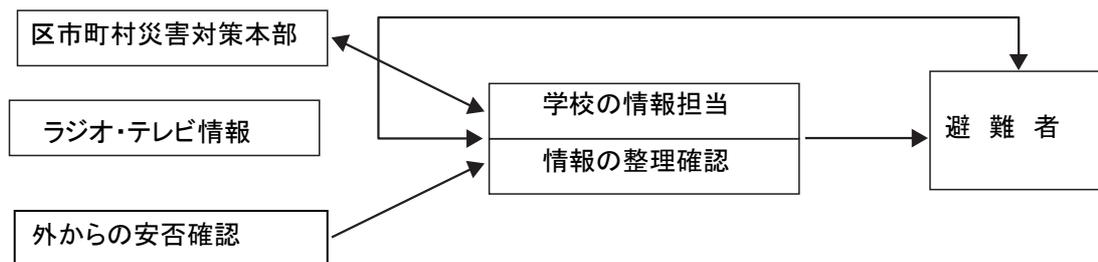
- ・ 病院がない地域に設置する避難所医療救護所
 - トリアージ
 - 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療
 - 受入可能な医療機関までの搬送
- 中等症者・重症者に対する応急処置
- 避難者等に対する健康相談
- 助産救護

【おおむね急性期以降】

- ・ 巡回診療などを行う避難所医療救護所
 - 傷病者に対する治療
 - 避難者等に対する健康相談 など

(6) 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿（（7）参照）を作成・整理し、対応する。



ア 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の方法で正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供するとともに、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

また、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効である。停電時を想定して教職員が直接現場に向かうことや、事前に情報収集体制を整えておくことも考える必要がある。

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

(情報内容・手段の例)

情報内容	情報手段
災害情報（余震情報、火災情報、津波情報）	・インターネット ・防災無線、電話、FAX ・テレビ・ラジオ ・電池式ラジオ ・職員が徒歩・自転車を使う。
被害状況（地域、学校周辺、交通機関の状況）	
救援物資の配給計画（避難所への到着予定等）	

イ 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。

また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。

ウ 要配慮者への情報提供の工夫

必要に応じて、点字、音声コード、イラスト等を用いたり、漢字にはルビをふるなど、分かりやすい周知が必要。以下の事例を参考に、事前にどのような方法で情報提供するのがよいか検討しておく。

- 乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的に、ゆっくり、やさしく、伝える。
- 高齢者や外国人が理解しやすいように、表現を工夫する。例えば、高齢者には大きな文字を使い、外国人には、やさしい日本語を用いる。（外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられる。通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫する。）

(7) 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。)

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。過去の災害では、避難者名簿を用意しながら、ライフラインの途絶によりパソコンから名簿を印刷できず、避難者の受付が混乱したという事例があった。帳票は、紙ベースでも用意しておく。

避難者名簿の掲示については、過去の災害事例では、避難所運営委員会だけでは、避難者・不明者の

安否照会に対応できず、掲示を行う場合もあった。様々な状況が想定されるため、取扱いや、公開する場合の情報、照会窓口等について、事前に想定しておくことが重要となる。避難者名簿を公開する場合には、希望者のみの掲示とするよう留意する。

また、避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受けるなど、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。名簿については避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意する。

避難者名簿

氏名の最初の50音(2文字)
例では「とう」

入所日 月 日

転出日 月 日

	ふ り が な 氏 名	性 別	年 齢	住 所	避難所 区域	注2) 承諾の有無
例	とうきょう たろう 東 京 太 郎	男	43	△△・・・	体育館 A区	
1						
2						
3						
4						
5						

注1：転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無）

注2：転出者の移転先住所・電話を記入する。外部からの移転先問合せに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。

なお、小中学校に在籍する児童・生徒等がいる世帯等については、必ず移転先を確認する。

移転先住所：

電話番号：

(8) 防災市民組織等との連携

発災初期においては、学校が対応する事項は多岐にわたるとともに、限られた人員によって対応することになる。

このため、教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得て、避難所の開設・管理運営業務の支援や初期消火活動に当たる。

(9) 避難者自治組織づくりの支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員、区市町村防災担当部局職員主体の運営から避難者自身などによる運営に移行させる。

ア 教職員は、避難者自治組織による運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。

イ 次に、避難者自治組織による運営の初期においては、教職員、区市町村防災担当部局職員も協力し、自治組織のリーダーと十分打合せを行いながら、運営する。

ウ 運営が軌道に乗ってくれば、避難者自治組織が主体的に運営し、教職員は側面的な支援を行う。

(10) 近隣の避難所指定を受けている施設との連携

発災時には、当初想定されている受入れ人数を超過した人数が避難してくる可能性もあることから、あらかじめ近隣の避難所指定を受けている施設（小・中学校、区市町村立の公民館等）と受入れ可能人数について協議をし、発災時には速やかに他の施設に誘導できる体制を整えておく。

(11) 一般のボランティアの受入れ

ボランティア応援依頼の流れは、区市町村によって異なるため、自治体内でのボランティア活動調整の流れを平時から確認しておくことが重要である。

ア ボランティア受入窓口

○区市町村 ボランティア受入機関（区市町村災害ボランティアセンター）

イ 避難所となる学校

○ボランティア受入窓口 ・避難所支援担当等

○避難所支援担当等の業務・避難所業務の作業内容・分担等を調整する。

・ボランティア活動の円滑化に努める。

○留意点

・避難所の運営が避難者自治組織に移行した場合は、ボランティアとの連携は避難所支援担当から避難者自治組織（ボランティア窓口担当）に移行させ、教職員は側面から支援する。

(12) 児童・生徒等のボランティア活動

「今回の震災では多くの一般ボランティアに混じって、避難者でいっぱいになった自分たちの学校や様変わりした街の惨状を前に『今の自分に何ができるか』を自らに問いつづけ行動を起こした中学生や高校生の『ボランティア』がいたことも忘れてはならないだろう。震災後、子どもたちは学校にやって来て、極めて自然な形で自分たちにできる避難所のさまざまな運営作業に関わっていたことが学校の報告からわかる。（中略）子どもたちは、避難所でのさまざまな奉仕作業への参加を通して、自分を生かすことが社会の人たちの役に立ちうる存在であることに気づいたことだろう。また、相手の立場に立ってものを考えることや自ら責任をもって行動することの大切さなど多くのことを学んだに違いない」（兵庫県教育委員会「震災を生きて」から）。

このように、災害時、児童・生徒等の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒等が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、児童・生徒等の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、以下のようなボランティア活動に児童・生徒等が進んで参加できるように努める。

また、児童・生徒等がボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられるが、東日本大震災での都内の学校では、中学校4校・高校8校で休息場所への誘導案内、備蓄食糧・毛布の配布等が生徒のボランティアとして活動した事例として報告された。

< 参 考 >

災害発生後、児童・生徒等にできること～災害発生時のボランティア活動(例)

◎前提条件:児童・生徒等自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態であること。

学 年	●避難所 ○自宅及び周辺 ◎公共施設
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> ●◎ボランティアの人たちに元気に挨拶をする。 ●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。 ●○○自分より小さい子供たちと遊ぶ。 ●食事の容器を運んだり、片付けたりする。 ○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校中学年	<ul style="list-style-type: none"> ●給水車の到着や救援物資の配給が始まることを知らせて回る。 ●避難場所の掃除や整理整頓を行う。 ●○○自分よりも小さい子供たちの世話をする。 ●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物を選ぶ。）。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。 ○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする（簡易な清掃程度）。 ○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。 ●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子供の世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワーの掃除などを手伝う。 ●◎炊き出しの手伝いをする。 ●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。 ●ペットの散歩を代行する。 ○近所の高齢者宅でできることを手伝う（洗濯、掃除、避難所との連絡）。
中 学 生	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。 ●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。 ●避難所の高齢者の健康状態を確認するために声をかけて回る。 ●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要配慮者に対して声をかけ、頼まれたことをする。 ●◎小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。 ●◎乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。 ●◎米飯の炊き出しを担当する。 ●○○避難所や公共施設における情報（救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等）を近所の高齢者や障害者宅に届ける。
高 校 生	<ul style="list-style-type: none"> ●◎怪我をしたり体調を崩したりした人たちの介助をする。 ●避難所生活を維持するための様々な役割や仕事に対して積極的に参画する。 ●避難所子供会等を組織し、学習会やレクリエーションを企画し、避難所における子供たちの心身の健康の保持と式の維持に努める。 ●○○避難所周辺の瓦礫撤去や立ち入り危険箇所を表示など復旧活動に加わる。 ●高齢者や体調を崩した避難者の依頼を受け、買い物をしたり避難者の自宅の様子を見に行ったりする。 ◎区市町村役所等の災害対策に取り組む公共施設で災害復旧ボランティア活動に参加する。 ●◎行政関係者から正確な情報を得て壁新聞を作成したり避難所新聞を作成したりして情報提供を行う。 ●◎避難所運営責任者の指示を受けて救援物資の配給、支援ボランティアへの指示、小・中学生の学習支援を行う。 ●○地震等大規模災害発生直後、延焼中の建造物に対する消火活動や負傷者の搬出、手当などできる範囲で救援活動に加わる。

学年が上がるにつれて、できる取組は広がり、主体性も増す。

(14) 語学ボランティアの受入れ

区市町村災害ボランティアセンターを通じて、外国人災害時情報センターに東京都防災（語学）ボランティアの応援を依頼する。これを受けて、外国人災害時情報センターは、区市町村災害ボランティアセンターを通じて東京都（防災）語学ボランティアの調整を行う。

(15) 負傷者への応急手当

大地震が起こった場合には、建物の倒壊や落下物などにより、多くの負傷者の発生が予想される。呼吸や心臓が止まって生命に関わる状態の負傷者や、救急車や救護班が到着する前に容体が急変する負傷者がいる。このようなとき、迅速・適切な手当をすれば命を救うことが可能になる。応急手当として、骨折ややけどなどの手当とともに、意識がない場合の手当の仕方、人工呼吸や心臓マッサージ、止血の要領を身に付けておく。また、AEDが公共施設等に配置されてきている。その取扱いに慣れておくことが大切である。

応急手当をしっかり身に付けておくことは、社会人としての大切な務めでもある。

応急手当の手順

心肺蘇生の方法

(東京消防庁ホームページ)

【感染防止のために】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日々の生活の中で多くの不安を抱えていらっしゃると思います。いざというとき、応急手当を行う方の感染を防止するため、以下の点に気を付けてください。

- ① 自分のマスクがあれば着用しましょう。
- ② 意識や呼吸の確認は、倒れている人の顔と応急手当を行う方の顔があまり近づきすぎないようにします。呼吸の確認は、胸とお腹の動きを見て行います。
- ③ 胸骨圧迫を開始する前に、倒れている人の口と鼻に、布やタオル、マスクなどがあればかぶせましょう。
- ④ 応急手当を行う方が複数いれば、一人は部屋の窓を開けたりして、室内の換気をしましょう。

●倒れている人が大人の場合

胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。

●倒れている人が子どもの場合

人工呼吸の訓練を受けており、それを行う意思がある家族等は、胸骨圧迫に加えて人工呼吸を行います。人工呼吸用マウスピース（一方向弁付）等があれば、活用しましょう。

◆救急隊に引き継いだ後は

- ① 口元にかぶせた布やタオル、マスクなどは、直接触れないようにして廃棄しましょう。
- ② 石けんを使い、手と顔をしっかり洗いましょう。
- ③ うがいをしましょう。

※119番通報後、救急隊が到着するまでの間に、災害救急情報センター勤務員や救急隊員が電話でアドバイスをすることがあります。

※AEDの装着と使用については、これまでどおり変更はありません。

※これらの対応は、新型コロナウイルス感染症流行期の対応です。

1. 肩をやさしくたたきながら大声で呼びかける



2. 反応がない場合、反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3. 呼吸を確認する



4. 普段どおりの呼吸がない場合、判断に迷う又はわからない場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行う



5. 訓練を積み技術と意思がある場合は、胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う

約1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を、2回吹き込みます。



人工呼吸2回

- 人工呼吸の方法を訓練していない場合
- 人工呼吸用マウスピース等がない場合
- 血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合



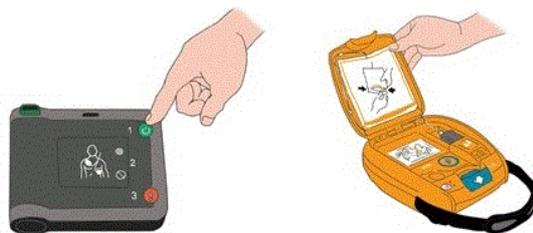
人工呼吸を行わず、胸骨圧迫続けます。

※ 人工呼吸用マウスピース等を使用しなくても感染危険は極めて低いといわれていますが、感染防止の観点から、人工呼吸用マウスピース等を使用したほうがより安全です。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

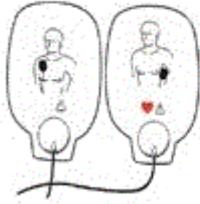
6. AEDが到着したら

まず、電源を入れる。



ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。

7. 電極パッドを胸に貼る



電極パッドを貼る位置は電極パッドのイラストのとおり貼ります。体が汗などで濡れていたら、タオル等で拭き取ってください。



※未就学児（おおよそ6歳まで）には未就学児用パッド（従来の小児用パッド）や未就学児用モード（従来の小児用モード）を使用します。未就学児用パッドが入っていない場合は小学生～大人用パッド（従来の成人用パッド）を使用してください。

8. 電気ショックの必要性は、AEDが判断する。

離れて下さい。



心電図解析中は、傷病者に触れてはいけません。

9. ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。

ショックボタン



以後は、AEDの音声メッセージに従います。



心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のあるしぐさ（例えば、嫌がるなどの体動）が出現したり、普段通りの呼吸が出現するまで続けます。

＜オートショックAED＞
このマークがついているAEDは、心電図解析後にAEDが電気ショックが必要と判断した場合、自動で電気ショックを行います。

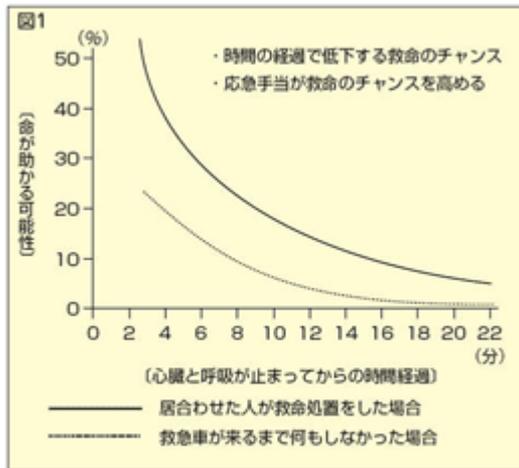
（画像提供：JEITA 電子情報技術産業協会）

新しいガイドラインに基づき改正されたのは下の表のとおりです。

令和4年12月1日改正

	改正前 救急蘇生法の指針（2015） に準拠		改正後 救急蘇生法の指針（2020）に準拠	
通報	反応がないと判断した場合、又は反応があるかどうか迷った場合には、直ちに大声で助けを求め、119番通報とAEDの搬送を依頼する。		反応がない場合、 <u>反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は</u> 、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する。	
胸骨 圧迫 開始 の判 断	普段どおりの呼吸が見られない場合、又はその判断に自信が持てない場合は胸骨圧迫を開始する。		普段どおりの呼吸がない場合、 <u>判断に迷う又はわからない場合は</u> 胸骨圧迫を開始する。	
A E D	小学生以上	成人用モード又は成人用パッド	小学生以上	小学生から大人用モード 又は小学生から大人用パッド
	小学生未満	小児用モード又は小児用パッド	小学生未満	未就学児用モード 又は未就学児用パッド

救命の可能性と時間経過



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が応急手当を行うことにより、救命の可能性が高くなります。

心肺蘇生のまとめ

胸骨圧迫	位置	胸骨の下半分 (目安は胸の真ん中)
	方法	両手 小児：両手又は片手 乳児：指2本
	深さ	約5cm (小児・乳児は胸の約3分の1)
	テンポ	100回～120回/分
人工呼吸	量	胸の上がりが見える程度
	時間	約1秒
	回数	2回

胸骨圧迫と人工呼吸の

組み合わせは30：2

応急手当の方法は、さまざまな研究や検証を重ね、原則5年に1度、より良い方法へ改正されています。新たな応急手当の方法は、それまでの方法を否定するものではありません。大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができることを行う」ことです。

緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日頃から応急手当を学び、身につけておきましょう。

出血の止血方法

直接圧迫止血法

基本的な止血方法でガーゼ・タオルなどで圧迫します。

殆どがこの方法で止血しますが、足りない場合はガーゼ・タオルを更に重ね、両手で圧迫します。



人間の血液量は体重の**約7～8%**です。(例:60kgの方は**約5Lの血液量**)

急激に血液量の**20%**を失うと**ショック症状**が出現し、急激に**30%**を失うと生命に危険を及ぼします。

ショック症状の特徴

- ① ぼんやりした表情
- ② 冷汗
- ③ 皮膚が青白く、冷たい
- ④ 弱く速い脈拍



2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応

<参考>この後の記述は、次の項目が、次の順序で掲載されている。

発災時の 区分	児童・生徒等在校時の発災	→①
	夜間・休日等の発災	→②
	教職員が出勤途上又は帰宅途中の発災	→③

(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む。)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発 災 直 後	<p>○学校災害対策本部のうち他の係への応援要員（避難所支援担当要員）</p> <p>○避難所支援担当の編成</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>あらかじめ定めた校庭・屋上避難スペースを区割りする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等スペース ・負傷者スペース ・高齢者等スペース ・一般避難者スペース </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〔学校災害対策本部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部は、地震の状況、火災等の情報を収集し、状況により（広域）避難場所への避難を指示する。 ・校舎・体育館などの安全確認や危険箇所等について立入禁止の表示をする。 ・全ての校舎等が危険で利用できない場合は、校舎等を立入禁止とするとともに、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。 ・校長は、保護者等に児童・生徒等の保護スペースの所在を知らせるための表示をする。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・出火の場合は避難者の応援も得て初期消火に当たる。 </div>	<p>〔総務・情報担当（避難所支援班）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校庭に避難所運営本部を設置する。 <p>〔避難所担当（避難所支援班）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校門の鍵を開ける。 ○地域住民を校庭の避難スペースに誘導する。 ○校舎、体育館には立ち入らないよう注意し、校庭で待機させる。 ○負傷者、災害時要配慮者等を掌握する。 	<p>○児童・生徒等が校庭又は屋上に避難する。</p> <p>○一次避難終了後 携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用して、保護者に安否情報を伝える。</p> <p>○地域住民が学校に避難し始める。</p> <p>○可能な範囲で児童・生徒等も避難所への誘導等、避難所の運営補助に当たる。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発災直後	<p>○区市町村防災担当部局職員が避難所に派遣されるまでの間は、教職員が主体的に運営に当たる。</p>	<p>○災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決める。</p> <p>○避難所とする体育館、和室等や保健室の破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。</p> <p>○防災市民組織及び避難者等の中から避難所業務に従事できる方の協力を依頼する。</p> <p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <p>○救護スペースを確保する。</p> <p>○校庭にテントを設営し、仮に収容する。</p> <p>○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。</p> <p>○重症者等を避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p>	<p>○防災市民組織等が避難所業務に従事する。</p> <p>○可能な範囲で、児童・生徒等も高齢者や負傷者の介助の補助に当たる。</p>
避難所開設	<p>○担任等は、児童・生徒等を校内避難スペースに誘導(避難者の誘導と混乱しないよう児童・生徒等を先に誘導)する。</p> <p>なお、児童・生徒等の安全を確保するため、避難所スペースとは別の場所で児童・生徒等を保護する。</p>	<p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <p>○避難所を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への避難所スペースを確保する。 ・避難者を体育館等に誘導する。 <p>○学校施設利用計画に基づき避難所スペースを順次開放する。</p>	<p>○避難者は体育館に避難する。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
避難所 開設	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村防災担当部局職員が避難所に到着する。 ○区市町村防災担当部局職員と教職員との役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。 	<p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村災害対策本部へ避難所開設を連絡する。 ○避難者に避難者名簿用紙を配布、回収し、整理する。 ○避難者への情報を提供する。 <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレ、ごみ集積場所を設置する。 ○避難所内での生活ルールを掲示する。 <p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所専用備蓄品を配給する。 ○飲料水を配給する。 <p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室等に応急的な学校内の救護所を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者は避難者名簿に記入する。
発災 当日 から 2日目	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の状況により、活動可能なボランティアを募る。 	<p>[給食・物資担当(食糧班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資受入れスペースを確保し、物資を受入、分類、管理、配給する。 <p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害状況を把握する。 ○区市町村災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。 ○外部からの避難者の安否確認等に対応する。 ○区市町村災害対策本部へ連絡し、高齢者等の二次避難所への移送手続きをとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が避難所運営に関するボランティア活動に従事する。

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発災当日から2日目	<p>○校内で保護している児童・生徒等の心理的不安に対し、指導を図る。(心のケア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等の心身の健康への対応を行う。 ・担任教員等と連携した健康観察と相談活動を実施する。 <p>○応急教育の見直しを検討し、教育計画の作成に着手する。</p>	<p>[救護・衛生担当(救護班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所に避難所医療救護所が設置された場合、協力する。 ○トイレ、ごみ集積所の衛生管理を支援する。 ○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。 <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営会議の運営を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者自治組織による運営会議が発足される。 ○避難者運営会議主体による避難所業務が開始される。
発災後3～6日目	<p>○発災後3日目頃から、教職員、区市町村防災担当部局職員による避難所運営から、区市町村首長部局職員、避難者自治組織、ボランティアによる運営へ移行させていく。</p> <p>○発災後5日目頃から、区市町村災害対策本部と避難所閉鎖について協議をする。</p>	<p>[総務・情報担当(避難所支援班)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者運営会議による配給、清掃、環境衛生活動等の避難所業務を支援する。 <p>[避難所担当(避難所支援班)] [区市町村防災担当部局職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを受け入れる。 ○ボランティア代表者の選出や避難所業務の作業内容・分担等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒等、保護者に応急教育の開始時期、内容・方法等を周知する。 ○ボランティアの人々が応援に来所し、避難所業務に従事する。
発災後7日以降	<p>○都立学校の場合、避難所の開設期間は協定では1週間としていることから、原則閉鎖となるが、事情により延長することもある。この場合、区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織、ボランティア等による運営に移行する</p> <p>○教職員は応急教育計画を準備する。</p>		

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発災 直後	<p>○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。</p> <p>○携帯電話等を活用して、学級担任が児童・生徒等の安否確認をする。</p> <p>○避難所支援担当を編成する。 ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体的に運営する。</p>	<p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合には校門の鍵を開ける。</p> <p>○避難者を校庭に待機させ、校舎、体育館に立ち入らないよう注意する。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織のリーダーは、地震の状況、火災等の情報を収集し、広域避難場所への避難に備える。</p> <p>○学校危機管理担当者または地域緊急連絡員は、校長等に学校の状況等を連絡する。</p> <p>○避難所運営本部を設置する。</p> <p>○避難者の中からボランティアを募る。</p> <p>○出火の場合は、防災市民組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。</p> <p>[救護・衛生担当（救護班）] ○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。</p>	<p>○避難者が学校へ避難し始める。</p> <p>○児童・生徒等は保護者と共に避難をする。避難所に落ち着いた所で、学校に安否、所在地等を報告する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し、初期消火に当たる。</p>

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等、 避難者等の動き
発災直後	<p>○教職員は、校舎等の施設の安全を確認する。避難者等に協力を求める。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</p>	<p>○重症者等を避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。</p> <p>○軽症者への応急手当をする。</p> <p>○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。</p> <p>[避難所担当(避難所支援班)]</p> <p>○危険箇所は立入禁止を表示する。</p> <p>○避難所とする体育館、和室や保健室等を整理、清掃し、避難所として使用可能な状態にする。</p>	<p>○避難者は教職員に協力し、校舎、体育館等の安全確認を行う。</p>
避難所開設	以下、106ページ以降の「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。		

(3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

<p>1 教職員が出勤途上に発災した場合</p> <p>(1) 出勤途上の教職員は、所属校へ向かう。</p> <p>(2) 出勤後の対応は、106ページの「(1)児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準ずる。</p>
<p>2 教職員が帰宅途中に発災した場合</p> <p>(1) 帰宅途中の教職員は、所属校に戻るよう努める。</p> <p>(2) 戻った後の対応は、110ページの「(2)早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応」に準ずる。</p>

3 一時滞在施設としての対応

(1) 一時滞在施設の概要（別添資料 2-14 「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照）

一時滞在施設とは、首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことである。

指定を受けた都立高校は帰宅困難者を3日間程度受け入れることとなる。

なお、一時滞在施設に指定された施設向けに、東京都総務局総合防災部が「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）」を作成しているので、発災時の運営及び平時からの準備等については、運営マニュアルを参照のこと。

<東京都防災ホームページ>

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1005196/1006591.html

以下、概要のみ記載する。

(2) 一時滞在施設の備蓄等の状況

一時滞在施設となる都立高校については、各都立高校で受け入れ可能な人数（※）に対応するために、食糧、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等が備蓄される（総務局総合防災部が整備）。

備蓄スペースが確保できない都立高校については、総務局総合防災部が設けた倉庫に備蓄され、発災後、各都立高校に配送される。

また、通信手段を確保するため、MCA無線機、特設公衆電話及びWi-Fiが整備されている。

※受入可能人数 = 受入施設の面積（㎡） ÷ 1.65㎡（3.3㎡に2人）

(3) 人的な対応

一時滞在施設に指定された都立高校においては、以下の役割が求められる。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食糧や飲料水、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

(4) 運営の準備（平常時）

ア 学校危機管理計画の策定

イ 運営体制の取決め

ウ 一時滞在施設の管理運営体制

① 管理責任者（ヘッドクォーター）の選任

② 班の編成

エ 受入れのための環境整備

① 平時からの施設の安全確保

② 記録・帳票の整備

③ 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備

④ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fiアクセスポイントなど）

⑤ 備蓄品の確保・管理・使用

⑥ 衛生管理

⑦ 施設の区域設定

- ⑧ 非常用電源設備等の確保
- ⑨ 防災関係者連絡体制の整備

オ 訓練における定期的な手順の確認

- ① 自衛消防訓練にあわせた実働訓練
- ② 駅前滞留者対策訓練等自治体主催の訓練への積極的参加
- ③ 総合防災部主催の情報連携訓練（通信訓練）への参加
- ④ 訓練結果の計画への反映

カ 近隣の施設等への周知

近隣の避難所指定を受けている施設等（小・中学校や区市町村立の公民館等）に対して、自校が一時滞在施設に指定されていることを周知し、近隣施設から速やかに帰宅困難者を誘導できる体制を構築する。

(5) 一時滞在施設の運営（発災時）

ア 開設の判断

施設管理者は、都の帰宅困難者受入準備の呼びかけ（運営マニュアル参考資料5）により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。開設することを決定した場合は、速やかに帰宅困難者対策部門にその旨を報告する。その後も開設状況について定期的に報告する。

イ 開設できない場合の対応

施設管理者は、建物の安全や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合、速やかに帰宅困難者対策部門にその旨を報告する。また、施設管理者は、一時滞在施設として開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う（運営マニュアル参考資料7）。

ウ 開設・運営の流れ（総括）

地震発生からの経過時間に応じて、目標とする一時滞在施設の運営の流れは、概ね、別添資料2-16「一時滞在施設運営のフロー図」のとおりである。なお、フロー図は標準的な例を示したものであり、地震の規模、各施設の実情等により適宜柔軟に対応することが必要である。

(6) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の区域設定
- ウ 職員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- エ 一時滞在施設であることの表示、施設利用案内の掲示
- オ 電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 都への一時滞在施設の開設・運営状況報告

(7) 帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用スペースの設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ウ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルールの周知
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の帰宅困難者対策部門への報告

(8) 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）

ア 施設滞在者も含めた施設の運営

イ 公共交通機関の運行再開や、搬送手段等に関する帰宅支援情報の提供 情報班は、掲示板等で公共交通機関の運行再開情報、道路の被害状況などを随時、提供し、施設滞在者が帰宅する時期を判断できるよう支援していく。

(9) 一時滞在施設の閉鎖（概ね4日後以降）

ア 一時滞在施設閉鎖の判断

イ 帰宅支援情報の提供

ウ 受入者の帰宅誘導

4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応（別添「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照）

(1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設がその役割を担う。災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ情報等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

災害時帰宅支援ステーションとして、島しょを除く全都立学校が指定されている。また、都は、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するなど、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

学校は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、教員等が安全に帰宅できることを確認し、学校内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により生徒、一時滞在者等の帰宅を開始する。その際、学校近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制となるため、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となっているが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて帰宅困難者の支援にあたることを想定しておく。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状（都立学校）

ア 飲料水ほか

災害時帰宅支援ステーション用に飲料水を備蓄している。この他、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変える「ろ水器」を設置している。ろ水器の機能は1時間当たり2,000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。

非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。

このほか、携帯用トイレを備蓄している。

イ セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セットを全都立学校に配備している。一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。セルフケアセットは東京都保健医療局からの寄託であり、通常、年に一度、期限切れとなっている医薬品等の更新を保健医療局が契約締結した業者が行っている。使用期限の切れた医薬品等は、変質している可能性があるため使用しないこと。

(3) 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として全都立学校に非常用発電機を設置している。また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。

非常時の対応として、これを一時滞在施設にも活用する。

(4) 人的な対応

都立学校教職員は避難所の開設と運営に協力することになっている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員が、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が協力して運営していくような態勢づくりを整えておく必要がある。

(5) 災害時帰宅支援ステーションの今後の取組

ア 学校危機管理計画の策定

学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒等の安全確保に当たることが第一であるが、あわせて都民に対して果たすべき役割を担うため、災害時帰宅支援ステーションを開設・運営する。

なお、学校危機管理計画の策定においては、限られた人員を効率的に配するよう工夫し、避難所支援班のうち災害時帰宅支援ステーション運営担当を明記するとともに、その役割を明確化しておく。

イ 訓練の実施

東日本大震災の対応と教訓を踏まえるとともに学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合の災害時帰宅支援ステーションの運営を想定した教職員の訓練を実施していく必要がある。

ウ 職員の対応

初動態勢については、職員は勤務校に参集する。たとえ休日・早朝・夜間であっても、震度6弱以上の震災が発生すれば、何らの連絡が無くても、全職員が勤務場所に参集することが求められている（自動参集）。深夜の発災では帰宅困難者の数は少ないが、学校の施設設備の安全点検とあわせて対応することが必要である。その際は学校危機管理担当者を複数名指定しておき、真っ先に学校に参集し、学校施設の開錠等に当たり、開設準備を行う。その際、地域緊急連絡員にも協力を求めていく。

エ 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

島しょを除く全ての都立学校は災害時帰宅支援ステーションに指定されていることから、大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁災害対策本部からの指示を待つまでもなく校長の判断で速やかな開設が求められる。開設後、円滑に運営するためには、事前に案内板や案内チラシを用意しておくとともに、学校危機管理計画において収容スペース・立入禁止区域の設定、避難所支援班・救護班・食糧班の役割等を決定しておかなければならない。

災害時帰宅支援ステーションを開設した場合には、正門付近に案内板を設置するとともに、保護している児童・生徒等数を所管の学校経営支援センターに報告する。また、帰宅困難者に案内チラシを配布し、水・トイレ・沿道情報等を提供する一時立ち寄り施設であり、一時滞在施設又は避難所とは異なることを周知して、近隣駅等の案内図を情報提供して、徒歩帰宅を支援する。

帰宅困難者の誘導先として、基本的には、校庭や校舎の一部（管理室、特別教室を除く。）を充て、避難所への避難者には体育館、一時滞在施設として武道場を充てるというように、事前に災害時帰宅支援ステーションと避難所等の収容先のある程度の振分けを行っておく。

なお、交通機関等が回復し、児童・生徒等が帰宅し、帰宅困難者が不在となったら、校長の判断で災害時帰宅支援ステーションを閉鎖（閉鎖に当たっては、本庁及び学校経営支援センターと連携・調整する。）し、利用者数とともに学校経営支援センターへ報告する。

5 応援態勢

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たり、教職員の人員不足が見込まれる場合は、学校経営支援センターに応援職員の派遣を求める。

派遣要請を受けた学校経営支援センターは、管轄する都立学校の状況を把握した上で、必要に応じて本庁への派遣要請を行い、応援職員の派遣を調整する。

6 ボランティアの活用等

各学校における一時滞在施設の運営等の災害対応に当たっては、都が指定している広域ボランティア拠点、区市町村ボランティア拠点等に救援を依頼、活用を図ることも有効である。加えて、帰宅困難者等のマンパワーの活用も考えていく。

医療機関等との連絡体制

①豊島区後方医療機関

豊島区医師会館	豊島区西池袋 3-22-16	03-3986-2321
山口病院	豊島区西巣鴨 1-19-17	03-3915-5885
大同病院	豊島区高田 3-22-8	03-3981-3213
池袋病院	豊島区東池袋 3-5-4	03-3987-2431
一心病院	豊島区北大塚 1-18-7	03-3918-1215
長汐病院	豊島区池袋 1-5-8	03-3984-6161
としま昭和病院	豊島区南長崎 5-17-9	03-3953-5555
原整形外科病院	豊島区西池袋 3-36-23	03-3988-5005

②東京都災害拠点病院

東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941-3211
東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963-3311
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111

帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211
東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-5375-1234
東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町 33-1	03-5375-1234
練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	03-3979-3611
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111

③学校医等の至近病院

練馬総合病院	5988-2200
千川篠田整形外科	3959-4114
としま肩ひざ腰クリニック	6909-3347
進士医院 内科	3959-0525
わかしま内科 内科	5964-8100
松本耳鼻咽喉科	3957-4017
秋野眼科	3972-5477
ポール修正歯科クリニック	3952-2249

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

- 第1 安否情報、被害状況の収集と把握
- 第2 学校教育施設の再建
- 第3 授業再開の準備
- 第4 応急教育計画の作成
- 第5 心のケアの充実
- 第6 転出入に伴う学籍変更等
- 第7 入学（就学）相談に関する対応
- 第8 授業料の免除等

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認等をするとともに、児童・生徒等の心のケアに十分配慮する。

第1 安否情報、被害状況の収集と把握

1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒等、保護者の安否状況を把握する。

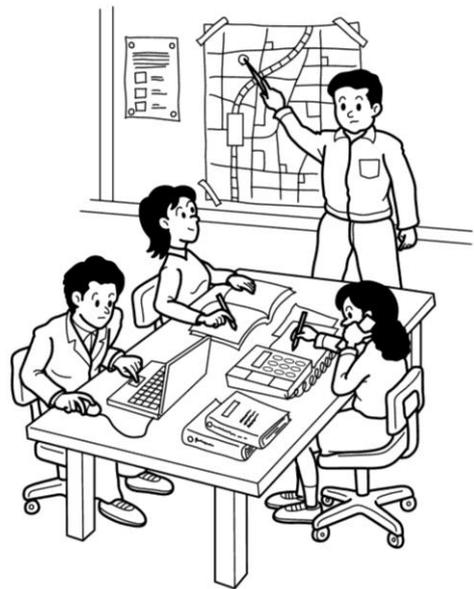
また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービスなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われており、電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

なお、児童・生徒等の安否確認については、東京都総務局総合防災部が作成している「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」を参考にする。



2 全国避難者情報システムからの情報収集

東日本大震災等では、多くの住民が全国各地に避難した。元住居地の市町村や県では、避難された方の所在地等の情報把握が課題となっていたことから、総務省では「全国避難者情報システム」を構築し、避難先の市町村へ避難情報を任意に情報提供してもらい、その情報を避難元市町村へ提供することにより、見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知などに活用することができた。

学校は、震災時の対策として、あらかじめ災害時の「全国避難者情報システム」を周知しておく。

3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

第2 学校教育施設の再建

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、学校経営支援センターに対して、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に要請する。

第3 授業再開の準備

1 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・生徒等・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ＊児童・生徒等及びその家族の安否、住居等の被害状況 ＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ＊危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ＊学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ＊ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ＊区市町村教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧 ； ；
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ＊スクールバスの運行可能性（区市町村教育委員会を通じ、委託事業者を確認） ※特別支援学校は区市町村教育委員会を通さず、直接委託事業者を確認 ； ；

2 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記1の調査結果を基に、区市町村教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。

また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

*立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認

*動線設定（児童・生徒等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）

*生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

：

：

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、区市町村教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

*学校施設の応急復旧状況

*危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況

*ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況

*通学路の安全確保状況

*利用できる教室数など、教育の場の確保状況

*登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数

*避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、多様な手段を用いて、保護者・児童・生徒等への連絡を行う。

3 被災児童・生徒等への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童・生徒等の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童・生徒等の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに区市町村教育委員会へ報告する。

（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童・生徒等への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童・生徒等の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、区市町村教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童・生徒等、転出する児童・生徒等への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童・生徒等及び転出する児童・生徒等について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童・生徒等について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童・生徒等については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

4 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。スクールバスの運行経路を変更する必要があるときは、関係する特別支援学校長はスクールバス契約で指定された運送管理者の職務として、緊急的な運行経路（以下「緊急ルート」という。）を設定する。

契約相手方である会社側の添乗員は、契約上の責務として不測の事態が発生したときは臨機に適切な措置を講じなければならない、そのために携帯電話等を携行し緊急連絡時には運送管理者の指示に従い、迅速かつ適切に対応するものとされている。このことから関係する特別支援学校長は、直接に添乗員と連絡を取って緊急ルートを決定し、保護者に周知する。

契約者である学校経営支援センターに対しては契約変更手続等の関係上、緊急ルートを決定する際に速やかにその内容を連絡する必要があるが、事前にそのいとまがないなどの状況がある場合は、事後に連絡するものとする。

5 授業再開時期の決定

都立学校では、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課、指導部義務教育指導課と連携する。）、特別支援教育課（指導部特別支援教育指導課と連携する。）にも相談する。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒等数、避難住民の意識等を考慮する。

6 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知する。

第4 応急教育計画の作成

校長は、学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、分散登校、時差登校、オンラインを活用した授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直す。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、当該学校経営支援センターと連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

応急教育計画に基づく教育活動の再開に際しては、平常時と同様の教育活動が行えない場合が想定されるので、健康・安全教育、生活指導に重点をおきながら弾力的な教育活動を行えるよう配慮する。また、児童・生徒等の心のケア対策にも十分留意する。

応急教育計画作成に当たっての主な留意点

- ・ 平常時と同様の教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図ることを目的とする。
- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育計画とする。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年や発達の段階に応じた応急教育計画とする。

第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、今後の生活等に対する不安など、大人も子供も心が疲弊している状態にある。児童・生徒等の心の状態に配慮し、丁寧に心のケアを行うよう努めるとともに、児童・生徒等の対応を行う教職員についても配慮が必要である。

学校は教育委員会や医療機関、相談機関などの関係機関等と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。それぞれの分担等については以下のとおり。

1 震災から学校再開まで（安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立）

(1)管理職

- ア 子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示（家庭訪問・避難所訪問）
- イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討
- ウ 教職員間での情報の共有
- エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- オ 子どもの心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認
- カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成
- キ 地域の関係機関等との協力体制の確立
- ク 保護者との連携・健康観察の強化依頼等
- ケ 緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ
- ☆ 報道関係機関への対応
- ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(2)養護教諭

- ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
 - ・ 家庭訪問、避難所訪問
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 教職員間での情報の共有
 - ・ 担任等との連携等
- イ 保健室の状況確認と整備
- ウ 管理職との連携
- エ 学校医、学校薬剤師との連携
- オ 心のケアに関する啓発資料の準備
- ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(3)学級担任等

- ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
- イ 家庭訪問、避難所訪問

- ・子どもの家庭の被災状況の把握

ウ 学校再開へ向けての準備

- ・学校内の被害状況、衛生状況の調査
- ・安全の確保

エ 養護教諭との連携

- ☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(4) 学校医とカウンセラー

ア 災害の概要把握と学校内の対応状況確認

イ 子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う

ウ 教職員へのコンサルテーションを行う

エ 子どもや保護者の個別面談準備

オ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備

カ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる

2 学校再開から1週間（心身の健康状態の把握と支援活動）

(1) 管理職

ア 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示

- ・健康観察の強化
- ・質問紙調査等
- ・家庭での様子調査
- ・相談希望調査等
- ・臨時の健康診断の検討
- ・個別面談
- ・教職員間での情報共有
- ・医療機関等との連携等

イ 保護者への啓発活動の実施の指示

- ・健康観察の強化
- ・啓発資料の配布等

ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施

エ 安全・安心の確保への対応

- ・被害の拡大、二次的被害の防止

オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり

☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(2) 養護教諭

ア 心身の健康状態の把握

- ・健康観察の強化
- ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等
- ・教職員間での情報の共有

イ 保健だより等の啓発資料の配布

ウ 管理職との連携

エ 心のケアに関する保健指導の実施

オ 健康相談の実施

カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携

キ 感染症の予防対策

☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(3) 学級担任等

ア 心身の健康状態の把握

- ・健康観察の強化
- ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等

イ 教職員間での情報の共有

ウ 保護者との連携

- ・啓発資料の配布
- ・家庭での健康観察の強化依頼
- ・個別指導

エ 養護教諭との連携

☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応

(4) 学校医とカウンセラー

<子どもや保護者に対して>

- キ ①子どもや保護者の個別面談
- ②必要に応じた地域の専門機関への紹介

<教職員に対して>

- ク ①子ども対応への助言とストレス対応研修
- ②校内の関係委員会に参加し、共通理解を図る
- ③教職員間での情報の共有
- ④個別支援

3 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

4 ト라우マ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—」（平成26年3月）

5 心のケア体制の構築

校長は、上記3に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

【心のケア委員会】

構成員	<ul style="list-style-type: none"> *校長 *副校長 *教務主任 *生徒指導主任 *保健主事 *養護教諭 *当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 *スクールカウンセラー *スクールソーシャルワーカー *学校医
協議・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> *当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） *ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） *専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

6 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

7 教職員の心のケア

（1）管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

○被災した教職員に、現実的な配慮を行う。

○学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。

○報道対応の窓口を一本化する。

○不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。

○事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

○教職員の心の健康に関する研修会を実施する。

○状況により、心の健康に関するチェックを行う。

○休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

（2）教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

○個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。

○ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。

○リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

第6 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離の場合は、本人及び保護者の意向を十分に聞き取ったうえで必要に応じて転退学の手続をとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒等については、原則として元の学校に籍を置く）。

なお、学校はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続について、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

第7 入学（就学）相談に関する対応

入学（就学）を控えている児童・生徒等の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中での入学（就学）は大きな不安となる。学校は、入学（就学）前の相談を円滑に行えるように相談コーナー（相談窓口）を設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

入学者選抜の日程変更等を検討する場合には、受検者間に不公平が生じないよう統一的に対応するため、公私連絡協議会（教育庁、生活文化スポーツ局私学部、一般財団法人東京私立中学高等学校協会）を開催して検討・協議する。都立高等学校の受検者の被災状況等により、都立高等学校の入学者選抜出願書類の締切りの変更、入学考査料の納入猶予、入学者選抜試験の日程変更、入学者選抜試験会場変更等の措置をとる。

実施した措置については、学校やマスコミを通じて受検者に周知する。

第8 授業料の免除等

東京都地域防災計画では、区市町村は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減額・免除について必要な計画を立てることとしている。

教育委員会では、災害救助法が適用された場合、東京都立学校の授業料等徴収条例に基づき都立学校の入学考査料、入学料及び授業料の減額、免除、納付期限の延長の措置を行う。この場合、全ての都立学校及び教育委員会において、被災者に対し減免制度について十分周知するとともに、マスコミへの資料提供等により、これらの制度について広報を行う。

なお、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」制度や都の減免制度が適用される者は徴収対象とならないが、これらに該当せず授業料の徴収対象になる場合において、被災により授業料の納付が困難と認められる者について、減額、免除、納付期限の延長の措置を行うものである。

また、教科書等の学用品を必要とする被災した児童・生徒については、高校の教科書の給与は災害援助法の適用対象外であるが、必要とする生徒数が多い場合には国に支援を要請する。

第3編 学校の危機管理

第2部 自然災害 (風水害・津波・火山噴火等編)

- 第1 特徴
- 第2 都の取組
- 第3 学校における対応
- 第4 教育庁の配備態勢

第2部 自然災害（風水害・津波・火山噴火等編）

第1 特徴

台風が接近すれば警戒を強めるなど、時間的な推移に伴い、対応が変化していく点で、突発的に生じる震災とは異なる。ややもすると台風や豪雨の襲来は予想ができること等から安易に考えがちであるが、風水害等への対策もしっかりと行い、被害を最小限に止めるように準備しておくことが大切である。

風水害等への対応については、震災と同じ自然災害として、基本的には震災に準じて行う。

なお、東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。

都としても、西日本で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨等の被害を受け、「防災事業の緊急総点検」を実施、また、令和元年の台風第15号及び第19号等の被害を受け、「大規模風水害検証会議」を設置し、風水害対策について検証しており、こうした動向を踏まえて、「東京都地域防災計画 風水害編」を策定している。

第2 都の取組

1 洪水対策（総合的な治水対策）

気候変動による気温上昇に伴い、降雨量が1.1倍（降雨量変化倍率が1.1となる。）に増加する可能性を踏まえ、豪雨対策の目標降雨を10ミリ引き上げ、5つの施策（「外水はん濫を防ぐ河川整備」、「内水はん濫を防ぐ下水道整備」、「雨水の流出を抑える流域対策」、「生命を守る避難方策」及び「水害に強い家づくり・まちづくり対策」）を強化・加速させる取組を進めている。

2 高潮対策

伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定して、都建設局及び都港湾局は河川、海岸の堤防、護岸等の整備を推進している。また、水門閉鎖時の内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を行っている。

具体的には、伊勢湾台風級の高潮(最大A.P. +5.10m)に対処できるよう、東部低地帯を流れる河川において、高潮防潮堤及び護岸を整備している。

3 津波等対策

都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連携して取り組んでいる。

「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づき、河川、海岸保全施設等の耐震性の向上策や、堤防の内側への浸水が生じた場合の対応策など、必要な対策を講じている。

また、津波への対応については、堤防高の変更はせず、現行計画での高潮対策を進めることにより対応することとし、今後の中央防災会議等の地震・津波の検討結果も注視し、必要に応じて対策を実施する。

4 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

東京都では、土石流や地すべり、がけ崩れの危険性が高い箇所、過去に災害が発生した箇所において、砂防堰堤や急傾斜地の崩壊防止工事などを実施している。

また、土砂災害のおそれがあり、移転等が困難な避難所や災害時要援護者関連施設については、対策の必要性を検討し、必要に応じて土砂災害対策施設を順次整備している。

東京都地域防災計画の詳細は、下記の東京都防災ホームページを参照

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/index.html>

第3 学校における対応

各学校では、震災編を参考に風水害・津波・火山災害についても危機管理計画を策定し、沿岸部や河川への隣接及び急傾斜地等、学校のおかれている地域の実情に応じた（広域）避難場所や避難経路、さらに通学路の安全点検を行う等、児童・生徒等の安全確保に万全を期すこと。

危機管理計画の策定に際しては、文部科学省が作成している「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」も参考とする。

第4 教育庁の配備態勢

1 災害対策本部設置前等の措置

(1) 通信連絡態勢

通信連絡態勢は、台風の接近その他の事由により、情報の収集及び緊急事態の発生等に備えて、連絡態勢を確立しておく必要があると認める場合に発令する。

通信連絡態勢が発令されたときは、総務課安全管理担当職員、広報統計課通信要員及び東京都教育委員会災害対策要綱第7の2に定める連絡員は上司の指示があるまで待機し、情報の収集及び連絡の事務に従事する。

(2) 警戒態勢

警戒態勢は、台風の襲来その他の事由により災害が発生するおそれがあり、臨機の措置を講ずる必要があると予測される場合に発令する。

警戒態勢が発令されたときは、次に掲げる職員は、上司の指示があるまで待機し、状況に応じ都立学校における授業の取扱いその他危機管理に関する臨機の措置を検討し、処理しなければならない。

ア 教育庁総務部長、総務部総務課長、調整担当課長及び広報統計課長

イ 教育庁都立学校教育部長、都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長

ウ 教育庁指導部長、指導部指導企画課長

エ 前各号に掲げる者のほか、教育長又は教育庁部課長が特に指定する。

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

- 第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針
- 第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成
- 第3 防犯マニュアル（例）
- 第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト
- 第5 事故情報等の収集

第2章 新興感染症編

第3章 事故編

- 第1 大規模な停電
- 第2 爆破予告等における対処事例
- 第3 交通事故への対応

第4章 テロ、NBCR災害編

- 第1 テロ行為
- 第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）
- 第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

第5章 弾道ミサイル編

- 第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒等が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- 児童・生徒等や教職員の命を守ること。
- 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- 万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

学校独自の校内の安全確保に関する学校危機管理計画（防犯編）（以下、「防犯マニュアル」という。）の作成について、文部科学省は、次の4点の作成上の留意点を示している。

- 文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- 警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- 各学校の特性・実態に応じたものとする。
- 具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

『学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月発行・文部科学省）』から特に、実効性を高めるためには、

- ・ 職員室が2階にあり、1階の教室に不審者侵入の場合は危険度が増す、校舎の構造上、特別教室の裏が死角になりやすい、など自校の課題を明確にする。
- ・ 上記の課題を補うため、不審者に対する施設上の独自の弱点箇所を継続的に、教職員の巡視等を行うなど、学校独自の危機管理体制を構築する。
- ・ 保護者・地域社会・関係機関の実態に応じて、連携を図る上での留意点を共通理解する。など、実際に対応する教職員が、自校の実態に即した学校独自のマニュアルを作成することが必要である。

また、学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要である。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりやすいので注意が必要である。

1 校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

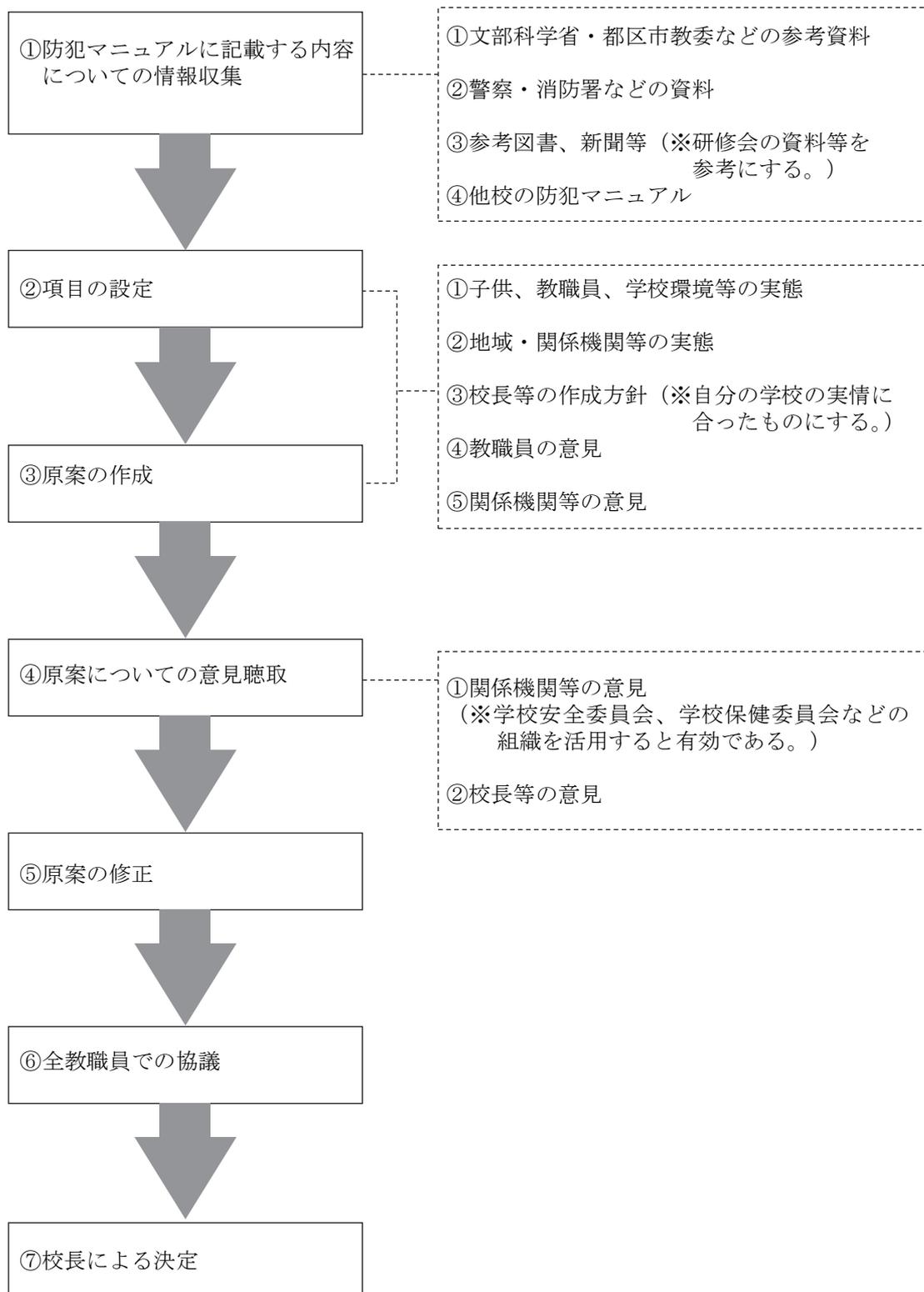
- (1) 校内の防犯に関する危機管理の具体的な方法及び教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立する。
- (2) 防犯マニュアルの作成等を通して、学校の危機管理の問題点を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識や対応能力の向上を図る。また、訓練などを通して定期的に見直すことにより、その学校の危機対応の全体的なレベルを高める。

(3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

2 防犯マニュアル作成の手順

自然災害における学校危機管理計画の作成（27ページ 第1「計画の作成」参照）に準じて、安全担当者（主幹・主任）を加えた学校危機管理委員会において、各学校の実態や地域等の実情を的確に把握し、それに合った防犯マニュアルを作成する。

【作成の手順例】



3 防犯マニュアル作成の観点と内容例

各学校が作成する防犯マニュアルに記載する事項は、各学校の実態や地域の実情等によって異なるが、基本的には、次のような点に留意し、内容を検討する。

- 危機対応に当たっての基本的な考え方や重点に関すること。
- 安全教育及び研修の実施に関すること。
- 緊急事態発生時の緊急対応組織や各係の役割に関すること。
- 不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
- 施設・設備等の使用等に関すること。
- 的確な情報の収集や提供等に関すること。
- 家庭や地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
- 心のケアに関すること。
- 教育活動再開に関すること。
- その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、次のような内容を盛り込むことも考えられる。

- 対応の手順一覧表
- 児童・生徒等の保護者引き渡しに関すること。
- 通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
- 関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
- 防犯用器具等に関すること。
 - ・ 種類と使い方並びに使用に当たっての留意点等について
 - ・ 防犯用器具などの配置図等
- 記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒等の引き渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
- 応急手当の方法並びにそれに必要な用具等の保管場所など
- 教職員への緊急連絡の方法など
- 不審者チェックの仕方など
- チェックリスト
 - ・ 危機管理の取組状況を点検するもの
 - ・ 発生時等に必要な対応をしたかどうか点検できるもの

また、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持ち、この3段階のチェック体制を具体化する対策として、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などの観点からの対策についても記載する。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童・生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切である。

来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておく。

また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておくこと。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記する。

学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあると思われる。

そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要である。

4 防犯マニュアル作成に当たっての配慮事項

防犯マニュアルは、実際に機能し、児童・生徒等の安全が確保される対応が迅速・的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変に対応できるものにしておくことが大切である。そのため、作成に当たっては、現実起こりうることを想定するとともに、平素は教職員がいろいろな場所にいることを想定した上で、突然に発生する事件・事故に対応できるものにしておかなければならない。

そのためには、次のような点に配慮することが大切である。

- 児童・生徒等の安全確保を最優先にしたものにする。
- 職員室等で情報が集中管理できるとともに、可能な限り教職員等が情報を共有できるような内容とする。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の実情にあったものにする。
- 日常の勤務状態からスムーズに担当・班の業務につくことができるものにする。
- 各担当・班が連携を図りながら対応できるものにする。
- 関係機関、教育委員会等の意見も参考にしながら作成する。
- 多様な事態に対応できるものにする。
 - ・教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中等における事件・事故発生等
- 不審者が侵入した場合、登下校などに起こりうる様々な状況を予測し、対応できるものにする。
- 突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合にも対応できるものにする。
- あまり複雑でなく、全ての教職員等に分かるものにする。

5 防犯マニュアルの改善

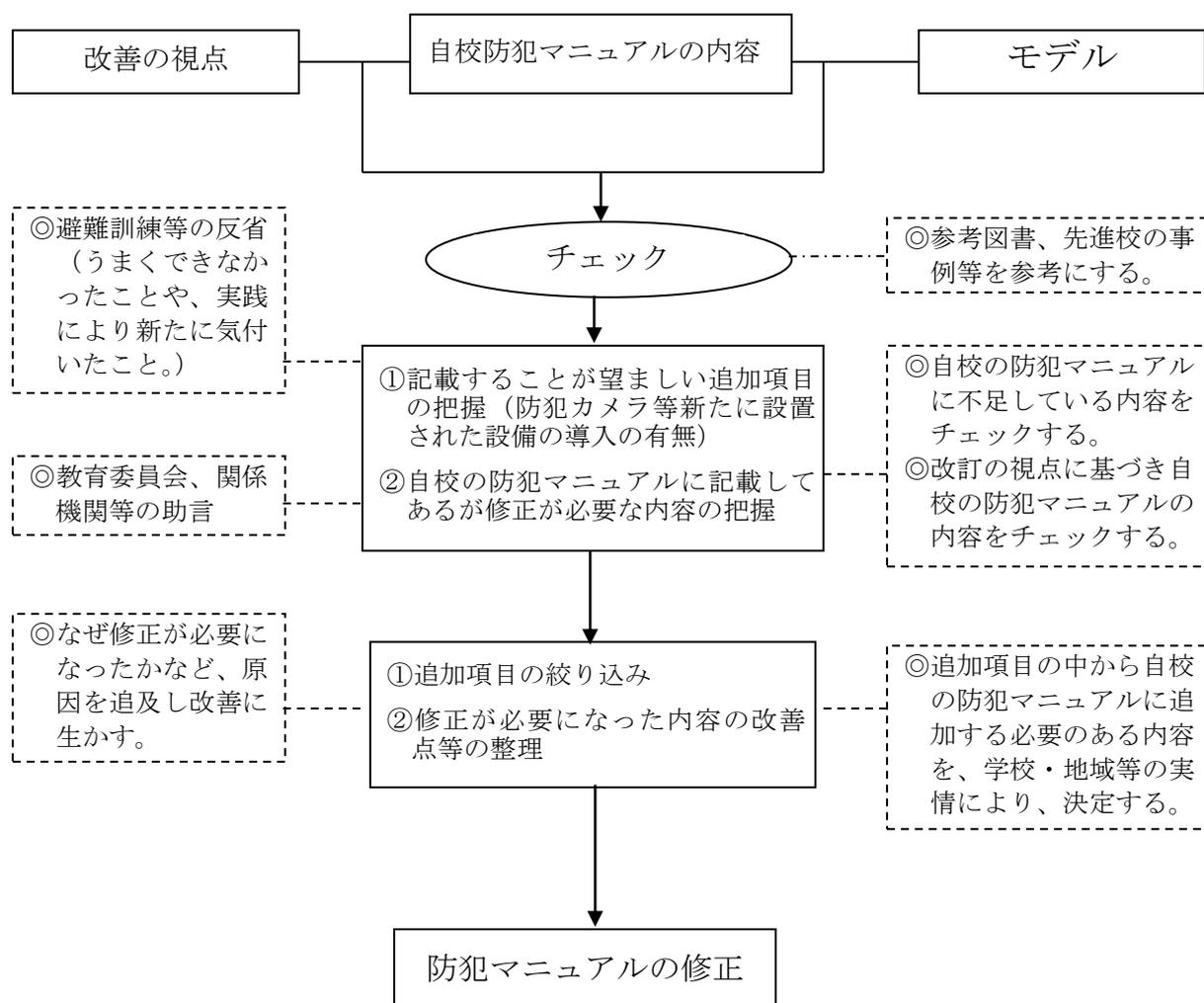
危機への対応は容易ではない。学校の実態や地域の実情は様々であり、その捉え方により防犯マニュアルの内容は変わってくる。また、完璧であると思った防犯マニュアルが、防犯避難訓練を行って見たところうまく機能しない場合がある。

したがって、機能するかどうか定期的に訓練等を通してチェックするとともに、より迅速・的確な対応を行うために必要な事柄を追加するなど、改善しながら、より実効性のある防犯マニュアルにしていくことが大切である。

(1) 改善の視点

- 危機管理の目的を達成するために必要な内容が網羅されているか。
- 機能する組織・体制であるか。また、各系の業務を迅速・的確に行うために必要なことが記載されているか。

(2) 改善のための手順 毎年度末など定期的に、次のような手順で、改善する必要がある内容等を整理し、適切に改善を図り、より実効性のある防犯マニュアルにすることが大切である。



【1～5 参考 元文部科学省スポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄氏による防犯教室指導者講習会配布資料から】

※なお、本資料は、全体を通して、島根県雲南市立三刀屋小学校長木次勝義氏の資料を参考とし、一部改変している。

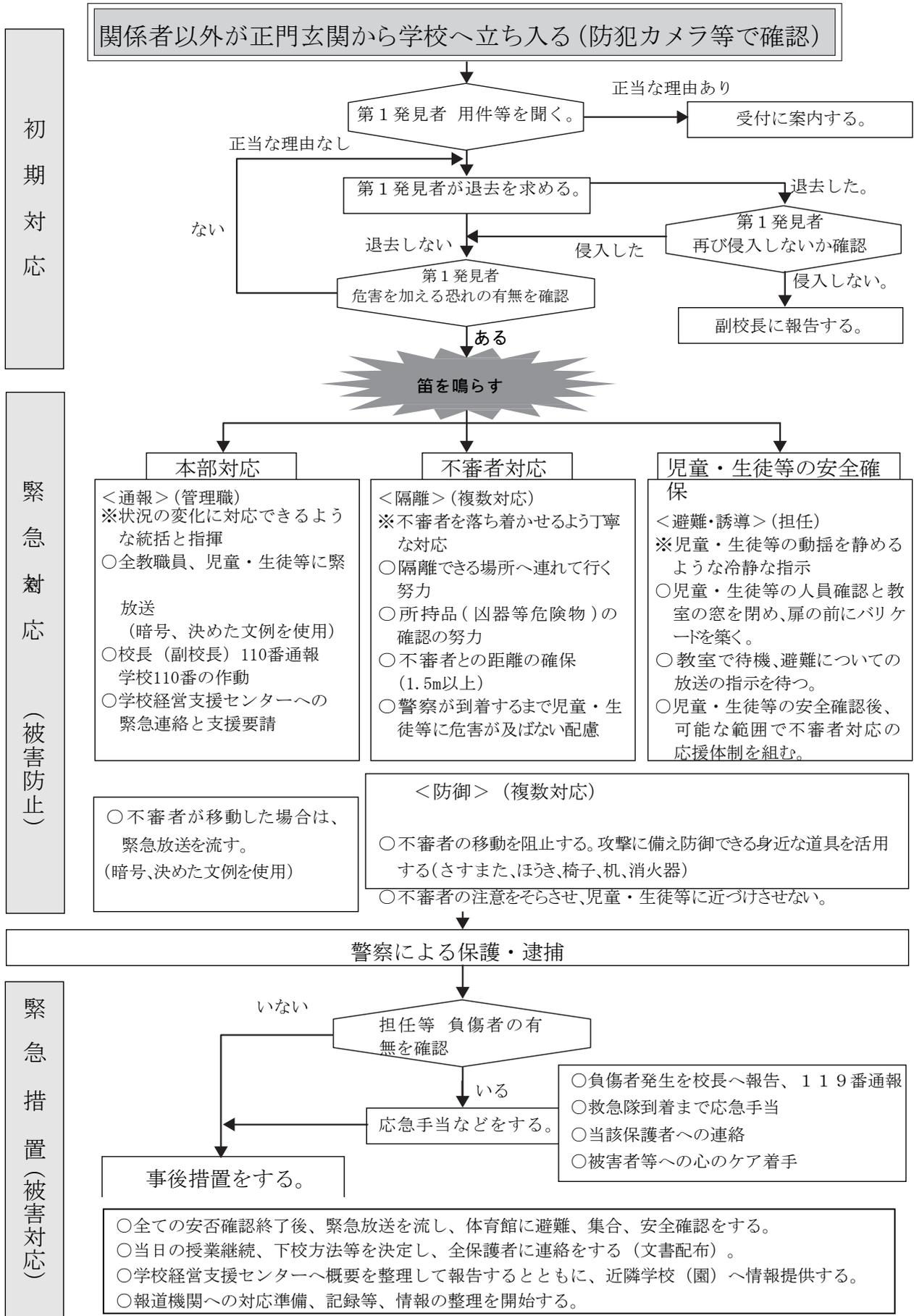
第3 防犯マニュアル（例）

1 日常の安全確保

登校時	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 始業前の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時は、〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ③ その際、児童・生徒等の登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	受付	<ul style="list-style-type: none"> ① 遅刻した児童・生徒等は、正門横の通用口から登校させる。 ② 受付（経営企画室）で児童・生徒等の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示するとともに、職員室へ報告する。 ③ その際、児童・生徒等と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告するとともに、「教員用地域安全マップ」（副校長前に掲示）に記入する。 ② 通勤時に児童・生徒等の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には副校長に報告する。※ 事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業時・休憩時	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業時間及び休み時間中の校内巡視は、必ず「笛」を携帯し、校内巡視当番表により〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③ 死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④ さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	受付	<ul style="list-style-type: none"> ① 校内からの退校は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※ 特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③ 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらおう。 ④ 用件終了後、受付で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒等の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※ 特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④ 出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。
<p><不審者情報があった場合の対応について></p>		<ul style="list-style-type: none"> ○受付からの一報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。 ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 <p>※集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。</p>

下校時・放課後	巡回担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時の下校時刻は、基本的に、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。 ③ 〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ④ 放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。 ⑤ 放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級活動等により残留する児童・生徒等の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ② 下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

2 不審者侵入時対応（全校種対応例）



※不審者情報の共有…不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておく必要があります。

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童・生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童・生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。

教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。

自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童・生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。

【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。
※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。

対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童・生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童・生徒等を避難させるか判断します。隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童・生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。

【4】児童・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る必要があります。児童・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童・生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童・生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

＜避難指示の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

＜待機と支援要請の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童・生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

● 局番なしの「110」

● 落ち着いて、例えば

「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」

● その後は、質問に答える形で

・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。

※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

対応3 児童・生徒等の安全を守る

児童・生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童・生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童・生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童・生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童・生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用にあたっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配意しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

● 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある

る場合は、児童・生徒等を教室等で待機させます。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）

- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童・生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童・生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童・生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童・生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童・生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック 2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童・生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童・生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童・生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。
 - 通信方法は複数確保する。
 - 逃げ遅れて隠れている児童・生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
 - 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。
- (2) 負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛ける必要があります。
- (3) 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。（救急車に同乗するのは、搬送される児童・生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。）
- (4) 全ての児童・生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。
- (5) 必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。
 - あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
 - あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえようネットワークづくりをする。
 - 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応 4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努める必要があります。
- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。
 - 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童・生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたり見られる児童・生徒等には、心のケアも必要となります

3 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

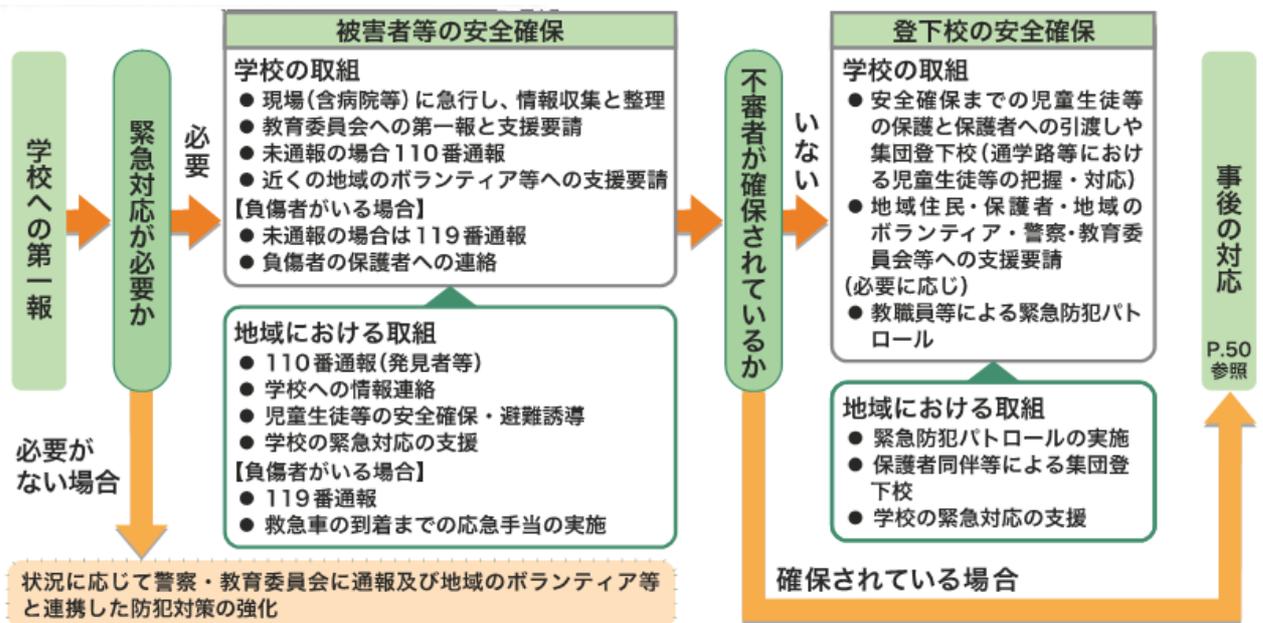
登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。

(1) 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。



<把握する情報の例>

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか ■ 110番通報したか ■ 負傷者はいるか
- 119番通報したか ■ 周囲にほかの児童・生徒等はいるか

● 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童・生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校中の児童・生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童・生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

<学校の取組>

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童・生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。

児童・生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）

不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童・生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。

- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童・生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

<警察に確認するポイント>

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童・生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか
- 安全が確認されるまで、児童・生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
 - ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・登下校中の場合は、警察等に早急に児童・生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼

- 児童・生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童・生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。

第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「A：行っている B：おおむね行っている C：不十分である D：全く行っていない」とし、CとDの場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

〔日常の安全確保〕

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評 価	改 善 の 手 立 て
I 活用できる「〇〇学校防犯マニュアル」の作成	1 学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。		※ 時期、方法などを記入（以下、同様）
	2 防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものになっているか。		
	3 年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。		
II 学校安全に関する校内体制の整備	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。		
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備しているか。		
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。		
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。		
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。		
III 教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。		
	2 安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。		
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。		
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。		
	5 児童・生徒等の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。		
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。		
IV 不審者侵入防止のための来訪者の確認	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。		
	2 使用しない門扉の施錠をしているか。		
	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。		
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。		
	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。		
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評 価	改 善 の 手 立 て
V 管理下における安全確保の体制 (1) 登下校時	1 児童・生徒等に対して、通学路を通過して登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。		
	2 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。		
	3 2について、児童・生徒等とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒等や保護者への注意を喚起しているか。		
	4 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒等に周知しているか。		
	5 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。		
(2) 学校で	1 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒等の状況を把握しているか。		
	2 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。		
(3) 遠足や校外学習、学校行事等	1 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。		
	2 児童・生徒等への事前の安全指導を徹底しているか。		
	3 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。		
(4) 学校公開時	1 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。		
	2 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。		
	3 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。		
	4 校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、PTAや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。		
VI 児童・生徒等に対する安全教育（防犯教育）の充実	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒等や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。		
	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒等に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか。		
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。		
	4 児童・生徒等が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。		
	5 児童・生徒等に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。		
VII 施設・設備の点検、整備	1 校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実施しているか。		
	2 通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評 価	改 善 の 手 立 て
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
Ⅷ 関係機関等との連携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。		
	2 「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。		
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒等の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。		
Ⅸ 保護者や地域への啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。		
	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。		
	3 各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。		
	4 毎日の学区域の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。		

〔緊急時への体制整備〕

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評 価	改 善 の 手 立 て
Ⅰ 周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。		
	2 緊急時の児童・生徒等の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。		
	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒等や保護者が周知しているか。		
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。		
	5 P T Aや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。		

観 点	具 体 的 点 検 項 目	評 価	改 善 の 手 立 て
II 不審者の侵入など緊急時の体制	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。		
	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。		
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができていないか。		
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒等の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒等の安全確保を確実にできているか。		
	5 負傷者が出た場合、迅速に応急処置、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
	6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。		
	7 直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。		
	8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。		
	9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		

『リーフレット「子どもの命は大人みんなを守る」(東京都教育委員会)から』

第5 事故情報等の収集

1 子供を事故から守る環境づくり

東京都子供政策連携室では、産官学民連携の下、エビデンス・ベースの予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進している。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/suisin-team/kodomowojikokaramamoru>

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」

こちらのホームページでは、平成13年度から平成23年度に、学校の管理下で発生した児童・生徒等の事故・災害について調査し、負傷・疾病についてまとめた統計資料を掲載している。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/kanrika/tabid/3025/Default.aspx>

第2章 新興感染症編

通常の季節性インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルスなどの流行は、集団で活動する場である学校において感染拡大を起こしている。集団で活動する場である学校においては、感染が起こることはなかなか避けたいが最小限に抑えることが大切である。未知のウイルスの場合、ほとんどの人が免疫をもっていないため爆発的な流行が起こる可能性が高い。

学校においては、日常的に手洗いの励行等を行い感染予防するとともに児童・生徒等の健康状況を注意深く観察し、発熱等が見られた場合は保護者に連絡の上、医者に受診させるなどの速やかな対応を行うことが大切である。

1 平成21年の新型インフルエンザの流行を振り返って

平成21年に世界中で大流行した新型インフルエンザ（A(H1N1)pdm09）は、幸いにも強毒性ではなかったものの日本国内における医療機関の受診者数は2,068万人と通常の季節性インフルエンザと比較すると2倍以上の受診者数となった。このことから分かりますとおり、多くの人が罹患経験のない感染症は大流行となることが考えられる。

死亡者数についてみると198人で、通常の季節性インフルエンザの死亡者数の多い例では約1万人が死亡していることからみても、また、新型インフルエンザの各国の死亡率の比較でも、低いものだった。ちなみに、日本の死亡率は10万人当たり0.16であり、一番高かった米国は3.96、次いでカナダの1.32、日本の次に低いドイツでも0.31であった。東京都でみると更に低く、0.08となっている。このことは、医療水準が高いほど死亡率も低いという傾向を示しているといえる。

さらに、日本国内の1医療機関当たりの患者数でみるとピーク時には全国平均で39.63人のところ東京都では28.03人であった。人口比でみると東京都の医療機関受診者数は比較的良かったことになる。人口や物流の集中を考えたとき、東京都においては非常にうまく感染の拡大を抑えたといえる。東京都においては、学校で流行の初期段階から手洗いうがいの励行、毎日の検温や臨時休業（学校閉鎖等）の基準を早期に示し、学校閉鎖中は不要不急な外出を控えることなどを徹底したことも効果があったのではないかと考えられる。

これらの経験から、未知のウイルスは大流行する可能性が非常に高いが、感染の拡大と死亡者を最小限に抑えることは可能であると考えられる。平成21年においては手洗い等が徹底されたため、感染性胃腸炎の流行はほとんど起こらなかった。

2 地域で発生した場合

「教育庁BCP（事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞2011年1月」では、都内で強毒性のインフルエンザが発生した場合は、原則として都立学校は閉鎖するとともに区市町村に対しても公立学校の閉鎖を要請するものとしている。

ただし、地域での罹患状況や毒性を勘案して、どの範囲まで学校閉鎖をするかを判断することとしている。他の新興感染症についても新型インフルエンザの場合と同様な対応が取られるので、学校経営支援センター及び学校健康推進課と連絡を密に取るようにする。

3 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合

新型インフルエンザが国内発生する前であり、学校において発熱等があり医者にかかった結果、新型インフルエンザと判明した場合は、速やかに学校医、学校の所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。連絡後、学校健康推進課の指示に従い学校閉鎖等を検討する。その他の新たな感染症についても同様である。初動対応については、次のような取組により感染拡大を防ぐように努めるものとする。

(1) 病名が判明する前にすべきこと

- ・ 発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。体温計による体温測定を行う。また、当該児童・生徒等の症状を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- ・ 保護者に連絡を取って、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。高校生等であり自分で帰ることができる状態ならば、保護者に連絡の上帰宅させる。病院に受診した結果を連絡してもらう。
- ・ 吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- ・ 吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗う。
- ・ 吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は

5～6%なので 250 倍に希釈) で浸すように拭き取る (塩素ガスの発生に注意)。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

(2) 新興感染症と判明した場合

- ・ 直ちに、学校経営支援センターと学校健康推進課に連絡を行い、学校閉鎖等を含めた対応に関して、助言・指導を受ける。ちなみに、強毒性の新型インフルエンザの場合は、「教育庁 BCP (事業継続計画) <新型インフルエンザ編>2011 年 1 月」では、原則として学校閉鎖としている。

4 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽 (かきん) で流行しているとき

(1) 児童・生徒等が都内で複数の野鳥の死骸を見つけたとき

- ・ 日本国内で鳥インフルエンザが発生した段階から、複数の野鳥が死んでいた場合、絶対に直接手で触れないように児童・生徒等に指導するとともに、学校に連絡するようにさせる。
- ・ 区部の学校では、環境局自然環境部計画課 (03-5388-3505) に、多摩部の学校では、多摩環境事務所自然環境課 (042-521-2948) に、島しょ部の学校では管轄の支庁に連絡する。

(2) 学校の飼育小屋で家禽 (かきん) が複数死んでいた場合

- ・ 学校で飼育している家禽 (かきん) が複数死んでいた場合は、上記と同様に絶対に児童・生徒等に直接手で触らせないで、教職員がマスクとビニール手袋を着用した上で処理をする。学校経営支援センター、学校健康推進課及び所管の家畜保健衛生所に連絡する。
- ・ 飼育小屋に関して、日常的に屋根や網の破れがないように整備をしておくことが、野鳥から鳥インフルエンザを家禽 (かきん) に感染させないために重要である。

5 新型コロナウイルス感染症対策について

令和元年 12 月初旬に、中国の武漢市で第 1 例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となった新型コロナウイルスであるが、わが国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認され、都内では令和 2 年 1 月 24 日に最初の感染者が確認された。

感染症法では、感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し 1～5 類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めている。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和 5 年 5 月 8 日から「5 類感染症」となった。

法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わっている。

基本的な感染症対策の考え方としては、以下の内容を参考とする。(厚生労働省ホームページ)

<基本的感染対策の考え方>

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨 (下記参照)
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避	政府として一律に求めることはしないが、流行期に

「人と人との距離の確保」	<p>において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）</p>
--------------	--

<考慮に当たっての観点>

ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
 ※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
 実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
 人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
 他の感染対策との重複・代替可能性 など

<マスク着用が効果的な場面>

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面ではマスクの着用を推奨しています。

その他、新型コロナウイルス対策について、東京都教育委員会では「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」を作成している。新型コロナウイルス対策の詳細については、ガイドラインを確認する。

第3章 事故編

第1 大規模な停電

1 特別支援学校への自家発電設備の設置

- ・ 停電時に、電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための設備として全校に設置しているが、発電機の運転可能時間は、学校によって異なる。
- ・ これらの要所には非常時用コンセントが設置され、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてある。
- ・ 長時間にわたり停電状態が続くことが見込まれる場合、自発呼吸ができない等の児童・生徒等のための電源を確保するため、備蓄しているガソリン（災害時帰宅支援ステーション用のガソリンを含む。）を生命優先に使用するとともに近隣のガソリンスタンドでガソリンを購入するなどの措置を取る。

2 全都立学校への非常用発電機の設置

災害時帰宅支援ステーションとして、停電時の投光用として全都立学校に非常用発電機を設置している。この発電機を避難所用としても活用する。

3 東京電力の対応

病院等の医療施設等や避難所に対しては、優先的に送電を行うとしている。

4 太陽光発電設備の自立運転機能、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備の設置

太陽光発電設備のある都立学校では、停電時、自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電などの電源とすることが可能となる。また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。これらの機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、学校職員は、日頃から、その使用方法をマニュアル等で確認するなどして、その操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

5 エレベーター閉じ込め対策

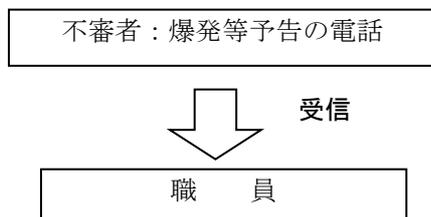
都立学校のエレベーターには、震災時の安全性の確保及び既存エレベーターの閉じ込め防止対策として、安全装置（※1 P波感知型地震時管制運転装置、※2 停電時自動着床装置、※3 リスタート運転機能）が取り付けられている。

なお、全てのエレベーターには、大震災などで万が一ロープが切れた場合に備えて、非常停止装置が付いている。

- ※1 初期微動（P波）を感知すると本震（S波）が到着する前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置である。本震（S波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度4以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。
- ※2 エレベーターが停電により階と階との間に停止した場合に、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する装置である。
- ※3 地震を感知して救出運転中に他の安全装置が作動し階と階との間に停止した場合でも、安全装置が復帰し一定の安全条件が満たされている場合には、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する機能である。

第2 爆破予告等における対処事例

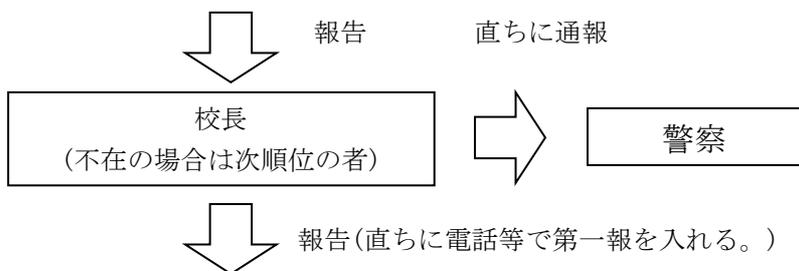
1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずに電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)



(事故発生報告等事務処理要綱による。別添資料3-9-1)

- ☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
- 爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は・・・

- 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- 指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

第3 交通事故への対応

毎年、多くの児童・生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、適切な管理と教育によって、児童・生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができます。

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します（児童・生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者となった児童・生徒等の気持ちを落ち着かせる
- 周囲にほかの児童・生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童・生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立っています。

【4】当事者となった児童・生徒等への対応

事故当事者になった児童・生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、児童・生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童・生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童・生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童・生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

2 被害者・加害者にならないための事前の対策

【1】児童・生徒等の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、児童・生徒等の交通事故の実態を把握する（いつ、どこで、どのような事態が発生したのか）ことが出発点となります。特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故やささいな接触事故を含め、頻繁に事故が発生している場合があります。また、不安全行動（横断時に確認しない、一時停止しないなど）がないかなど、児童・生徒等の登下校時の行動を観察し、管理及び教育上の課題を見出すことが重要となります。なお、発生件数が多い傾向にあるのものとして、「7歳前後の飛び出し事故」、「どの校種も1年生の事故」、「中学生・高校生の自転車事故」等が挙げられます。

【2】通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去していく取組が重要です。通学環境をより安全なものにするために、危険箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施します。

【3】児童・生徒等への指導

児童・生徒等が、その発達の段階に応じて、日頃から以下の点について、理解をしておくよう指導する必要があります。

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

（すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど）

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

- ① 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）
- ② 民事上の責任（被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う）
- ③ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）
- ④ 道義的責任（被害者を見舞い謝罪する）

※児童・生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。

※自転車に係る各種保険について周知を行うことも大切です。

【4】効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切です。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となります。また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践してください。

● モデリング

（模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。）

● ミラーリング

（他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。）

第4章 テロ、NBCR災害編

第1 テロ行為

警察庁組織令第40条は、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

この定義によると、テロ行為は、次の三つの要素からなる。

- 政治的又は社会的な目的に裏付けられている。
- 脅威を与え又は威圧することを企図している。
- 非合法的で、武力の行使を伴う。

したがって、政治的、社会的な目的をもたない爆発事件、脅威を与えることを企図しない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などは、大規模なものであってもテロ行為に該当しない。しかし、事件の発生当初は、その目的や企図は不明であることが多いから、「テロ行為」と断定されるのは、事件の全貌がほぼ解明された段階となる。

1 テロ行為の分類

- 核兵器 (Nuclear)
- 生物兵器 (Biological)
- 化学兵器 (Chemical)
- 放射性物質 (Radiological)
- 放火 (Incendiary)
- 爆発物 (Explosive)
- サイバーテロ (Cyber terrorism)

2 テロの標的対象

- (1) 政府又は軍施設
- (2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- (3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- (4) 銃砲、火薬類を保管する施設
- (5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

【出典】「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：（株）ぎょうせい

であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

3 テロが行われる（た）場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に本庁からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 1 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等を発見した場合）」に従って行動する。

第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）

NBCR災害とは

核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological）に起因する災害をいう。ここでは、それぞれの災害の概要と特徴、基本対応を示す。

1 核（物質）による災害

(1) 核（物質）の概要と特徴

ア 概要

- 都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域が含まれていないことから、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低いと考えられる。一方、都内の医療・研究施設には、放射性同位元素などの放射性物質を取り扱っているものが多く存在するが厳しい法規制等の下で、厳密に管理されている。
- 核物質等が盗難などがあった場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるため、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

イ 特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。
- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

(2) 核（物質）テロに対する基本対応

ア 人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じるできないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

イ 災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

2 生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

ア 概要

- 生物剤とは、「微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう」（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。
- WHOでは生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーAとし、カテゴリーAには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

イ 特徴生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

- 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。
- 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- 通常発症しない病気が発現する。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防御できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

3 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

ア 概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

イ 特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

- 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。
- 一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。
- 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。
- 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- 同時多発、広範囲散布の可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

また、東京都各部局は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力をを行うこととしている。

4 学校において共通する対応

- 「第3章 第2 爆破予告等における処理事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。
- NBCR災害時には、災害等の状況に応じて、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下、都本部）が設置される場合がある。
- 都本部等は、災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する（住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。）。
- 当該区市町村から協定により避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。
- 児童・生徒等の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示によること。

対策を講じる上での留意事項

- ・ 迅速、確実な情報連絡体制の確立
- ・ 指示（命令）の迅速な伝達と各局の有機的な連携
- ・ 各災害の特性に応じた適切な対策の実施

第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

国内外で大規模テロリズムが発生した場合、警戒レベルごとに点検・警備対応を行い児童・生徒等、都民等の身体・生命及び財産の安全確保を図るため平成23年5月に「教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針」（別添資料2-8）を策定している。

テロが想定される場合は、本指針に基づき校内体制を整え、適切に対応すること。

事故・事件に対しての学校への指示及び情報提供

大規模な事件・事故が発生した際には正確な情報を得て、的確な判断の下に行動することが身の安全を守ることになる。

学校においては、事件・事故に対して正確な情報を得ることが求められ、その手段として「災害時等緊急連絡システム」を活用する。本庁は「災害時等緊急連絡システム」を通して各都立学校に対し、事故・事件に対する学校への指示及び情報提供を行う。

第5章 弾道ミサイル編

第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

近年は、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分な配慮が必要である。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

【1】 Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

※ 弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けの時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそこに避難する。ただし、校舎の状況や児童・生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討しておくこと。

※ ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のように行動する。

● 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

● 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられる。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

(1) の避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童・生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要である。

ア 学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられる。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられる。

イ 校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められる。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められる。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要である。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められる。
- 児童・生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められる。

ウ 登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められる。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくない。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切である。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切である。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。
- バスに乗っている児童・生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられる。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切である。

エ 児童・生徒等が自宅等にいる場合

- 児童・生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要である。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要である。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達される。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するため、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。

- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童・生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切である。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要である。

2 体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

また、施設の状況や児童・生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要である。このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければならない。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできない。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要である。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的である。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童・生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能である。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切である。

Jアラートを介した情報による状況の把握 ⇒ 安全な場所を判断して避難 ⇒ 姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められる。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守る。一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要がある。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要である。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効である。

【緊急一時避難施設について】

《緊急一時避難施設とは》

ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道、駐車場・駐輪場等）をいう。

《緊急一時避難施設指定の考え方（国のQ&Aから参照）》

弾道ミサイル発射時等において、爆風や破片等からの直接の被害を軽減するために一時的に避難できる場所としてあらかじめ指定するものです。

※地震、風水害等の自然災害における避難所等とは目的が異なります。緊急一時避難施設指定の考え方（国のQ&Aから参照）

《指定対象》

構造が鉄筋コンクリート造（RC造）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の施設又は地下施設

《滞在期間》

場所を提供いただくのは、弾道ミサイル発射後、安全が確認されるまでの1～2時間程度を想定

※過去の事案では、Jアラート（ミサイル警報）の警報情報の発出から安全情報の発出まで10分程度

《指定に伴う負担や義務》

- ・法律上、コスト面や運用面での追加的な負担や義務を施設管理者に課すものではありません
- ・当該施設の職員等に対し、避難者の誘導など新たに何らかの義務を課すことは想定していません
- ・新たに備蓄の義務が生じるものではありません

《指定に当たっての使用条件》

- ・緊急一時避難施設としての利用時間を施設の開錠時間などに限定することも可能
- ・施設の一部のみを緊急一時避難施設として使用することも可